



令和4年 第2回定例会

会 議 録

(令和4年2月25日～3月25日)

枕 崎 市 議 会

令和 4 年

枕崎市議会第 2 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 29 日間（2 月 25 日～3 月 25 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
2 月 25 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第 4 号） 7 提案理由の説明 8 質疑、討論、表決 9 議案上程（日程第 5 号－第 32 号） 10 提案理由の説明、質疑 11 予算特別委員会の設置及び委員の選任 12 議案委員会付託 13 議案上程（日程第 33 号－第 36 号） 14 提案理由の説明 15 質疑、討論、表決 16 報告（日程第 37 号） 17 散 会
2 月 26 日 (土)	休 会			
2 月 27 日 (日)	休 会			
2 月 28 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（4 名） 3 散 会
3 月 1 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（4 名） 3 散 会
3 月 2 日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 総務文教委員会
3 月 3 日 (木)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
3 月 4 日 (金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会（補正）

3月 5日 (土)	休 会			
3月 6日 (日)	休 会			
3月 7日 (月)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会 (当初)
3月 8日 (火)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会 (当初)
3月 9日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会 (当初)
3月10日 (木)	休 会			
3月11日 (金)	休 会			
3月12日 (土)	休 会			
3月13日 (日)	休 会			
3月14日 (月)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
3月15日 (火)	休 会			
3月16日 (水)	休 会			
3月17日 (木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第8号-第14号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程 (日程第15号-第21号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程 (日程第22号) 12 提案理由の説明、質疑 13 議案委員会付託 14 議案上程 (日程第23号) 15 提案理由の説明 16 表決 17 散 会

			前 10 : 43	1 総務文教委員会
3月18日(金)	休 会			
3月19日(土)	休 会			
3月20日(日)	休 会			
3月21日(月)	休 会			
3月22日(火)	休 会			
3月23日(水)	休 会	委員会	前 9 : 30	1 議会運営委員会
3月24日(木)	休 会			
3月25日(金)	本会議		前 9 : 30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第2号-第8号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第9号) 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和4年2月25日)

令和4年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第1号）

令和4年2月25日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	3	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第12号）	
5	4	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第13号）	予 特
6	5	令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	6	令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
8	7	令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
9	8	令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
10	9	令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
11	10	令和4年度枕崎市一般会計予算	〃
12	11	令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
13	12	令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
14	13	令和4年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
15	14	令和4年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
16	15	令和4年度枕崎市水道事業会計予算	〃
17	16	令和4年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
18	17	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文

19	18	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
20	19	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
21	20	市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
22	21	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
23	22	枕崎市文化資料センター南浜館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
24	23	枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
25	24	枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
26	25	枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
27	26	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
28	27	公の施設の指定管理者の指定について	産 厚
29	28	公の施設の指定管理者の指定について	〃
30	29	公の施設の指定管理者の指定について	〃
31	30	公の施設の指定管理者の指定について	〃
32	31	専決処分の承認を求めることについて	予 特
33	32	教育長の任命について	
34	33	公平委員会委員の選任について	
35	34	人権擁護委員候補者の推薦について	
36	35	人権擁護委員候補者の推薦について	
37	報1	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	5 番 禰 占 通 男 議員
6 番 城 森 史 明 議員	7 番 吉 松 幸 夫 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員	9 番 立 石 幸 徳 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員	11番 中 原 重 信 議員
12番 東 君 子 議員	13番 清 水 和 弘 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員	

1 本日の欠席議員次のとおり

4 番 沖 園 強 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大 江 武 史 書記	溝 口 達 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	堂 原 耕 一 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
原 田 博 明 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
神 園 信 二 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
永 江 隆 水道課長	上 園 秀 人 水道課参事
高 山 京 彦 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	小 湊 哲 郎 農政課参事
新屋敷 増 水産商工課参事	松 田 勇 一 市民生活課参事
駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長	平 塚 孝 三 選管事務局長
松 田 章 子 会計管理者兼会計課長	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	丸 山 屋 敏 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	田 中 幸 喜 消防長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長	俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
福 永 賢 一 福祉課主幹兼社会係長	山 口 太 総務課主幹兼行政係長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任	水 谷 彰 吾 総務課行政係主事補

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和4年第2回定例会が本日招集されましたが、出席議員13人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、3番上迫正幸議員、12番東君子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、令和3年11月、12月及び令和4年1月執行の例月現金出納検査結果報告書、令和3年11月及び令和4年1月に実施されました定期監査の結果並びに令和4年2月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和3年第7回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係14件、条例10件、公の施設の指定管理者の指定について4件、専決処分の承認を求めることについて1件、人事案件4件及び報告事項1件の計34件であります。

このうち、ただいま上程されました、議案第3号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第12号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,142万円を追加し、予算総額を177億3,105万6,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の追加であります。

これにつきましては、国の制度変更により新たに給付金の支給対象となった、令和3年9月1日から令和4年2月28日までに離婚したことにより、給付金を受給できていない現養育者に給付金を支給するほか、国の制度では給付金の支給対象とならない児童手当の特例給付の受給世帯に対し、市独自で給付金を支給しようとするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 議案第3号についてですね、簡潔にお尋ねをいたします。

これは先ほど市長の提案理由にもありましたように、従前からの対応ですので、ただ国のほうがこれまで対象になっていない方々を対象にするちゅう形で拡充してきているんですが、そしてまた国の制度でも対象にならない方々について、本市独自のですね、単独事業が加わってきているわけなんですけど、その中で、この本市単独事業の高校生等25人分、この高校生等っていうわざわざ等がつく事情ですね、この点についてまず説明をいただきたいと思えます。

○山口英雄福祉課長 高校生等としている理由につきましては、今回の給付金につきましては満18歳の方までを対象としていることから、18歳で高校に行っていらない子供を養護している場合もございますので、そういった方々も対象になるということで、等をつけているところでございます。

○9番立石幸徳議員 そこで、今度の補正第12号でもってですね、本市の単独事業に取り組みまして、本市全体の新生児から18歳までの子供については、全員この給付金が支給されると、そういうふうに確認してよろしいんですかね、それが1点。

最後に、昨年の給付金は、年内に給付するちゅう一括10万円を現金で対応したんですが、今度のこの追加分については本年度内に給付することになるんですかね。と申しますのは、まだ上程をしておりますけれども、後もっての頂いている13号補正ではですね、この分が繰越明許で九百五、六十万出ているんですね。

繰越明許ということになりますと、本年度内ということではなくなっていくんじゃないかと思うんですが、その2点についてお尋ねをしておきます。

○山口英雄福祉課長 まず1点目の御質疑でございますけれども、今回、市単独でこれまで対象となっていなかった所得超過の部分についても対象としたことに伴いまして、基準日現在に枕崎市に住所のある場合については、18歳以下の全ての子供が対象となります。また、新生児につきましては、3月31日までに生まれた子供となっておりますので、そのようなことで御理解いただきたいと思えます。

それから2点目のお尋ねでございますけれども、年度内に全て執行するのかと、繰越明許費との兼ね合いでございますけれども、これまでこの子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、12月議会でお願ひしました一般会計補正第8号、当初国がクーポン券で制度設計しておりました部分の補正第9号、それから今回の補正第12号の3つで予算措置をしているところでございますが、3つの補正予算で事業費といたしましては2億7,852万円となっております。

この中で、新生児の場合には3月31日までに生まれた子供が対象となりますが、出生届は出生の日から14日以内となっておりますので、3月末近くに生まれた場合につきましては、当然、4月の中旬ぐらいまでの出生届になるかと思えます。そういったケースも考えられます。

また、国のほうが、今回離婚をしたことにより、現に子供を養育しながら給付金の対象とならない方について支給対象といたしましたけれども、この場合の方々については申請期限が4

月末までとなっております。

そういったこともありまして、繰越明許費として、今回この議会に補正第13号で900万円程度を計上しているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号から第32号までの28件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本年1月16日告示の枕崎市長選挙において市民の皆様の御信任をいただき、市長として2期目の市政運営に当たることとなりました。市民の皆様の御支援に心から感謝申し上げます。約28年ぶりの無投票当選ということで有権者の皆様には民意を示す機会がなかったという事実を真摯に受け止め、1期目以上の重い責任を認識すると同時に、これから4年間、これまで以上に枕崎市に尽くし、日々精進していく覚悟です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症はこれまでの2年間で6度の感染拡大局面を経て、現在でも収束を見ていません。初期の感染拡大防止のための市民への啓発に始まり、医療提供体制確保、PCR検査助成事業の実施、希望する方へのワクチン接種など感染防止対策を行うとともに、雇用の維持、事業の継続を目的として社会経済活動を動かし続ける施策、併せてアフターコロナを見据えた地域社会づくりに、職員の想像力と知恵を総動員して引き続き取り組みます。

社会経済活動を動かしていく原動力は、本市の強みである地場産業の競争力強化です。枕崎漁港を中心とする水産業、水産業を基点とする水産加工業、茶、花卉、果樹、カンショ、畜産などの農業、芋焼酎などは、現在我が国の経済課題である物の価格低迷、デフレを解決できる高いポテンシャルを持っています。昨年制作した本市のPR動画は、「丁寧・本物」という本市で産み出される製品の品質を表現したものです。それらの品質が正しく評価され、産業の付加価値を高める努力を更に強く進めていくことは本市の重要な課題です。

その本市の特産品のブランド価値を高め、その存在を広く日本中に知らしめる手段の一つでもあるのがふるさと納税です。ふるさと応援寄附については、おかげさまで1月末現在で32億円を超える寄附が寄せられております。この4年間で合計しますと100億円を超える多くの額の寄附をお寄せいただいていることとなります。お寄せいただいた御厚意については、本市の活性化につながるまちづくりの財源として、地域振興策に有効に活用させていただきます。また、返礼事業を通じて更なる本市特産品の魅力の発信等を行い、産業競争力の向上、地場産業の振興につなげていきます。

国の掲げる2050年ゼロカーボン社会の実現に向けて、本市では新たなチャレンジを進めています。現在策定中である本市の総合的なエネルギー政策に関するマスタープランにおいては、再生可能エネルギーへの転換による脱炭素への貢献を果たしつつ、地場産業の持続可能性の確保を図り、これまで外部に流出していたエネルギーコストを域内にとどめることで経済の地域内循環

を創出するほか、公共施設などにおける分散型電源の整備による防災力の強化を図るなど、脱炭素・経済・防災などの地域課題の解決を本市エネルギー政策の基本方針に掲げており、新年度はその中核的な役割を担う自治体新電力会社の設立に取り組みます。今後、地元事業者や住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、マスタープランで検討した事業計画を基に事業体の設立を着実に進めます。

一昨年から取り組んでいる市営野球場改修、南浜館改修が本年度中に終了します。昨年は、市営野球場で地元高校同士の交流戦やボーイズリーグによる硬式野球の公式戦開催、そして南浜館では1万5,000人の集客があった「動くゴッホ展」など、関係人口増加につながる取組を行いました。改修が終了した両施設を中心に、スポーツ・文化による関係人口増加の取組を更に加速させていきます。

火之神地区の養豚場跡地の土地購入について申し上げます。

当該土地に残る老朽化した建物の現況や、本市の一大景勝地である火之神公園へのアクセス道路に面しているという立地を鑑み、まずはこの地域の環境・景観の保全に市として取り組むこととします。その取得に向けた交渉は既に開始していますが、新年度はこの交渉を着実に進めていきます。また、当該土地の有効な活用は、地域の活性化や関係人口の創出・拡大など、大きな可能性を秘めているものと考えられるため、土地購入事務と並行しながら、今後はその利活用方法について本格的な検討を進めます。少子高齢化・産業振興・脱炭素の推進など本市の地域課題を踏まえ、それらの解決とともに、本市の更なる魅力発信にもつながる当該土地利活用の基本構想について検討することとしています。

このほか、本年4月に10周年を迎える稚内市との友好都市盟約について、両市市民が互いに訪問し合う市民訪問団事業や、枕崎駅と稚内駅を利用した方に対する両市訪問記念事業のほか、フォトコンテストなどのイベントなどを実施します。また、両市の青少年交流を深めるため、本市の中高生を稚内に派遣する稚内交流事業を実施します。

新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されてから2年が経過しましたが、「感染症との戦い」を「感染症との共生」へと深化させていく時期にきています。新しい生活様式の中でも、市民一人一人の暮らしに寄り添い、これまで続けてきた産前産後ケアや病児病後児保育などに新しい施策も加えた切れ目のない子育て支援、高齢者も障害を持つ人も全ての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくための医療、介護、福祉のさらなる充実を図り、持続可能な地域共生社会実現に向けた政策を加速させていきます。未来を担う子供たちがすくすくと成長し、ふるさとを大切に作る心、ふるさとに学ぶ心を育む教育を学校、地域、家庭で共に成長させていきましょう。そして、子供から高齢者まで、全ての人を誰一人取り残さない、枕崎ならではの心の通った地域共生社会の実現に向けて、これからも共に前へ進んでいきましょう。

続いて、第6次枕崎市総合振興計画の目指すべき将来都市像である「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」を実現するための新年度新規事業など施策の主なものについて説明いたします。

まず、「安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

市営住宅の長寿命化計画に基づき、谷原団地の建て替え工事に着手するほか、火之神団地の外壁・屋根及び一部住戸の内部改修工事を実施します。

水道事業では、「安全・強靱・持続」の3つを柱とする水道ビジョンに基づいて、施設の更新事業や別府地区の水量・水質を改善するための工事を継続して実施するほか、安全で良質な水道水の安定供給を行います。

公共下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づいて、終末処理場等の施設改築更新事業を実施するほか、汚泥量、臭気濃度の軽減に向けた施設整備に取り組みます。また、厳しい経営環境に対応するための確かな経営判断を行い、安定的なサービスを提供します。

次世代に豊かな自然環境を引き継ぐため、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を活用しながら、公共下水道区域外の浄化槽設置・転換を積極的に推進し、水質保全の確保や公衆衛生の向上を図ります。

また、事業場の適切な排水処理の指導強化に継続して取り組みます。

2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、環境施策の柱として令和3年3月に策定した枕崎市環境基本計画に基づき、豊かな自然環境の中で環境に配慮した持続可能な暮らしを実現するための施策を推進するとともに、市民の環境意識の醸成と自ら取組を実践していただくための環境づくりを進めます。また、同計画に基づいて、脱炭素化に向けた次世代自動車利用への転換を図るため、新年度は5台の公用車を次世代自動車に更新します。

(仮称)南薩地区新クリーンセンターについては、南薩地区衛生管理組合において、令和6年9月の供用開始に向け、本年2月から本体建設工事が着工されております。本市においても、内鍋清掃センター廃止後に設置するごみ運搬中継と資源ごみの中間処理を行うごみ処理中継施設の整備事業に取り組みます。新年度からは、一般ごみの収集回数の削減を実施し、廃棄物の4Rに取り組みます。

人と猫が共生する地域づくりのため、新たに地域猫活動団体、地域住民、行政の連携の下、飼い主のいない猫を将来的に減らし、地域の生活環境の保全対策を行う地域猫活動推進事業を実施します。

災害を未然に防止し人命・財産を守るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、県営急傾斜地崩壊対策事業で山手町、潟山及び桜馬場の3地区、県営砂防事業で木口屋の中洲川及び下山第一谷川の2地区に事業着手するほか、引き続き、総合流域防災事業による二級河川中洲川、県単河川等防災事業による金山川及び県単砂防事業による木口屋集落の土石流危険渓流中洲川の改修・保全工事を実施します。

また、浸水対策として宮前地区の排水路工事に着手するほか、中長期的な浸水対策計画の方針を定めることを目的に「雨水管理総合計画」を策定します。

海岸の防災対策については、新町・旭町地区の枕崎漁港海岸護岸整備に引き続き取り組みます。

令和元年度に策定した「枕崎市強靱化地域計画」について、施策の進捗状況を踏まえながら必要に応じた見直しを行い、今後とも、この計画を指針として、本市の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進します。

管理不全な危険度の高い空き家等については、所有者等に対し適切な管理を促すとともに、引き続き補助制度を活用した解体撤去を推進します。

災害関連情報等を確実に伝達するため、引き続き防災行政無線戸別受信機と防災行政無線の放送内容を自動配信する登録制メールの普及に取り組みます。

避難所の運営については、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、避難所用備品の充実を図り、避難所の環境改善に取り組みます。

また、市総合防災訓練を中心とした災害対応訓練等を実施するとともに、地域の自主防災訓練等を促進し、自助・共助の気運を高め、地域の防災力と市民の防災意識の向上を図ります。

消防業務については、救命率の向上や職員の感染防止の徹底を図ります。

また、地域防災力の中核となる消防団については、報酬等の処遇改善を図るとともに、市民の安全と安心を確保するため、設備並びに装備の充実・強化を行います。

都市公園では、公園施設長寿命化計画に基づいて、塩浜公園のテニスコートのナイター照明施設、台場公園の幼児用プールの改修工事や国光公園及び立神北公園のトイレのバリアフリー化を実施するほか、台場公園の旧交通広場を幼児などが安心・安全に楽しめる広場へ整備します。

また、老朽施設に起因する事故を未然に防ぐため、各公園の老朽化した遊具などを年次的に更新します。

高齢者や障害者、子供など、全ての市民が住み慣れた地域で更に安全に、また安心して暮らせるよう、地域における見守り活動ネットワークの更なる拡充に向けて協力事業者・団体等の掘り起こしに取り組みます。

次に、「快適で便利なコンパクトなまちづくり」について申し上げます。

通学路などの安全を確保するため、駅前広場に接続する小江平通線、台場公園に通じる港線、日之出公園西側の街路55号線の歩道を含む道路改良工事や、道路交通網の安全性・信頼性を確保するため、道路ストック点検結果に基づき、柴立茅野線の危険なのり面の整備を実施します。また、火之神公園駐車場の整備に合わせ周辺の歩道整備を実施するほか、老朽化した市道の舗装修繕及び道路改良工事を引き続き実施します。

橋梁では、長寿命化修繕計画に基づき、小川橋、馬追橋、第二馬追橋、竹山橋及び仁田浦東橋の補修工事のほか橋梁詳細点検を計画的に実施します。

なお、県営事業では、国道270号水流跨線橋付近の線形改良事業の用地取得及び改良工事を実施します。

現在、本市の交通政策に関する課題解決に向けた地域公共交通計画を策定中ではありますが、この計画に基づき、既存の交通網の最大限の活用と、それを補完する新たな交通手段の具体化などによって地域公共交通の持続可能性を確保し、高齢者をはじめとする交通弱者の救済と市民の利便性の向上に取り組みます。

職員のITリテラシーの向上を目的とした研修の開催、民間企業との連携によるITを活用した地域課題解決の検討、高齢者等に対するデジタル機器スマホ教室の開催など、地域デジタル化の推進に向け、人材育成・地域との連携・デジタル格差の解消などに取り組みます。

また、デジタル化に向けた国の動向を注視し、的確に対応します。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

本市に船籍を置く遠洋かつお一本釣り漁船は、沖の漁模様が安定せず取り巻く環境が厳しい状況にありますので、引き続き入漁料の助成を行うとともに、新型コロナウイルスの感染者と接触した乗組員が下船し宿泊施設等に待機するための費用の補助を行います。

漁港整備については、「枕崎漁港高度衛生管理基本計画」及び「枕崎地区に係る特定漁港整備計画」に沿って水深6メートル岸壁及び4.5メートル岸壁の改良を行うとともに、漁港施設の機能保全として臨港道路の改修を行います。

枕崎市漁業協同組合が建設を進めている新たな冷凍冷蔵庫施設で使用する資材・機器整備について、種子島周辺漁業対策事業を活用し支援します。

沿岸漁業の振興については、資源管理型漁業の推進や増殖礁設置及び水産多面的機能発揮対策を実施します。

水産加工業の振興については、水産加工品の輸出拡大を図るため、水産加工業者が行う輸出先のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすために必要な施設等の整備を引き続き支援します。

農業については、人・農地プランの法定化に向けて、集落等での話合いの上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を明確化します。

具体策として、農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りの推進、最適土地利用対策事業や多面的機能支払交付金事業、中山間地域等支払交付金事業により荒廃農地の発生防止・解消、農地の有効利用を推進するとともに、農村地域の活性化を支援します。

また、経営継承・発展等支援事業、次世代人材投資事業に代わる新規就農支援事業や、補助率見直し及び事業費枠拡充を行う認定農業者等担い手育成対策事業など、各種の支援制度を活用して、後継者の確保や認定農業者の経営安定を図るとともに、新規就農者の掘り起こしを行い、担い手を確保していきます。

被害が拡大している「サツマイモ基腐病」対策については、耕地事業と連携し甘しょ生産基盤の安定を図るとともに、栽培基本技術の周知徹底を行うなど、引き続き関係機関一体となって被害の軽減に向けて取り組みます。

畜産振興については、環境に配慮した安全な畜産業の推進や家畜防疫など飼養衛生管理の周知徹底を図ることについて、関係団体と一体となって取り組みます。

農村地域防災減災事業により、老朽化した用排水路を改修し排水機能の向上を図り、農地や農業用施設の被災防止に取り組みます。

深刻化している農作物への鳥獣被害については、地域での取組の支援を行うとともに、狩猟期間を含む通年で捕獲指示を行うなど、猟友会等関係機関と連携し一層の被害の軽減に努めます。

森林環境譲与税を活用して森林経営管理制度や林業担い手の支援を実施するとともに、地域材を利用した妙見の森の環境整備事業等により木材利用の普及啓発を推進します。

また、林業の生産性向上を図るため、令和12年度の完成を目指し、本市と南九州市を結ぶ林道を整備します。

市民の生命や財産を守るため、山地災害危険箇所のはり山事業により、森林の維持保全を行います。

農地、山林等の入会権等を所有権へ近代化し、農林業上の利用の増進、農林業経営の健全な発展を図るための入会林野整備の取組を支援します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動が縮小する中、地域産品の販路を拡大するため、市内事業者のECサイト活用の促進や地域性を生かした付加価値の高い新商品の開発を支援するとともに、感染症拡大の影響を見極めながら、国内外の商談会や物産展等への参加、PR活動など市内事業者の積極的な事業展開・商流への取組を引き続き支援します。

また、資金繰り対策として、利子補給補助を実施し、外国人技能実習生を受け入れる事業者に対しては、入国時に一時的に待機するための費用への補助等を引き続き行います。

商工振興対策として、「商店等新規出店支援事業補助制度」、「がんばる商店街支援事業補助制度」や、昨年制作したPR動画の活用等により本市地場産品を「枕崎ブランド」として国内及び海外において発信し、本市地場産品の認知度・イメージ向上を図る取組など様々な施策を引き続き展開するとともに、商工会議所や通り会連合会等と連携して、魅力ある商店街づくりを推進します。

現在、多くの事業者が事業活動の縮小を余儀なくされる中、雇用の維持を図る事業者への支援策として、国の雇用調整助成金の活用の際し、申請に要する費用の補助や市独自での上乗せ補助を引き続き行います。

また、雇用就業環境対策として、若者等の職場への定着や女性の職場での活躍促進並びに雇用の拡大を目的として、職場施設環境改善やユニフォーム整備を行うなど、積極的に就労環境改善に取り組む市内企業に対し引き続きその支援を行います。

シルバー人材センターが行う地域就業機会創出・拡大事業に対する補助を新年度も継続して実施し、高齢者の就業機会の拡大と生きがいづくりを支援します。

観光振興については、今後の新型コロナウイルスの感染状況や観光需要の動向等を踏まえながら、様々なメディアやSNSを活用した情報発信、関係団体と連携した誘客事業に取り組み市内周遊を促進し、観光産業の経済活動の速やかな回復を図ります。

また、キャンプ人気の高まりの中、利用客が増加している火之神公園について、ユニバーサルツーリズムを推進する観点から、高齢者や障害者に配慮した駐車場整備を行います。

併せて、枕崎お魚センターでのカツオのわら焼きたたきづくりやかつおぶし削りなどの体験型観光を一層推進することで本市の観光拠点施設としての魅力の向上を図るとともに、昨年制作したPR動画等を活用して本市の多彩な魅力を効果的に発信し、より多くの観光客を呼び込むため

の施策を展開します。

本市への移住・定住の促進については、高校生を対象とした就職支援事業等に取り組んできておりますが、若者の郷土愛を育み、本市との継続したつながりを構築していくための取組である「枕崎の、仕送り。」ふるさとの味エール便事業について、新年度は、その対象を拡大して実施します。また、民間事業者が行う、移住体験やお試し住宅などに利用される空き家を活用したゲストハウス整備に対して支援を行うなど、更なる移住促進や関係人口創出に資する事業に取り組めます。

次に、「健康ですべての人々にやさしいまちづくり」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、市民の生命及び健康を守るため、全庁的な体制の下総力を挙げて感染予防及び感染拡大防止対策や必要な情報の発信、啓発に引き続き取り組めます。

ワクチンの追加接種及び5歳から11歳の子供たちへの初回接種については、国、県及び本市医師会など関係機関の協力の下円滑に実施します。

市立病院については、医療機器等の整備を行い、より充実した医療サービスを提供するとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関として医療提供体制の確保を図ります。

また、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとしての病児保育事業の施設運営を引き続き実施します。

本市の脳卒中死亡率の改善や国民健康保険医療費の抑制等を目的に、令和元年度から「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトに取り組んでいます。本年度は、市民の血圧測定の習慣化に向けて、データ集約可能な家庭用血圧計の配布事業や市内高校等と連携した高血圧ゼロレシピコンテストなどを実施しています。

新年度も、家庭用血圧計の配布事業を継続するとともに、市内量販店と連携し減塩商品の啓発を図るなど、本プロジェクトの取組を通して、市民の健康に関する意識の醸成を図り、健康なまちづくりを目指します。

市民が安心して子どもを産み育てられる環境を守るためには、市内の産科及び小児科医療体制を維持することが重要です。市内の産科医及び小児科医や本市医師会役員で構成する懇話会を本年度に設置していますが、新年度も引き続き必要な対策の検討を行います。

老人福祉センターについては、健診機能の充実と避難所としての機能性の向上を図るため、令和6年度に大規模改修を予定していますが、新年度はその設計業務委託を行います。

第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から子育て期まで、それぞれのステージに合わせた切れ目のない支援を行い、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを更に進めます。

具体的には、新生児への給付金給付事業を継続して実施するほか、新年度は、幼児教育無償化の対象外であるゼロ歳から2歳までの乳幼児に係る保育料について、これまでの軽減幅を拡充して国の定める基準額の半額にまで保護者の負担額を軽減するとともに、保育所や認定こども園を利用するこれらの幼児に係る紙おむつの費用に対する補助制度を導入し、時代にマッチした形で子育て世代の経済的な負担等を軽減します。

また、市内各保育所や認定こども園の老朽化した遊具の更新に係る費用に対する補助を実施し、快適な保育環境の更なる充実を図ります。

乳幼児のいる世帯であって、生活に困窮し緊急かつ一時的な生活支援が必要である世帯に対しては、乳幼児に必要な生活物資を支給する「乳幼児世帯生活支援事業」を新たに実施します。

障害者福祉においては、第6期枕崎市障害福祉計画等に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生きがいを享受できるまちづくりに向け、その環境づくりや啓発活動等の取組を更に推進します。

高齢者福祉においては、令和3年度を初年度とする「枕崎市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき「高齢者地域支え合いグループポイント事業」や「てげてげ広場事業」など介護予防活動の普及促進を図るとともに、アドバンス・ケア・プランニングを意識した「在宅医療・介護連携推進事業」や「認知症総合支援事業」などを引き続き実施します。

また、本年度から実施した「買い物弱者地域生活支援対策事業」を新年度も引き続き実施するほか、交通弱者のタクシー利用に係る運賃助成制度については、更なる利用促進を図るとともに、今後の地域公共交通体系の構築を見据えた望ましい制度の在り方を検討します。

福祉や介護に関する仕事のやりがいや魅力を発信し、これらの仕事に対する理解を深めることにより、福祉・介護分野の人材確保につなげるための取組を推進します。国の制度に基づく保育士や介護従事者等の処遇改善事業を実施するほか、県の保育士人材バンクと連携した枕崎市保育人材バンクの運用等により必要な人材の確保を支援します。

生活に困窮する世帯に対しては、家計改善支援事業を拡充するとともに、新年度は、雇用による就労が困難な方に対し就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行う「就労準備支援事業」を実施します。

なお、今後の地域福祉に関しては、現在策定中の「枕崎市地域福祉計画」に基づき、「思いやり 支え合い すべての人がいきいきと暮らせるまち枕崎」の実現に向け、地域を支える仕組み、地域で支え合う仕組み、支援を必要とする人とつながる仕組みの構築に取り組みます。

次に、「豊かな人間性と文化を育むまちづくり」について申し上げます。

本市の教育委員会では、児童生徒の教育の重点として、3つの教育を推進します。1つ目は教えること、育むことにメリハリをつけた「教育」、2つ目は学校、家庭、地域社会の三者が緊密に連携した「協育」、3つ目は故郷を学び、故郷に学び、故郷に返す「郷育」です。

学校教育については、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成するため、確かな学力の向上や豊かな心を育む教育の充実を図ります。同一校区に1小1中である本市の特色を生かして、小・中連携教育を推進し、研究指定を受けている学校が「学び」「心」「体」「家庭・地域」の4つのつながりを重点化した研究の成果を公開します。

また、国の「GIGAスクール構想」による、各学校に整備された1人1台のタブレット端末については、オンライン学習やAIドリル等の活用を更に進め、ICTを効果的に活用した個別最適で協働的な学習を実践していきます。

さらに、特別支援教育や教職員を対象とした研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指します。

今後とも、児童生徒の感染防止対策に引き続き取り組むとともに、ポストコロナを踏まえ、これから先の予測困難な時代を生き抜いていくために、夢を持ち、夢に向かって努力し続けることの大切さを実感できる体験的活動を推進します。

学校施設については、学校施設長寿命化計画に基づき、枕崎小学校の長寿命化改良事業を2か年で実施するほか、立神小学校の非構造部材耐震化事業や、小学校の学校遊具の更新など、施設の適正な機能や役割などを考慮しながら、老朽化の進む施設・設備の補修等を年次的・計画的に実施します。

学校給食については、安心・安全で魅力ある学校給食を実施するとともに、地産地消の拡大や食育の充実を図ります。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求に応えるとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組める環境づくりを推進します。

青少年の育成については、引き続き家庭教育への支援や豊かな体験活動の機会の充実を図ります。

また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目

指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の積極的な活用を図ります。

社会教育施設については、新年度は、市民会館の管理棟のトイレの洋式化、多目的トイレの整備のほか、ホール棟の外壁、屋根の改修、Wi-Fi設備の整備など、災害時の避難所としての機能性の向上も合わせた大規模改修工事を行います。また、他の地区公民館についても、今後計画的に整備を進めます。

昨年4月にリニューアルオープンした市立図書館については、図書館システムの普及を更に促進するとともに、利用者の利便性、安全性の向上を図り、地域の情報拠点として、蔵書や各種資料の充実を図ります。

スポーツによるまちづくりの推進については、新年度から指定管理者制度を導入し、効率的なスポーツ施設の運営や民間のノウハウの活用によりスポーツ振興を図ります。また、野球チームなどスポーツ団体のキャンプ・合宿の誘致や大会の開催を推進し、令和2年度から改修を行った市営野球場をはじめ本市体育施設の積極的な利用を促進することで、関係人口の増加と地域コミュニティの活性化を図ります。今後も体育施設の整備を計画的に進め、市民のスポーツへの参加促進や健康増進・体力向上を図り、スポーツを生かした地域づくりを推進します。

本年度、市営野球場では大型ビジョンやステージの新設など施設整備が進んだことで、スポーツ分野だけでなく文化的なイベントを実施するなど多目的な活用を進めます。

2023年10月に開催が決定した「燃ゆる感動かごしま国体」については、本市で行われるさまざまな競技会の広報・啓発を更に推進します。

芸術文化のまち枕崎を深化させるため、文化庁の補助事業や民間の助成金の制度等を活用し、アートミュージアム拠点「南溟館」推進事業を引き続き実施します。

本年度は「未来」をテーマに、「野見山暁治展」や「動くゴッホ展」を南溟館で開催しましたが、新年度は「海」をテーマに、夢と希望を与える特別企画展を開催します。また、秋に「第3回枕崎国際芸術賞展」や街中アートストリートを散策するイベントを開催し、南溟館の魅力・価値を高めていくとともに関係人口の増加を図ります。

南溟館が開催する企画展を一層充実させ、文化振興に寄与するため観覧料を改定します。

伝統文化については、郷土芸能・伝統行事の保存・伝承及び後継者育成への支援を図ります。また、文化財の管理においても、その保存と活用のための対応を充実するとともに、学校教育や生涯学習等での効果的な活用を図ります。

次に「着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

男女共同参画の推進については、本年度中に策定する「第3次枕崎市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。

多様化する住民ニーズや新たな行政課題等に対応するため、研修計画に基づいて引き続き職員研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

また、本市女性職員の活躍推進に向けて、これからの働き方やキャリアを多面的に考え、ワーク・ライフ・バランスを実現しながら、生き生きと働くための考え方などを学ぶ研修を実施します。

国の推進するデジタル社会形成に向けて、マイナンバーカードの更なる普及に取り組むほか、マイナンバーカードを活用した転出・転入手続のシステムを構築し、手続の時間短縮・ワンストップ化を進めます。

庁舎の整備につきましては、本年度実施した本庁舎本館一階の案内表示板等の設置に引き続き、新年度は照明のLED化改修工事を実施し、市民の利便性の向上と電気使用量の軽減を図ります。

金山小学校跡地の活用策については、本市が抱える地域課題をデジタル技術の活用により解決していくためのデジタル活用推進拠点としての機能を持つ施設の整備を行います。

施設の利活用者と連携して、IT人材の育成や地域産業のIT導入支援等による雇用の創出や産業力強化など、地域経済の活性化を図ります。

広域行政については、引き続き、近隣の自治体と連携した中で、事務の共同処理等による効果的・効率的な展開を目指すほか、南薩地域全体の発展の核となる道路網の整備、JR指宿枕崎線の存続と利活用の促進についても一体となった取組を進めます。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研さん努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会をはじめ市民の皆様に、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、議案第4号から議案第31号までの28件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第4号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第13号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,735万6,000円を減額し、予算総額を176億4,370万円にしようとするものです。

繰越明許費は、地域課題解決のためのICT拠点整備事業ほか12事業を令和4年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、小災害復旧事業の追加と過疎対策事業ほか8事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、財政調整基金費、地方バス路線関係補助、地域課題解決のためのICT拠点整備事業、市立病院負担金、農地中間管理事業、企業誘致促進補助などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第5号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,194万円を追加し、予算総額を36億0,997万9,000円にしようとするものです。

補正の内容は、総務管理費、療養諸費、高額療養費、償還金及び還付加算金、繰出金の増額並びに出産育児諸費の減額であります。

以上の財源として、国民健康保険税、県支出金及び国庫支出金の増並びに繰入金及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第6号令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ396万8,000円を減額し、予算総額を29億9,792万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費などの減額と居宅介護サービス計画給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの増額であります。

以上の財源として、県支出金の増と保険料、国庫支出金及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第7号令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、入院収益の減などに伴い、医業収益を1,279万円減額し、一般会計負担金の増などに伴い、医業外収益を3,578万1,000円追加するほか、収益的支出において、消費税及び地方消費税の増に伴い、医業外費用を94万円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、国民健康保険調整交付金の繰入金及び一般会計負担金の増に伴い、収入を1,927万2,000円追加し、収入額が支出額に対し不足する3,405万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で

補填しようとするものです。

次に、議案第8号令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、消費税及び地方消費税還付金の減などに伴い、営業外収益を276万7,000円減額し、収益的支出において、営業外費用を1,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、一般会計出資金の減などに伴い、収入を729万5,000円、建設改良費の減に伴い、支出を3,177万6,000円それぞれ減額し、収入額が支出額に対し不足する3億0,120万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第9号令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、他会計負担金の減などに伴い、営業外収益を572万9,000円減額し、収益的支出において、減価償却費の減に伴い、営業費用を190万2,000円、支払利息及び企業債取扱諸費の減に伴い、営業外費用を121万6,000円それぞれ減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、企業債の増に伴い、収入を30万円追加し、収入額が支出額に対し不足する2億5,500万4,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補填しようとするものです。

次に、議案第10号令和4年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、「前へ。進めよう、新しいまちづくり」として私が掲げた重点施策の推進と「持続可能な財政運営」の確立を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的・効率的に配分し、第6次総合振興計画の各分野における取組を着実に進めるとともに、第2期地方創生総合戦略に係る施策、ポストコロナを見据えた産業振興と「新たな日常」の実現、国からも課題として挙げられている行政のデジタル化等への対応、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等にスピード感を持って取り組んでいくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は、151億3,340万円となり、前年度当初予算額と比較して、3,090万円の増、率にして0.2%の増となっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、公債費は増となりましたが、人件費及び扶助費が減となり、対前年度比0.3%減の59億4,281万5,000円となっています。

投資的経費は、普通建設事業費において、補助事業費が橋梁補修事業、小学校長寿命化改良事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、市営住宅建設事業などの増はあったものの、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業の減が大きかったことなどで大きく減少していますが、単独事業費が市民会館改修事業、消防団の消防ポンプ自動車等の更新、火之神地区土地取得事業、地域介護基盤整備事業などにより増となり、県営事業負担金が急傾斜地崩壊対策事業負担金、農村地域防災減災事業負担金などにより増となったことから、対前年度比14.4%減の15億4,373万9,000円となっています。

その他の経費は、対前年度比4.2%増の76億4,684万6,000円となっていますが、これは、（仮称）南薩地区新クリーンセンターの本格着工に伴い、南薩地区衛生管理組合負担金が増加した影響などで補助費等が大きく増加したことに加え、物件費や繰出金なども増となったことによるものです。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず、市税は、最近における景気動向や

税制改正などを踏まえ、対前年度比3.7%増の21億4,333万7,000円を計上しています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比6.9%増の36億6,500万円を計上しています。

国庫支出金は、公共事業の道路、橋梁、公園、公営住宅等の整備などにより、対前年度比1.6%増の17億0,363万2,000円を計上しています。

県支出金は、地域介護基盤整備事業、種子島周辺漁業対策事業などの増はあったものの、食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策事業の減の影響が大きく、対前年度比35.2%減の9億3,003万4,000円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金や減債基金、ふるさと応援基金などからの繰入れで、対前年度比8.9%増の14億5,370万1,000円を計上しています。

市債は、臨時財政対策債の借入額が大きく減少する見込みではありますが、(仮称)南薩地区新クリーンセンター施設整備、市民会館改修事業、消防団の消防ポンプ自動車等更新事業、道路や橋梁、公園、公営住宅などの老朽化対策等の影響により、対前年度比4.5%増の12億2,633万8,000円を計上しています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第11号令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、34億9,978万3,000円で、前年度当初予算に対し、0.03%の増となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費、公債費などであります。

以上の財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第12号令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、3億8,736万6,000円で、前年度当初予算に対し、6.0%の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などであります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第13号令和4年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、30億0,541万1,000円で、前年度当初予算に対し、6.9%の増となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費などであります。

なお、保険給付費につきましては、第8期介護保険事業計画における第2年度の給付見込みをベースに、令和3年度の利用状況も勘案した給付費総額を計上してあります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、繰入金、保険料、県支出金などで措置いたしました。

次に、議案第14号令和4年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万6,060人、外来で1万3,878人、1日平均患者数を入院で44人、外来で54人と決めました。

収益的収入及び支出では、収入額を6億5,216万4,000円、支出額を7億5,731万7,000円とし、差引き1億0,515万3,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、支出額を3,347万5,000円とし、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第15号令和4年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,200戸、年間総給水量を260万立方メートル、1日平均給水量を7,123立方メートルと決めました。

主な事業として、片平山配水池更新事業、老朽管更新事業、枕崎・別府系多系統化事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億3,769万8,000円、支出額を4億1,704万9,000円とし、税抜き後で298万3,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を7,925万円、支出額を3億3,608万8,000円とし、差し引き2億5,683万8,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第16号令和4年度枕崎市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、排水戸数を5,870戸、年間総処理水量を160万5,000立方メートル、1日平均処理水量を4,400立方メートルと決めました。

主な事業として、汚泥濃縮施設改築工事、汚泥脱臭施設改築工事、管渠更生工事を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を7億6,992万9,000円、支出額を7億2,363万4,000円とし、税抜き後で3,607万2,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を2億4,891万7,000円、支出額を5億2,335万5,000円とし、差し引き2億7,443万8,000円の不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第17号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の期末手当の支給率を改定するほか、実施を見送った昨年12月期の期末手当の引下げについて、当該引下げ相当額を本年6月期の期末手当で調整しようとするものです。

次の、議案第18号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率を改定するほか、実施を見送った昨年12月期の期末手当の引下げについて、当該引下げ相当額を本年6月期の期末手当で調整しようとするものです。

次の議案第19号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給率を改定するほか、実施を見送った昨年12月期の期末手当の引下げについて、当該引下げ相当額を本年6月期の期末手当で調整しようとするものです。

次の議案第20号市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長、副市長、教育長及び医師でない病院事業管理者の給料の月額減額に関する規定を廃止しようとするものです。

次の議案第21号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の年額報酬について、農地利用の最適化に係る活動実績及び成果実績を反映した報酬を支給するため、その上限額を改定しようとするものです。

次の議案第22号枕崎市文化資料センター南溟館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、南溟館が所有する貴重な美術品等を次代に継承していくための最適な環境での管理、よりレベルの高い企画展の誘致及び来館者がより快適に鑑賞し、豊かな文化的体験が得られる環境の創出に向けて施設等の更なる充実を図るための財源確保を目的として、観覧料を改定しようとするものです。

次の議案第23号枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営野球場のスコアボードの更新に伴い、その利用料金を改定しようとするものです。

次の、議案第24号枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、総合体育館の卓球場及び会議室に新たに冷暖房装置を設置したことに伴い、その利用料金を定めようとするものです。

次の議案第25号枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけるため、消防団員の処遇の改善に向け必要な措置を講ずるよう、国から通知が発出されたことを踏まえ、災害等への出動に係る出動報酬の創設等、消防団員の報酬及び費用弁償に係る規定を整備するほか、消防団員の資格要件について、市内に勤務し、または通学する市外居住者を加える等の改正をしようとするものです。

次の議案第26号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正において、本年4月からの年金担保貸付制度の廃止により、消防団員等が傷病補償年金等を受ける権利を担保に供することを可能とする規定が削られたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第27号から議案第30号までの4件につきましては、枕崎福祉作業所、塩浜運動場及び深浦運動場、枕崎市立総合体育館、枕崎市武道館及び枕崎市立弓道場並びに枕崎市海洋センターの指定管理者をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第31号専決処分承認を求めることにつきましては、ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、令和3年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は、後もって予算委員会も開かれるわけですが、主な点についてですね、一般会計の補正第13号の企画費のところと4年度当初予算ですね、火之神土地購入の関係で基本的なことをお尋ねをさせていただきます。

まず、今年度補正、企画費で施政方針にも少し出てまいりましたけれども、IT分野の公共職業訓練やIT導入支援等を行うための拠点として、旧金山小学校を整備するという事業が出されておりますが、まず現在、旧金山小学校の施設は、行政財産から普通財産への変更はどのようなふうになっているのかですね。

それから、この公共職業訓練やIT導入を支援するというこういった事業をどこか運営委託をされるのか。その運営委託される際は、有償になるのか、無償貸付けというような形になるのかですね、そういった部分について、この部分ではお尋ねをしておきます。

それから、新年度当初予算で諸支出金の中に5,000万円、火之神地区の土地購入が計上されておりますけど、まずこの5,000万円はどこに支払うことになるんですか。それから当該土地の筆数、面積、それから5,000万円のこの算定根拠ですね。

それから当該土地については、市議会でもこれまでも税金の滞納の状況が説明されていたんですが、現時点でこの滞納請求額というものはいかほどになっているのか。取りあえずそういった具体的なことについてお尋ねをいたします。

○田代勝義企画調整課参事 まず、行政財産から普通財産への変更についてということでの質疑ですけれども、現在、旧金山小学校につきましては行政財産となっておりますので、この施設の整備が終わりましたときに、普通財産のほうへ変更したいと考えております。

次に、事業の運営につきましてですけれども、本市の地域活性化、そしてまた地域の課題の解決を本市としては目指しております、そこの課題解決に向けた取組に賛同してくれるというか、一緒になって取り組んでいただける業者の方をお願いしたいと考えております。

そして、無償貸付けか有償貸付けかということにつきましては、有償による貸付けを検討しているところです。

○佐藤祐司財政課長 火之神地区の土地取得について申し上げます。

まず、どこに支払うのかという話でございますが、当該土地は、2人の個人と1つの法人の名義になっております。そして、ただいまその2人の個人、1つの法人につきまして相続財産管理人が選定をされておまして、相続財産管理人が3名おります。その3名の方々に支払うということになります。

その土地の筆数、面積ですが、合計で92筆、約4万1,000平方メートルになります。

そして5,000万円の根拠ということですが、3人の先生方と土地の価格について協議をいたしましたところです。事前に、土地の価格につきましては固定資産評価額が基本になること、そして老朽化した建物が存在するんですが、建物の除却費用は土地代金から差し引くことができることにつきましては確認しておりましたが、当該土地は土地の名義人と建物の名義人が異なる状況が多く認められておまして、また、建物の基礎のみが残ったままである状況、評価や登記もされていない建物も存在する状況にございました。

建物の除却費用を差し引く際には、同名義人分の土地に存在する同名義人分の建物しか差し引けないというふうにも言われ、鉄筋コンクリート造りの建物が点在している状況から、全体で考えれば、土地代よりも除却費用が上回ってしまう状況にあります。先ほどの土地と建物をひもづければ、土地代から対象となる除却費用を差し引くと5,000万円程度となるために、現段階ではその金額で予算計上をいたしております。

○神園信二税務課長 当該土地に係ります市税の滞納があったはずだがその金額をというお尋ねでございますが、大変申し訳ございませんが、その滞納額と税関係の細かい数字につきましては、これまでも公表しておりません。今回も答弁は控えさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど財政課長からもありましたとおり、現在、当該土地は相続放棄の財産法人ということになっております。このため、相続放棄がされる前の旧名義人の市税の滞納分につきましては、相続財産管理人である弁護士が立っておりますので、こちらのほうに賦課替えをいたしまして、現在、滞納されている税金につきましてはお納めくださいということをお願いをする文書もう既に発送済みでございます。

○9番立石幸徳議員 補正のこの金山小の関係ですね。私が申し上げるまでもなく、その行政財産というのは、当然、貸付けはできないわけですね。この行政財産から普通財産への切替えというのを当然、今回しなければならいんですけれども、この点については節目といたしまして、年度が変わる本年度内に切替えっていうのはやられるつもりなんですかね。というのが、今度のこの金山小の跡地の取組っていうのは、これも繰越明許になっていて、次年度事業になっているみたいなんですね。

ですから、細かい点については資料要求をいたしますけど、その財産の行政から普通への切替え、そういった部分については、その時点で議会への報告もしっかりと行っていただきたいと、

この点はまた資料要求後に委員会等で掘り下げたいと思います。

そこで、当初予算の火之神の関係ですよね。税務課長が申し上げたごとく、当然、個人情報の関係もありますのでね。滞納額が幾らということは公の場ではなかなか報告もできないんですけど、ただ、地方税法の第14条ですか、地方税優先の原則というものが地方税法で規定されておりますよね。

つまり、地方団体の徴収金は、全ての公課、公租公課の公課ですね、その他の債権に先立って徴収をする。つまり原則としては、地方税が優先するんだという原則が規定されているんですけども、その第14条の10において、法定納期限等以前に設定された抵当権が優先をする。つまり、税金よりも抵当権設定されている土地については、抵当権のほうが優先、強いわけですよね。

それでこの状況、今のこの火之神の当該土地の状況というのは、抵当権あるいは根抵当権等の設定の状況と勘案したときに、本市のこの市税滞納分の返還といいたいまいしょうか、返ってくる分、そういった割合はどういうふうになっているんですかね。

○神園信二税務課長 ただいま議員から御紹介がございました地方税法第14条地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、議員が読み飛ばしにされましたが、本節に別段の定めがある場合を除き、すべての公課、その他の債権に先立って徴収するというところで、この引き続き議員が御紹介された法定納期の以前に設定された抵当権については、本節に別段の定めがある場合ということで、地方税法の14条の9というところで抵当権等の設定がされているわけでありまして。それが本節の特段の定めがある場合というところに当たります。

当該土地につきましては、一部抵当権が設定されている土地がございますが、こちらにつきましては、私ども税の債権の申立てをした部分と、あと抵当権等々の部分でのその返還といいたいまいしょうか、分配ですね、配当というふうな形で市のほうにも入ってまいります。その辺の絡みにつきましては、相続財産管理人である弁護士の方で御判断をされまして、それぞれ法定の割合に従うなり何なりということで配当がされるものというふうに理解をしているところでございます。

○9番立石幸徳議員 この件も図面等も資料要求を考えておりますけれども、今の税務課長の説明からいくと、まずはその相続管理人とのそういった配分等についての説明といいたいまいしょうか、協議といいたいまいしょうか、そういうものもまだされていない段階なんですか。

それともう一点ですね、施政方針にもその当該土地を購入する目的として、景観とかいろんなことを言われていますが、一体その購入した土地をどういったことに使うのか、どういった利用がなされるのかということが土地購入の一番の目的、前提にならなければならないと一般的には考えますよ。

購入した土地が、本当にそれだけの5,000万投じた効果といいたいまいしょうか、あったのかどうかということが、議会あるいは市民に示されないとはですね、なかなかその判断がしづらいところもあるんですけどね。

最後の質疑ですので、そういったことも含めて、購入後の土地はどういうふうにするとお考えなのか、最後に聞いておきます。

○神園信二税務課長 税債権と担保債権等との配分の協議はしているのかというふうなお尋ねでございますが、相続財産管理人の弁護士の方と、あと知覧の裁判所の方とその財産の処分の状況等々の協議がされまして、こういう配分になっていくというふうなところの協議等々も今後行われていくのかというふうに思っております。

それを受けた後、私ども税債権の回収の申出をしておりますので、それについての配当がされてくるというふうなところで考えております。

○堂原耕一企画調整課長 私のほうからは、その活用方策等についての市としての考えなどについてお答えをさせていただきます。

火之神地区一帯の購入につきましては、その当該土地に残る建物が老朽化して、それを管理す

る方も今いない状況、そういうある意味危険な状況があるという点と、あとその立地面ですね、本市の一大景勝地である火之神公園へのアクセス道路にも面しているといった立地面を鑑みまして、やはり市としてはまず、取得の可能性があるのであれば、その環境、景観の保全という意味で、まずはその土地の取得を行うべきではないかということで、今回、取得費については予算計上しているものであります。

さらに一方で、この一帯の土地と申しますのは、その有効活用をすることによって地域の活性化でありますとか、関係人口の創出拡大など、大きな可能性を秘めている場所になり得るものというのも併せて考えているところでございます。

私どもといたしましては、この土地のこれまでの経緯であつたりとか、あとは今申し上げました立地条件などに鑑みまして、本市にとってこの土地の活用方法を検討していくということは大変重要であり、また、大きな可能性でもあると考えておりますので、この利活用の基本構想というものを、ある意味腰を据えて検討していかなければならないものと考えております。

来年度の当初予算で、その基本構想の検討に向けてのワークショップなどの形式を活用いたしまして、民間事業者の力なども借りまして行っていきたいと考えております。

その予算額も計上しているところでございます。

基本構想については、来年度、その検討の中で固めていきたいと考えているところでございます。

○6番城森史明議員 私は、議案第20号及び第21号について質疑を行います。

まず、議案第20号ですが、減額に関する規定を廃止ということでありますが、これはどのような背景、理由を基にこれが提出されたのか。それと、減額を廃止すれば増額になりますので、市長、それぞれの増加額は幾らなのか質問いたします。

それと、議案第21号ですが、これについては農業委員会の最適化に関わる活動実績及び成果実績を反映した報酬を支給するとありますが、これを支給する理由とですね、それと、これは能力給の反映なのか。どういう背景の基にこれが提出されたのか、質問いたします。

○前田祝成市長 議案第20号についての御質疑ですけれども、これまで4年間、私の1期目のときは減額という形をとらせていただいております。

本来の姿に戻すというのが基本的な考え方なんですけれども、これまでの4年間につきましては、私の政治判断の中で就任時点での特別職給与の現状を踏襲しようということで、4年間そういう形で続けさせていただきました。

今回、改めて、また、それを経て、この2期目につきまして報酬等審議会のほうに審議を上げるわけですけれども、その中で、本来の姿に戻したいという私の政治的な判断といえますか、意思で今回、審議会のほうに意見を求めました。

審議会自体は、本給に対する審議をしていただく場なんですけれども、それと加えてその減額についても御意見をいただくということで4年間続けてまいりましたので、その中で、今回の審議会の中では、本給の審議をいただくことと併せて条例改正、減額部分を廃止するという条例を上げたいということでそれについての意見も求めた上で、最終的にこのような形で条例案を提案させていただいているところでございます。

基本的には私自身の政治的判断ということで御理解いただければと思います。

○本田親行総務課長 現在、市長5%、副市長・教育長4%の減額を行っております。

影響額につきましては、市長が月額で3万7,550円の増、年間で45万程度、それから副市長が月額2万3,600円の影響額がございまして年間で28万3,000円程度、それから教育長が月額2万2,320円の増で年間26万7,000円程度の増となります。年間で100万円程度の影響があるところでございます。

○駒水孝広農委事務局長 委員からありました質疑でございますけれども、最適化交付金事業と

というのは、現在も実施されている事業でございます、その上限額というのを24万円に定めているわけですが、実際、実施要綱に基づきまして積算してみますと、24万円を超えるというような事例が発生しております。

要綱に基づいた積算の方法で、現段階で最高額となる57万円というものに変えようというものでございまして、農業委員が活動をされた実績、それからそれに基づいて成果が出た成果の実績、この額を計算式に当てはめまして、最高限度額57万円に改正して適正な額を支払うことができるようにしたいということでの提案でございます。

○6番城森史明議員 議案第20号については、市長の政治的判断で減少を廃止するとのことですが、その政治的判断の中身を知りたいわけですね、私の質問としては。それは手段であって判断でしたということですが、なぜその減額を廃止したのか。

今までの現況ではですよ、非常に本市は財政的に悪かったと、そういう判断です、財政的に県下19市の中でも非常に悪かったということで、市長自らが先頭に減額してきたという背景があると思うんですが。

ということは、要は財政的に非常に向上してきたという理解もできるわけですよ。だから、なぜそのような判断をされた根拠みたいなものをお願いいたします。

それと農業委員会についてですが、24万円の上限が57万っていうことですよ、倍額ぐらいに増えている、最大限度額がですね。非常にその農業委員会も大事な箇所、農業が活性化すればそれでいいと思うんですが、その辺のただ活動の計算が限度額を超えているから限度額を上げようという単純な農業委員会側の理論でいいのか。農業が活性化しなければですよ、その費用対効果を考えなければいけないんじゃないですか、その辺はどうなっているんですか。

○前田祝成市長 私の政治的な判断と答弁させていただいたんですけども、その内容といえますか、今、議員からございましたように財政的な部分も当然でございます。

本件に関しまして言いますと、枕崎市の場合は19市中、金額的にも一番下だというような状況がございます。

そして、これまで5%削減ということを図ってきたわけですが、これについては、当然、前任市長からずっと続いてきていた流れを私もそれを尊重して1期目を務めさせていただきました。

財政状況につきましても、こここのところの財政状況は改善に向かっているという状況もございますし、それと一番考えたのは、やっぱり本来の姿に戻すべきだということをまず考えました。というのが、これが将来にわたってずっと同じような形で続けていくっていうのではなくて、一度、私のところでしっかりと本来の姿に戻した中で、将来に向けた形として本給をそのまま市長給与として受け取るというような形を続けていくことのほうがよいのではないかとということが私自身の判断です。

○駒水孝広農委事務局長 農地利用最適化交付金事業というこの事業に基づきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員が担い手の集積、それから耕作放棄地の解消等に努めて、その実績が上がったことに対して上乗せ部分というような形で支給している上乗せ部分の報酬になります。

農地の解消とかそういうことを進めてくれというようなことで、上乗せ部分が法改正に基づきまして平成29年から実施されているわけで、その目的に向かって活動したことにより、24万円の上限額を超えるような活動ができたということに対しての報酬は、適正な額として支払うべきではないかということで上限額の改正を出しているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○12番東君子議員 日程15号、議案第14号令和4年度枕崎市立病院事業会計予算についてお伺いいたします。

この参考資料の中では26ページになりますが、委託料のところ、整備及び医療機器保守ほ

かとありますが、新しい医療機器を導入される予定があるのでしょうか。

○永野慶一郎議長 東議員、委員会もございますが、委員会内での質疑ではいかがかなと思うんですが、どうですか。

○12番東君子議員 導入される予定があるのかないのか、これぐらいはお答えいただけるんじゃないでしょうか。

○高山京彦市立病院事務長 現在のところ、この委託料の中で医療機器の部分で新規で購入する部分はありません。

○12番東君子議員 医療機器、これも大切なんですけれども、病院にとって一番大切な安心、安全、信頼、これが守られているのか。誰のための病院なのか。コロナ禍の前からたくさんの方の市民の声が届いています。その声は今も聞かれます。信頼を得るため、市民の命を守るため、何かあっては遅すぎます。今後、新しい枕崎市立病院体制づくりに取り組むお考えはありませんか。

○高山京彦市立病院事務長 今、議員から意見がありましたけれども、これまでも安心安全な医療体制につきましては提供しているところでございます。

新型コロナウイルスが一昨年から急拡大しまして、今現在も収束が見えない中で、当院としましては入院病床を確保するための事業、実際、患者が入院するために病床を確保する部分、あと新型コロナウイルス感染症のまだ分からない状況、疑い患者とかがいますけれども、そういった方も受け入れるような体制づくり、そういったものを今現在しているところで、そのまま継続して次年度も継続していきたいと思っています。

○12番東君子議員 コロナ以前の話です。基本的なことをちゃんと守っていただくように、そういうことであります。

○永野慶一郎議長 ほかに質疑はございませんか。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 傍聴席はお静かにお願いします。

○5番禰占通男議員 議案第10号についてお願いします。

予算も増で公債費も増となっているんですけど、公債費ですね、今まで過疎債、ふるさと納税というのがなかった時代は財政改革なるものも議会でも取り組みました。こうして予算の増額が見られるということはいいことだと思っております。

それで、新しい事業もいっぱいこのあらましにもありますし、その中でまたこのふるさと納税活用という事業がもうほとんどです。

そういった中で、やはりこの公債費の増というのは、私はちょっと違和感がありまして、今回3,100万ほど増えておりますけど、これは1年先のことなんだけど、決算におけるこの実質公債費比率ですよ、これについてはどのような影響が及ぶと考えるおられますかね。

○佐藤祐司財政課長 当初予算の公債費の増に関しての質問ですが、公債費につきましては、最近6年間繰上償還をやってまいりました。また、借入利率が低水準であることから、ここ数年減少してきておりました。しかしながら、ここ数年借入額が大きくなってきた過疎対策事業債の償還元金が、3年度と4年度では6,000万円程度増加いたしました。その影響等もあり増となっております。また、この影響については今後も続くものと考えております。

ただ、今質問にもありました実質公債費比率への影響ということですが、過疎対策事業債は交付税措置率が70%でございます。30%分の影響があるんですけども、それにつきましては過去、単なる借金をしてきた経緯がございまして、その部分の一般財源の減少というのが大きいところもございます。

ですから、現段階で3年度と4年度の実質公債費比率を試算してみましたところ、実質公債費比率自体は減少をすると見込んでおります。現段階の試算では、2年度の実質公債費比率は9.3%でございました。

令和3年度の実質公債費比率は、これ試算の段階ですが8.4%に好転すると見込んでおります。そして、現段階で試算をする令和4年度の実質公債費比率につきましては8.0%に好転すると見込んでおります。これについては、実質公債費比率は3か年の平均でございますので、単年度の数値につきましても2年、3年、4年では減少する。好転をすると見込んでおります。

ただ、今後の話を申しますと、金峰町のほうに建設しております新クリーンセンターの建設費に対する過疎対策事業債の借入れが大きくなる傾向がございます。5年、6年と大きい金額を借り入れる見込みがございますので、それらの、また元金償還が始まるそこから4年後というところが非常に大きくなっていくものと考えております。

○5番 禰占通男議員 あと一点、この公債費について、この関連ですけど、補正13号の中に予算特別委員会でもいいんですけどこの減債基金への積立てですよね。今回、補正で610万円するということなんですけど、この公債費を充てるこの減債基金の積立てについては行政側としてはどのぐらいの基準を、平均でもいいんですけど、地方債を考えた場合、考えているのか、そこをお尋ねいたします。

○佐藤祐司財政課長 減債基金の積立てに関しましては、過疎債のソフト分、これも同じく70%が交付税措置があって、30%が一般財源で返していくということになるわけですが、過疎債のソフト分を借り入れるときに、その額の30%相当を減債基金に積み立てる措置を取っております。そしてそれぞれのソフト分の元金償還の際に、その30%分を取り崩すという形を取ってきております。

ですから、ソフト分の借入額に応じて積み立てるし、償還に応じて取り崩すという形で減債基金の積立て、取崩しについては計上しているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第33号から第36号までの4件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第32号から議案第35号までの4件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第32号教育長の任命について申し上げます。

教育長丸山屋敏は、令和4年3月3日をもって任期が満了となりますが、その後任として木之下浩一氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第33号公平委員会委員の選任につきましては、公平委員会委員上野稔氏は、令和4年3月16日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第34号及び議案第35号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員笹原修氏及び茅野寿満子氏は、令和4年6月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き両氏を、それぞれ人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、

議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の4件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の4件に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の4件については、無記名投票で行います。

まず、日程第33号教育長の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、12人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、8番豊留榮子議員、9番立石幸徳議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成12票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第32号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第34号公平委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、12人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番中原重信議員、12番東君子議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成11票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第33号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第35号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、12人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番眞茅弘美議員、3番上迫正幸議員、5番禰占通男議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数12票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち賛成12票、反対0票。
以上のとおり、全員賛成であります。
よって、議案第34号は、同意することに決定いたしました。
次に、日程第36号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、12人であります。
念のため申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。
投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、6番城森史明議員、7番吉松幸夫議員、8番豊留柴子議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成12票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第35号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第37号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第1号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時10分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和4年2月28日)

令和4年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第2号）

令和4年2月28日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	上 迫 正 幸 議員（34ページ～41ページ）
		東 君 子 議員（41ページ～46ページ）
		禰 占 通 男 議員（46ページ～55ページ）
		立 石 幸 徳 議員（55ページ～64ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	5 番 禰 占 通 男 議員
6 番 城 森 史 明 議員	7 番 吉 松 幸 夫 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員	9 番 立 石 幸 徳 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員	11番 中 原 重 信 議員
12番 東 君 子 議員	13番 清 水 和 弘 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員	

1 本日の欠席議員次のとおり

4 番 沖 園 強 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大 江 武 史 書記	溝 口 達 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	堂 原 耕 一 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
松 田 誠 建設課長	西 村 祐 一 健康課長
神 園 信 二 税務課長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	新屋敷 増 水産商工課参事
松 田 勇 一 市民生活課参事	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	丸 山 屋 敏 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番上迫正幸議員、2番東君子議員、3番禰占通男議員、4番立石幸徳議員、5番豊留榮子議員、6番清水和弘議員、7番眞茅弘美議員、8番城森史明議員の順に行います。

まず、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○3番上迫正幸議員 最初の質問者となります。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、市長の公約にスポーツを通じた関係人口増加とありますが、具体的にどのような取組をなさるのかを最初にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 一昨年から改修を進めている市営野球場は、今年度の整備事業で硬式野球の試合が開催できるようになりました。新しくなった野球場を活用して、まず来年2月の大学野球のキャンプ誘致を進めます。そのほか、新年度は、ボーイズリーグの公式戦や各種大会の誘致をこれまで以上に積極的に進めてまいります。

さらに新設される液晶のスコアボード、バックスクリーンに設置した特設ステージ等を活用して、野球以外のスポーツやスポーツ以外のイベント等への利用を推進してまいります。市営野球場の活用のほかにも、来年の国体開催に向け、なぎなた競技、あるいは市営プールの競技用プールを生かした合宿誘致、テニスなど様々なスポーツの合宿、大会等の開催を積極的に進めていき、関係人口増加を目指すこととしております。

○3番上迫正幸議員 野球場のバックスクリーンとスコアボードの整備が行われていますが、完成すると整備は終了なのかをお尋ねいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 昨年度から引き続き市営野球場の整備を実施してきました。地域振興推進事業などを活用して、スコアボード及びバックスクリーンの更新、外野ステージの新設、外野防球ネットの新設など今年度末までには終了する運びとなりました。このことで、軟式、硬式を問わず試合ができることや、硬式野球チームの合宿誘致に向けた素地ができたところでもあります。

これからも、施設の更新や利用者の利便性を高めるための整備が必要になるものと考えております。

○3番上迫正幸議員 一応、今年度で野球場の整備が終了するということです。

それで、センター後方の駐車場がありますよね、あそこの駐車場は整備されないんでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 その駐車場につきましては、80台程度スペースがあるところでございますけれども、多目的な野球場を目指すということで、バックスクリーンの裏は、文化的なイベントを呼び込むためにバックヤードとしての活用も必要になってきますので、今のところ駐車場として考えております。

○3番上迫正幸議員 今現在、バックネット裏の観客席は施錠されているようですが、開放するつもりはないんでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 バックネット裏のメインスタンドになるかと思っておりますけれども、通常メインスタンドだけでなく、野球場は管理上、全部施錠をしております。大会においては、バックネット裏のメインスタンドも開放している状況でございます。

○3番上迫正幸議員 それでは、整備された防球ネットで十分な効果は得られるものかをお聞きしたいと思います。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 先ほども答弁いたしましたけれども、硬式野球、軟式野球の試合ができる状況で整備が進んでいるところでございます。

○3番上迫正幸議員 軟式ボールだと十分な効果が得られると思いますが、硬式ボールだとあの防球ネットは簡単に越えると思われるんですが、その点はどうでしょうか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今年度事業といたしまして、フライが高く上がる場合、それを防止するためのネットも設置しておりますので、そういったところの防止対策も施しております。

○3番上迫正幸議員 次に、野球場周辺の駐車場整備についてですが、現在、総合体育館と武道館の間の駐車場が砂利のままですが、アスファルト舗装などの整備計画はないのかお尋ねいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 武道館周辺は、勤労青少年ホームが解体され、駐車場のスペースが広くなり、乗用車176台の駐車が可能となっております。現状として、議員のおっしゃるとおり未舗装でラインを引いておりません。

令和5年度は国体が開催されることになっており、敷地は選手控え室として仮設テントを設置する予定としているため現状がベストだと考えております。

今後、スポーツ活動を振興する中で駐車場も含めた整備計画を検討してまいりたいと考えております。

○3番上迫正幸議員 ぜひですね、国体終了後はアスファルト舗装して、ちゃんとした線も引いて駐車場として活用できるようにお願いしておきます。

次に、花渡川の西側堤防沿いには5本の街灯が設置されておりますが、東側堤防沿いには設置されておられません。市民の方々が朝晩ウォーキングや散歩をしておられますが、大変足元が暗いなど感じます。街灯の設置または増設の予定はないのかをお聞きいたします。

○松田誠建設課長 ただいま質問にありました花渡川西側に設置してある街灯は、塩浜公園内の夜間の保安を目的として設置している街灯でございます。道路などを照らす目的である道路照明灯とは異なるものとなります。

また、建設課が所管する道路照明灯は、夜間において明るさの急変する場所の道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることが目的であることから、大きな交差点や長い橋など、大きな事故が予測される局部的な照明が必要な箇所に設置しています。

そのようなことから、道路管理者としましては、花渡川東側市道における連続的な道路照明灯の計画はありません。

○平田寿一総務課参事 関連して、防犯灯についても述べさせていただきます。

防犯灯は、主に住宅地及びその周辺の生活道路で、夜間の通行に支障がある暗い場所等に防犯を目的として地元公民館が設置しております。

防犯灯の照明器具の設置に対しましては、市がその全額を補助しており、地元公民館の負担はございません。また、地元公民館が負担する電気料金に対しましても、市は予算の範囲内で補助を行っております。

防犯灯の新設については、その後の電気料金などの維持管理経費の面もありますので、それぞれの公民館が設置の必要性や優先順位を決めて設置しているのが現状です。

議員お尋ねの花渡川東側市道については、今のところ地元公民館から防犯灯の設置計画は出されていないところです。

○3番上迫正幸議員 本市としては、防犯灯などは考えていないということなんですが、それなら終末処理場内にですね、道路に向けて照明を設置するということはできないんでしょうか。

○平田寿一総務課参事 現在、現地を見てみますと、終末処理場の敷地内に1本、それからそこ

に隣接して民有地のところにも1本街灯がありますが、そのところは地元の公民館が設置しているものです。今後についても、そういった地元からの要望があれば防犯灯の設置をしていきたいと考えております。

○3番上迫正幸議員 要望があれば、つけてくれるということでの理解でよろしいでしょうか。

○平田寿一総務課参事 要望があつて、予算の範囲内で地元公民館が設置するという形になります。

○3番上迫正幸議員 次の質問に移ります。

花渡川の堤防沿いは、以前、ランニングコースとして距離等が表示されていましたが、現在は看板もなくなっています。今もランニングコースなのかをお尋ねいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 ランニングコースとして、小川橋近くの塩浜テニスコート北側の駐車場奥からスタート、そして花渡川沿いを北上し山下集落の旧国道との交差点までの2キロメートルの区間に、ランニングの目安として距離を表示しておりました。

このコースは、新花渡川橋より上流に向かう区間は車幅が急に狭くなり、片側に歩道もなく、ランナーと車が離合する際、十分な距離が取れないなど安全面についても検討しなければならないと考えているところであります。

今後、陸上競技協会や駅伝関係者から専門的な御意見を聞くなどしまして、コースを再度検討してまいりたいと考えているところであります。

また、昨今、ほとんどのランニングやウォーキング愛好者は、走行距離を計るためにスマートウォッチや携帯電話、年配の方も万歩計などで実測して日々のトレーニング成果を管理しておられる状況であります。時代の流れから、距離表示の看板の必要性についても併せて、今後、検討してまいりたいと考えております。

○3番上迫正幸議員 市内の中をランニングされている方をちょこちょこお見かけしますが、やっぱり市内のほうをランニングするということは、歩いている方と接触みたいな事故があると思うんで、できましたらランニングコースを検討していただいて、堤防沿いをランニングできるようにお願いしたいと思います。

次に、内鍋清掃センターについてお聞きいたします。

初めに、内鍋清掃センターを中継施設とするため、どのような整備をするのかをお尋ねいたします。

○松田勇一市民生活課参事 ごみ処理中継施設の運営、資源ごみの処理、ごみの収集運搬につきましては、各市で行うことが南薩地区衛生管理組合構成市で確認されており、本市が整備するごみ処理中継施設は、(仮称)南薩地区新クリーンセンターまでの距離が長くなることから市民の利便性を考慮して、内鍋清掃センターを活用して、市民から持ち込まれる粗大ごみなどの持込みごみを受け入れて運搬する中継施設と、資源ごみを中間処理する施設を併せた施設整備を計画しており、(仮称)南薩地区新クリーンセンター稼働時期と同時期に運用できるよう体制整備を進めております。

○3番上迫正幸議員 現在の焼却施設ですね、その施設は今後どうなるのか説明をお願いします。

○松田勇一市民生活課参事 本市が整備するごみ処理中継施設については、内鍋清掃センターの焼却施設を除く、管理棟、ストックヤードなど既存の施設を活用しながら、廃棄物運搬中継施設、マテリアルリサイクル推進施設の機能を併せたごみ処理中継施設を整備するため、令和4年度は施設整備基本設計を業務委託します。

廃棄物運搬中継施設は、市民の利便性を考慮し、これまで同様に一般家庭から排出される粗大ごみなどの持込みごみを受け入れ、運搬する施設となり、持込みごみの仮置きと粗大ごみの軽微な解体、分解が行える建屋の整備を検討しております。

また、マテリアルリサイクル推進施設は、資源ごみの中間処理を行う施設で、既存のストック

ヤード、プラスチック減容機などを本市が南薩地区衛生管理組合から無償譲渡を受け、新たに空き缶選別・圧縮機の導入と、プラスチック減容、空き缶選別・圧縮などの中間処理を行う作業場とストックヤードを兼ねた建屋の整備を検討しております。

計量につきましては、既存の管理棟を活用する検討をしております。

○3番上迫正幸議員 その整備と一緒にですね、今、内鍋清掃センターに続く、下から上がってくる道の入り口のほうがすごく荒れていると思うんですが、それも一緒に整備していただけたらと思います。

次に、中継施設のごみの持込みについてですが、今までどおり個人で持ち込むことはできるのでしょうか、お尋ねします。

○松田勇一市民生活課参事 ごみ処理中継施設は、（仮称）南薩地区新クリーンセンターまでの距離が長くなることから市民の利便性を考慮して、市民から持ち込まれる粗大ごみなどの持込みごみを受け入れて運搬するための施設になります。

公民館の未加入、加入にかかわらず、一般家庭からの可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは、現在の内鍋清掃センターと同様の受入れを考えておりますが、大量に持ち込まれると思われる草木やボランティア活動で発生したごみの受入れなど対応が課題となっております。

また、生ごみにつきましては、仮置き時間が長くなると臭気の問題も発生しますので、受入れの方法、時間、特定の曜日での受入れなどの対応が必要であると考えております。

資源ごみにつきましては、枕崎市で中間処理をする形態へ変更となります。

令和6年9月の（仮称）南薩地区新クリーンセンター供用開始に合わせて、ごみ処理中継施設に関する運用を始めることとなりますので、庁内の関係各課の委員で組織する環境保全対策検討会へは課題提起しており、現在、協議を進めているところでございます。

○3番上迫正幸議員 それは今までと何ら変わらないと、持込みもできるということで理解してよろしいですか。

○松田勇一市民生活課参事 市民に対しては、今までどおりの持込みができるということでお願いしたいと思います。

○3番上迫正幸議員 それでは、来年度4月から可燃ごみ、不燃ごみの収集回数が減りますが、収集回数が減ることにより市民サービスへの低下にはつながらないんですか。

○松田勇一市民生活課参事 令和4年度からのごみ収集回数を見直しにつきましては、県下19市のごみ収集状況により、可燃ごみの週3回のところは本市と南さつま市坊津町のみで、収集なしの市が志布志市、週1回が垂水市、それ以外の市は週2回となっており、本市は他市と比べて充実したごみ収集を実施してきました。

そのことも要因の一つであると考えており、1人1日当たりのごみ排出量が県下19市の中でも最も高い状況にあり、ごみの排出削減やリサイクル率の向上などのごみ減量化が喫緊の課題となっております。また、地球温暖化対策など多くの課題を解消するため、ごみ減量化は効果的な環境施策の一つと考えております。

その目的を達成するためには、市民一人一人の協力が不可欠なことから、可燃ごみを週3回から2回、不燃ごみを週1回から月1回に見直すことになりました。

家庭で発生する生ごみの臭気などが課題になりますが、ごみ減量化に取り組みやすい対策や品目として、水切りの徹底、乾燥などの対策を講じていただくことや、市が購入費補助を行う家庭用電気式生ごみ処理機の活用、衛生自治団体連合会があっせんするコンポストでの堆肥化など、家庭環境に応じた対策を講じながらごみ減量化に努めていただきたいと思います。

○3番上迫正幸議員 回数が減ることについての市民に対する周知方法はようになっておりますか。

○松田勇一市民生活課参事 市民への周知につきましては、ごみ収集回数に変更になることをこれまでお知らせ版、広報紙等で毎回のようにお知らせをしております。11月の広報紙では、

折り込みにより枕崎市からの重要なお知らせということで、チラシを全戸配付しております。

今後の周知としましては、新しいごみ出し曜日の集積所用の看板とごみ出しカレンダーを作成しております。3月の広報紙配付に合わせて、各公民館に配付予定としておりますので、看板は各公民館の集積所に設置を、ごみ出しカレンダーにつきましては公民館の皆様にご配付していただき周知をお願いすることとしております。

さらに集積所には、ごみの収集曜日が変更になる旨の張り紙を掲示することとしており、徹底した周知に努めたいと思っております。また、防災無線の活用も検討してまいりたいと思っております。

○3番上迫正幸議員 今、参事から説明がありましたが、お知らせ版、広報紙で知らせるということですが、なかなか高齢者は広報紙、お知らせ版は読んでくれないんですね。

だから、防災無線とかを利用して、皆様にお知らせしたら、また広がるんじゃないかと思えます。広報車等は出すという考えはないですか。

○松田勇一市民生活課参事 広報車につきましては、公民館で広報設備を持っていらっしゃる場所があると思えます。集落内においてお知らせをしていただくよう公民館に協力をいただきたいと思っております。

○3番上迫正幸議員 次に、新クリーンセンターへの運搬方法ですが、当然、委託業者が運搬すると思えますが、距離がある分、運搬に時間がかかると思われれます。1日に運搬車は何台稼働して、何回運搬するのかをお尋ねいたします。

○松田勇一市民生活課参事 (仮称)南薩地区新クリーンセンター供用開始後のごみの運搬方法は、集積所に排出された可燃ごみ、不燃ごみをごみ収集事業委託業者の収集車が(仮称)南薩地区新クリーンセンターに直接運搬を行い処理・焼却されることとなります。

資源ごみにつきましては、本市が資源ごみを処理する体制へと変更になりますので、集積所に排出された資源ごみにつきましては、ごみ収集事業委託業者の収集車が内鍋清掃センターに整備するごみ処理中継施設に運搬し、本市で中間処理を行い、業者に引き渡すこととなります。

一般廃棄物収集運搬許可業者が、個人や事業所から収集した一般廃棄物につきましては、(仮称)南薩地区新クリーンセンターに直接運搬されることを想定しております。

本市が整備するごみ処理中継施設に一般家庭から持ち込まれた可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみにつきましては、(仮称)南薩地区新クリーンセンターへ運搬を行います。ごみ処理中継施設からの運搬は新たな業務になり、ごみ処理中継施設に直接搬入されるごみ量により運搬回数も想定しなければなりません。先ほども答弁しましたとおり、生ごみについては、仮置き時間が長くなると臭気の問題も発生しますので、受入れの方法、時間、特定の曜日での受入れを行うなど、効果的な運搬方法を検討しながら、運用のための整備を進めているところとあります。

なお、運搬台数につきましては、現在、集積所から収集される可燃ごみに対する1日当たりの収集車の状況につきましては平均8台でありますので、今の状況でいけば、8台が新クリーンセンターのほうに運搬していくということになるかと思えます。

○3番上迫正幸議員 新クリーンセンターへの持込みなんです。個人で持ち込むことは可能なんですか。

○松田勇一市民生活課参事 新クリーンセンターに個人の持込みは可能となります。

先ほども説明しておりますとおり、市民の利便性を考えまして、内鍋清掃センターを中継施設ということで整備を進めておりますので、枕崎市の市民は中継施設のほうへごみを出していただければと考えているところとあります。

○3番上迫正幸議員 次に、家庭ごみの量を減らすために取り組んでいる家庭用生ごみ処理機の現在までの補助申請の状況を教えてくださいたいと思えます。

○松田勇一市民生活課参事 枕崎市家庭用電気式生ごみ処理機購入補助は、一般家庭から排出された生ごみの自家処理を推進し、生ごみの減量化及び資源化を図るため、家庭用電気式生ごみ処

理機を設置し、使用する者に対し、その購入に要する経費の助成として、購入費の2分の1の補助で上限が3万円になっており、令和2年度から実施しております。

令和2年度の実績は17台で、令和3年度は現在、10台の購入補助を行っております。

多くの市民に家庭用電気式生ごみ処理機による効果を理解していただくため、補助制度を活用し、生ごみの減量化に取り組んでいただいている方の体験談をお知らせするなど、啓発方法もより理解が深まるように努めてまいりたいと思います。

先ほども説明いたしましたが、生ごみにつきましては、ごみの減量化に取り組みやすい品目として、水切りの徹底、乾燥などの対策を講じていただくとともに、市が購入補助を行う家庭用電気式生ごみ処理機の活用や、衛生自治団体連合会があっせんするコンポストでの堆肥化など、家庭環境に応じた対策を講じながらごみ減量化に努めていただきたいと思いますと考えております。

○3番上迫正幸議員 ごみを減らすということで、結局は二酸化炭素を減らすということですよ。次年度以降も続けてもらいたい施策であると思います。よろしくお願いします。

次に、小中学生の登下校について質問いたします。

最初に、スクールゾーン（通学路）は、各小中学校で決められているのかをお聞きいたします。

○中村克己学校教育課長 スクールゾーンとは、交通事故から子供たちを守るために設定された交通安全対策の重点地域の呼び名で、昭和47年の春の全国交通安全運動から運用が開始されました。

運用後もスクールゾーンの安全強化は継続的に行われており、平成14年4月には、これまでのスクールゾーンをより安全な地域としていくため、文部科学省主導の下、学校や教育委員会の働きかけが行われております。これにより、横断歩道やカーブミラーの新設、歩道の拡張、さらに路面標示などの増強などが実施されました。

本市では、スクールゾーンと明確に設定している学校はございませんが、子供たちの通学路をスクールゾーンとして捉え、学校周辺で安全確保に向けた様々な対策が取られております。

例えば、枕崎小学校、立神小学校、桜山小学校では、子供たちの登校時間帯に車両の進入を禁止する道路を指定したり、別府小学校では、車両の進入を禁止する時間帯の指定はないものの、見通しの悪い道路にロードミラーを設置したり、下り坂のカーブの道路に「ここは通学路、スピードを落とせ！」の看板を設置したりしております。

特に交通量の多い枕崎小学校周辺では、「ゾーン30」として最高速度を30キロメートルに制限するように設定しているほか、現在、正門前の横断歩道にあえて段差を造り、速度をさらに落とさせるような工事が行われるところでございます。

○3番上迫正幸議員 今、説明があったとおりのことだと思いますが、今、枕小の前の段差ですね、あれはあまりに高くないですか。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いします。

○3番上迫正幸議員 通るときにあまり高いと運転手はびくっとしますよね。あれは何かで決められた高さなんですか。

○中村克己学校教育課長 この件につきましては、現在工事中でございます。まだ完成している状態ではございませんので、私どもの管轄ではございませんが、道路管理者のほうにまたお尋ねいただければと思います。

○松田誠建設課長 ただいまゾーン30の説明がありましたけれども、警察署との協議によりまして、枕崎小学校周辺に時速30キロの規制区間ゾーン30を定めております。その周囲を生活道路対策エリアとして、国土交通省へ登録し、交通安全対策を行っている。また、そのエリアの道路改良工事については、交付金事業などで交付率引上げの要件にもなっているところです。

今お尋ねのゾーン30のエリア内にある、枕崎小学校正門前の街路4号線でございますが、令

和元年度から歩道を含む道路改良事業に着手しております。

本年度完了予定でございますが、枕崎小学校の児童が多数利用する通学路であります。朝夕の通勤者が多いと。その中でも時速30キロの規制区間でありながらも直線であることから、速度超過の車両が見受けられるところでございます。

このようなことから、通学児童の交通事故を未然に防ぐ観点から、物理的装置であるハンプと言いますが、ハンプ等を設置して、自動車運転手に通学路の規制区間であることを体感的に認識してもらおう取組を実施しているところでございます。

この物理的装置、デバイス、ハンプということですが、これは道路上や横断歩道などにかまぼこ型の突起を設けることにより、車両の振動を体感的に認識させ、速度を抑制する装置でございます。

構造としましては、5%の勾配で2メートル、約10センチ上がるんですけども、横断歩道部分が2メートル、それから2メートルで下がっていくという構造になります。

○3番上迫正幸議員 次に、通学路の危険箇所は、学校と家庭で共有されているのかをお尋ねいたします。

○中村克己学校教育課長 通学路の危険箇所につきましては、各学校で作成された危険箇所マップや市が作成しているキッズセーフティーマップを活用し、保護者と共有を図っております。

危険箇所マップにつきましては、保護者や関係機関と連携した上で年度ごとに更新を図っております。

また、危険箇所等については、年2回開催される子供の移動経路・通学路等の安全推進会議で協議された内容を基に、道路管理者や警察等各関係機関が安全対策のための協議を行い改善を図っております。

本年度も、昨年7月の千葉県八街市の事故を受け、同年8月に学校や関係機関等で実際に危険箇所に出向き、安全対策について協議を重ね、全て改善を図ったところでございます。

その結果につきましては、学校だよりやホームページ等を通して周知を図っております。

○3番上迫正幸議員 たくさんの協議をされて、学校と家庭も共有されているとのことですが。

次に、新入生が、特に小学生なんですけど、登校時の通学路は確認されているのかをお聞きいたします。

○中村克己学校教育課長 各学校では、新入学児童生徒について、入学説明会などの機会を通して児童生徒の安全な登下校の仕方について説明しております。

特に小学1年生につきましては、4月のPTAあいさつ運動の際に、親子で一緒に登校し、通学路の安全を親子でしっかり確認させたり、4月当初の一定期間、職員が集団下校を行いながら安全な通学について指導したりしながら、児童一人一人の通学路の安全確保に努めております。

○3番上迫正幸議員 特に新入生、1年生の頃ですね、まだ右も左も分からないと思いますので、その辺は十分に、引率される先生方が注意して下さったらよろしいかと思っております。

最後に、自転車通学の中学生の地域と数をお願いいたします。

○中村克己学校教育課長 本市の自転車通学生は、桜山中学校が9人、別府中学校が37人で計46人の生徒が自転車通学を許可されております。

自転車通学を許可している地域におきましては、桜山中学校では、学校から約2キロ以上の地域が許可されており、別府中学校では、俵積田地域以外の地域が許可されておるところでございます。

○3番上迫正幸議員 学校のほうで交通安全ですね、実際自転車を使った、そういう指導はされているんですか。

○中村克己学校教育課長 各学校におきましては、4月が子供たちの命を守るという取組で、避難訓練、それから交通安全指導、この徹底に努めておりますので、全ての学校で安全指導をして

いるところでございます。

○3番上迫正幸議員 最後に、児童生徒が登下校中に事件事故等に巻き込まれないように祈りまして、私の質問を終わらせていただきます。

○永野慶一郎議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時24分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 枕崎日本一。今回も正々堂々、真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

枕崎市議会の今後の在り方に関するアンケート調査が行われました。

返ってきた306件の回答は、大変厳しい御意見が多く、特に、議員の数を減らすべきであるが半数を占めました。

そんな中、市議会に対して興味があるという声もぽつりぽつり上がってきている中、心の準備に入れない、なぜ、まだ定数も決まっていないのか、初めて挑戦する人のことはまるで考えていない、市民のため、市民のため、市民のため、結局は自分のためでしょう、怒りの声も頂戴しています。

未来の枕崎市議会が信頼に満ちあふれた議場になるように、爽やかな風が吹き荒れることを心から期待しています。

さて、枕崎にも昔昔、遊郭があったとき。女性史の専門家とともに金山の女郎墓を訪ねてみました。丸っこい石が半分ほど顔を出し、貧しい家庭に生まれたがために体を売る以外選択肢はなく、どんな思いで家族と別れ、どんな思いで毎日を過ごしていたのか。

金山在住の人々が300年以上語り継ぎ、様々な方々の協力の下、丁寧に管理をされ受け継がれています。しかし、いつの間にか時が過ぎ、人も代わり、歴史や文化までもが風化してしまわぬよう時代の流れを今しっかりと形にとどめたいと考えます。

永遠に枕崎を語り継ぐために、今ある建物を利用して、手作り感のある歴史資料館を造ることはできないのでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 昨年12月議会の一般質問でも答弁いたしました。文化財は私たちにとって大変大切な、そして後世に伝えていかなければならない貴重な市の財産だと認識しております。

市が指定した市指定文化財、市が指定していないもので文化財として、市にとって文化的、歴史的価値のある古文書あるいは有形の寺社、墓地、また遺跡から出土した埋蔵文化財などといった物等は適正に管理あるいは保管しております。

また、質問者からございました歴史資料館という部分につきましては、現状ではどのような形がいいのかということをもまだ見いだせておりませんが、既存の公共施設等を活用した文化財等の保管、展示場所について、どういった方法が一番ベストなのか検討しているところではございます。

○12番東君子議員 検討されているということですが、前向きにお考えになっていただかないと、次の質問に入れませぬのでよろしく願いいたします。

観光に来られる方は、まずは資料館に行く方が多いのではないかなと思います。その土地の文化と歴史に触れ、各地域の観光地を巡る。遊びに来られた方も満足度がアップするんじゃないでしょうか。

どうせ造るのなら、例えば歴史、文化、教育、言葉、枕崎弁を入れた風習、あとは女性史など

様々な方向から枕崎を楽しめる、そして市民を巻き込んだプロジェクトチームを立ち上げて進めていく、こういうことは可能でしょうか。

○豊留信一生涯学習課長 プロジェクトチームを設置する必要がある場合には、市民や関係団体等の御意見を聞き、施設活用の観点から、市の公共施設の在り方検討会においても議論する必要があると考えております。

このようなことを踏まえて、市の文化財保護審議会への意見等も求めた上で方向性を検証していくことが賢明ではないかと考えております。

このようなことから、教育委員会では、歴史資料館を造ることを目的としたプロジェクトチームを立ち上げることについては、現段階では考えておりません。

○12番東君子議員 それでは私の話をよく聞いていただきたいなと思います。多分、気持ちが変わってくるんじゃないかなと思いますよ。

私なりのこだわりがあるんですが、市職員の中で、例えば歴史が好き、もう毎日歴史ばかり考えている。昔枕崎はこうだった、ああだった、もしくはみんなをまとめて新しい取組を行うことに向いている人など、適材適所ですね。好きなことっていうのは大変はかどるし、いいものができます。どこかの課に丸投げをするのではなく、例えば資料館が完成するまで、あなたはほかの仕事はするな、もうこれぐらい集中して、ぜひ1番と2番がセットで前に進んでいくことを期待しています。

次に入ります。

私が枕崎に住んでいて、とても気になっていることがあります。空き家です。そして、ひょっとしてその中には大変価値のあるお宝、古い農具、漁具などが眠っているのではないのか。廃墟となることで取り壊され、歴史的価値のあるものがごみ同然に捨てられてしまうのではないのか。

「昔のだけど使わなくなっていて、子供たちのために、ぜひ体験をしながら学習をさせてあげてください」と学校のほうに糸巻き機などを持って来てくださる市民の方もいらっしゃるからお聞きをしました。写真で拝見して、何か小さいときに友達の家で蔵でこういうのを見たような気がしました。

実際に手で触れて体感しながら学ぶことは、ただ観察するより心に残る生きた学びになると思います。そして、それとは別に、保存に向けた取組も必要ではないでしょうか。

歴史的価値のある農具、漁具などを収集するため、広報紙等で募集するお考えはありませんか。

○豊留信一生涯学習課長 質問者のおっしゃる歴史的価値のある農具、漁具などは、市文化財保護条例の定義では、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」（民俗文化財）に当たると考えます。

そういった物は、昔の生活や文化、農業、漁業の歴史や産業の生い立ちを知る上で大変貴重なものであります。

市内小学校にも昔の生活道具や農業、漁業に関する道具等も保管されております。これらは、先代の住民の方や関係者の方が保管していたものを学校の歴史学習の教材として寄贈していただいたものです。学校の学習でも活用しているところがございます。

そのほかにも地域や個人、あるいは企業、団体等が所有、管理しているものもありますが、これらも郷土資料、歴史資料、産業資料として貴重なものと思われま。

新たに広報紙等で募集する際には、こういった資料が市にとって、民俗文化財として価値のある物なのかどうか、あるいは市民の生活の推移の理解のために欠くことのできないものかどうかを調査した上で収集しなければならないと考えております。

○12番東君子議員 枕崎のためにですね、ぜひこういう資料館、これをやはり情熱を持って造らなければいけないと思えば、何でも前向きに進んでいきます。まずは造ると決めて、そして進

めていくことが大事なのではないかなと思います。

10年後、20年後、30年後にああいう港町があったとさとならないようにですね、ぜひ今後すばらしい歴史資料館ができていることを期待しています。よろしく願いいたします。

次に入ります。

安心安全な学校における施設整備の進捗状況について伺ってまいります。

これ結論から申し上げます。これも国が全面的にやる仕事だと思います。

子供たちの学びやで格差が起きています。南さつま市の坊津学園にも私は足を運んで、校長先生、保健室の先生と対談をしました。立派なそびえ建つ学校でした。その後で、枕崎の小中学校8校を訪問、そして校長先生、保健室の先生と対談を行いました。

地方の自治体の懐具合で、学校現場は施設状況だけを見れば天国と地獄、同じ子供の命、朝起きて御飯を食べて向かう学校が、こんなにも違っていいんでしょうか。

国の責任ですよ。少子化、少子化、そりゃ安心して子育てできないですよ、少子化にもなりません。

前回の質問が、反響が非常に大きかったために、今後どのように進んでいくのか、確認を取りたいと思います。2校の学校で保健室の電話回線の不備が見つかりました。現在はどういうふうになっていますか。

○宮原司教育総務課長 お尋ねの電話回線につきましては、昨年12月定例会において質問者からの一般質問でも答弁しておりますが、本市の学校の保健室には全ての保健室に電話機が設置されております。

その時点で8校中6校は保健室から直接電話がかけられておりましたが、2校はかけられない状況となっております。

その2校につきましては、電話機の外線発信登録がされていなかったため電話がかけられない状況となっておりますので、小学校1校につきましては教育総務課において対応し登録を行い、中学校1校につきましては業者による修繕で対応をしたところです。

現在では、本市の全ての学校の保健室から直接電話をかけることができるようになっております。

○12番東君子議員 急ぎ直ったということで、よろしく願いいたします。

次に入ります。

水はけの悪い運動場について、これは体育大会にも相当影響を与えました。今後の整備計画はどうなっていますか。

○宮原司教育総務課長 各小中学校のグラウンド整備につきましては、児童生徒の安全性を確保する上でも重要な課題であることから、これまでも年次的、計画的に実施してきております。

最近の整備状況を申し上げますと、平成27年度、28年度に桜山中学校、同じく平成28年度に立神中学校、平成29年度は枕崎小学校、平成30年度は桜山小学校と立神小学校、令和元年度は別府中学校、令和2年度は枕崎小学校、令和3年度は枕崎中学校を行い、全体的に各学校のグラウンドの状況は改善されてきているものと考えております。

しかしながら、以前から議会の中でも指摘を受け、改善を行ったにもかかわらず水はけの悪いグラウンドの状況も確認しておりますので、今後の計画といたしましては、令和4年度に中学校2校のグラウンド整備を行うこととしており、その後につきましても財源の検討を行いながら、水はけの悪いグラウンドの整備を優先的に進め、また整備を行ったグラウンドの継続的な維持管理を行いながら、計画的に学校のグラウンド整備を進めていきたいと考えております。

○12番東君子議員 前に進んでいるということで、よろしく願いいたします。

次にいきます。

古過ぎるトイレなんですけど、前回ですね、大変反響が大きかったため、卒業生から男女聞き取

りを行いました。そして、驚愕な事実が明らかになりました。びっくりです。

特に女子トイレの和式ですね。何と、一日中トイレを我慢する子、あまりトイレに行かなくて済むように水分をできるだけ取らないなど、和式トイレが女子の心と体に悪影響をもたらしています。もうさっさと全部国にばっとやっていただきたいですね。

そして、ドアのない、アンモニア臭が鼻につく男子トイレ。今どきあの丸っこい小便器なんかどこにもないでしょう。小さい頃、忘れさられた公園に肝試しに行ったとき、出る出る、出る出る、あそこはお化けが出る。こわごわトイレをのぞいたところ、今問題となっている男子小便器とそっくりなものがそこにありました。

そして、昭和の子供たちと今の男子、身長も多分何センチも違いますよ、使い勝手も大変だと思います。ドアがないので後ろから見られているのではないかとびくびくしながら使わなくては行けない。

卒業生の男子生徒から聞きました。こういうのがきっかけでいじめが始まったり、からかわれたり、問題が起きるきっかけにもつながるのではないのでしょうか。

古過ぎるトイレや、床もひどいところがありました。ここはもう職員室なんですけど、とげのある床、整備が必要と思われる箇所が多数あります。今後の整備計画はどうなっていますか。

○宮原司教育総務課長 昨年12月定例会においても質問者からの一般質問で答弁しておりますが、本市の学校施設の整備につきましては、児童生徒の安全を第一に考え、国の交付金事業等を活用しながら、年次的に整備を進めているところです。

各学校から施設の補修や器具等の修繕依頼があった場合につきましては、速やかに職員が現地確認を行い、現状把握に努め、修繕等の対応を図っているところです。

御指摘をいただいた学校のトイレや床の状況についても、学校の現地確認を行っております。

今後の対応といたしましては、床については全面的な張り替えが必要であると考えておりますので、修繕の優先順位を見極めながら、張り替えを行っていきたくと考えております。

古いトイレにつきましても、改修を行いたいと考えておりますが、今後の学校施設のトイレ改修につきましては、洋式化、乾式化、バリアフリー化を基本とし整備することとしており、改修には多額の予算を必要とすることから、国の交付金事業等を活用しながら、年次的、計画的に整備していきたくと考えております。

現在、国のほうでは令和2年12月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、特別特定建築物に公立の小中学校等が新たに位置づけられたことを受け、公立の小中学校等におけるバリアフリー化については、令和7年度末までに緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定めました。その中で、バリアフリー化の加速についても言及されております。

教育委員会といたしましては、今後の各小中学校のトイレ整備につきましては、国の財政支援制度を積極的に活用するなどして、学校施設のバリアフリー化整備を行う中で、トイレについても一体となって整備を進めていきたくと考えております。

○12番東君子議員 年次的という言葉が出てきましたが、全部がひど過ぎてほんと間に合わないんですね、枕崎の学校は。以前、視察に回ったときもびっくりしたんですけど、ガラスだらけの運動場がありましたね。掘っても、掘ってもガラスが出てくる。あれで相当何千万円も使ったんじゃないでしょうかね。

もう本当にここは力を入れていただいて、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。今後も学校訪問を続けていきたいと思います。

次に入らせていただきます。

カツオを使った商品開発について伺ってまいります。

お待たせいたしました、市長。とうとう私も枕崎市に恩返しをするときがやってきました。今

回は自信作です。すばらしいアイデアをぜひお役立てください。

それでは1番から伺ってまいります。魚の苦手な人でも、気軽にカツオを味わってもらえるような食べやすい商品の工夫は行われていますか。

○鮫島寿水産商工課長 カツオを使った新たな商品開発につきましては、枕崎市漁業協同組合が開発、出品しましたかつおボニートチップスが令和3年度農林水産祭天皇杯を受賞いたしました。この商品は鹿児島県立鹿児島水産高等学校の食品工学科の生徒が課題研究授業として枕崎市漁協と連携し、発案・包装デザイン・販売方法までプロデュースしたものです。

具体的に申し上げますと、地元で水揚げされる生食用のB1カツオを使用し、伝統的なかつおぶし加工製法であるいぶしの工程を取り入れ、また幅広い年齢層に食べていただけるよう遠赤外線を利用し、食べやすいチップスになっています。

また、枕崎市漁協では、栄養機能食品に適合するカツオの燻製品を商品化し、令和4年4月以降に販売する予定で準備を進めています。カツオのフィレの身や腹皮を桜チップでいぶし、調味した棒状の燻製品で常温保存が可能で、大人から子供まで食べやすい商品として期待されております。

○12番東君子議員 どんなによい商品でも、大きさが大きい、例えば生節を買おうとしても一人暮らしだと大きいですよ、あれ。そして、ある御婦人から御意見もいただいたんですが、ちょっとでいいって、生節をキュウリと混ぜてマヨネーズであえたいんだけど、本当に1人分、1回分でいいのよね、こういう御意見もいただいております。

あと、どうしても女性は鉄分不足になりますが、カツオの血合いは鉄分が多いから、お刺身で鉄分が多いようなのを選んで買った。けれども、やっぱり食べにくくてそこだけを残した。これ、臭みの問題ですね。

消費者の立場に立った御意見をたくさん今回頂戴いたしました。若い世代からは、血合いの部分をふりかけにできないか。そして、赤ちゃんがいる若い夫婦は、離乳食があると赤ちゃんに食べさせられるんだけど、生節を試食しながら、様々なアイデアをグループの方々にたくさん出していただきました。

あとですね、筋トレブームに乗っかるのはどうか。どうしてもカツオのイメージは、だれやめ、お父ちゃん。今は若い女子も高齢の方々も幅広くだれやめもしますし、筋トレもします。そして、カツオも食べる。

たんぱく質豊富な生節を食べやすくカットし、小さなパッケージに入れて、バックにも入るようにして、味付けにも工夫する。例えば、味は何もしないプレーン味だったり、若者はカレーが好きですね、カレー味、タンドリーチキン、レモンフレーバー、カルパッチョ、たくさんアイデアがあふれるほど飛び出しました。

特にどつぼにはまったのが、枕崎は技能実習生に大変お世話になっております。そして、故郷を離れても頑張れるように、寂しくないように中華味はどうか。そして、中国に帰った後も、あのカツオを送ってと言ってもらえるような商品はどうか。これ市場を中国とかに向けたらすごいことになりますよね。

おしゃれなパッケージで売り方も大切です。今回ですね、私はパッケージをこういう感じがいいんじゃないかなと知り合いにお願いをして、ちょっとさあっと書いていただいたんですが、筋骨隆々な人魚、これをイメージしてパッケージにしてはいかがかなというふうに考えました。この商品名はですね「マッコ人魚」です。

そして、ふるさと納税、ばか売れ間違いなしです。パッケージ、売り方も大切です。どんなにいい商品でも売り方が、例えば堅かったり、真面目過ぎたり、しかし枕崎のカツオの商品はもう一級品ですので、それはそれなりに、例えば1万円でも2万円でも付加価値をつけて売ることも大事だと思うんですが、どうしても男性のイメージが大変強いので、本当に女子が筋トレとかし

て、そしてバックに入れて、そして筋トレの後でもぱっとつまめる、ゲートボールの後でもつまめるようなそういう商品があれば、これは大変ヒットするのではないかなというふうに考えています。

これをですね、学生から、高齢者の方から、私が話をしたら、これ自分でやったらっていうふうにすごく言われて、絶対いけるから絶対質問で言ってみてねって、枕崎のために絶対これは力になれるとお墨つきをいただきました。

そして、枕崎にはですね、すばらしい体操の先生方がたくさんいらっしゃいます。ヨガ、ヒップホップ、フラ、ベリーダンス、そして筋トレの大会、ボディービル、フィジーク、フィットネスビキニを目指す方々も私の身近にはいらっしゃいます。高たんぱくなカツオのよさを、たくさんの方々を知っていただくために、筋トレ動画を作成し、PRする取組を考えてみてはいかがでしょうか。

○鮫島寿水文産商工課長 お魚、特に枕崎で水揚げされるカツオやアジ、サバについては、質問者がおっしゃるとおり高たんぱくで、ほかにも多価不飽和脂肪酸といわれるDHAとかEPAを多く含んでおり、健康に特に留意して活動されている、質問者がおっしゃられたような筋トレをされる方などをターゲットまたは商品PRの協力者として、今後の取組等に検討できればと考えているところです。

商品開発を研究している関係者の皆様にも、そのような御意見があったということを紹介し、今後の商品開発やPR活動の参考とし、販売促進につなげていければと思っております。

いろいろな方をターゲットとして商品を作ったり、売るという考え方もございますが、一方で特定の方々へ訴求する商品作りや販促活動につきましても、多様なものが好まれる今日の社会、経済においては重要な視点かと思っておりますので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○12番東君子議員 今後もですね、今までにないアイデアを運んでいきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。

[傍聴席で拍手する者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いします。

以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午後1時9分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 今回は、感染症についてと税収について質問いたします。

今回の感染拡大については、私自身といたしましても3月議会開催までには、ある程度この拡大が鈍るであろうかなとそういう気持ちでございましたが、本市においてもこれまで以上に深刻な状況が続いております。春とともに収まってほしいと私自身の希望としてはそう思っております。皆さんもまた同じだと思います。

質問いたします。感染症対応の業務継続計画の運用はどのようになっているのか、よろしくお願いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 市役所の業務継続に関するお尋ねでございますが、県内における、いわゆる新型コロナウイルス感染症の第6波につきましては、1月5日に県内初となるオミクロン株の市中感染が確認され、感染が急激に拡大いたしました。

本市におきましては、1月7日に、昨年9月7日以降4か月ぶりとなる新たな感染者の確認があったところでございます。

私は、そのとき、今回の変異株は、感染力が非常に強くて濃厚接触者になるリスク、接触者になるリスクが非常に高いと、多くの職員が濃厚接触者あるいは接触者となった場合、市役所業務の継続に支障が出てくることを非常に懸念いたしましたところでございます。

このことから、1月11日月曜日の朝に開催いたしました定例課長会議におきまして、オミクロン株の特徴を踏まえ、各課における業務継続を意識しながら感染防止対策に努めるよう指示を出したところでございます。

また、同日付の副市長名文書で、新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底についてを発信しまして、新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画の確認と重要業務の特定を進めるとともに、職員の出張あるいは各種会議の取扱い等について、会計年度任用職員を含む全職員に周知を図ったところです。

お尋ねの新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画につきましては、担当課長のほうが答弁いたします。

○本田親行総務課長 新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画については、新型コロナウイルス感染症に関して不明な点が多い中、令和2年7月に職員の罹患及び看護等により、流行のピーク時に40%の職員が出勤困難となることを想定して策定いたしました。

このことから、その発動については、職員の40%以上が出勤困難となる課等が発生するなど、通常状態では業務の継続が困難と認められる場合、対策本部会議に諮り、本部長の指示により発動することとしております。

基本方針といたしまして、職員の出勤状況により、弾力的に計画を運用するとしておりますので、その時々職場の感染状況等に応じて、所属長の判断等により、非常時優先業務の実施体制に移行していくものと考えております。

○5番禰占通男議員 今、市長もおっしゃいましたけど、今度の感染拡大というのは本当に誰が感染してもおかしくないような状況ですよ。本市においても70人超ぐらい感染者が出ていますけど、今年度に入ってから。

一番私が感じたのは、隣の市のやはりその職場で感染があったということと、あと県のほうでも感染が今年1月に観光課で出たということで、その後どうなるのかなって注視しておったんですが、県のほうは2020年12月に業務継続計画を改訂して、それが功を奏したことが新聞等で報道されておりました。

それで今回質問するに当たり、先ほど冒頭私が申しましたように、感染症が収まるようであれば、これは省こうかなと、そんな感じでいたんですが、何かだんだん感染拡大があって、それであまりこの重症化したというニュースを聞くことがなかったんですが、県内の報道にありますように1週間か2週間でまた死者も結構出るようになっていきますし、それが年齢的なものなのかなという感じも私はしております。

それで、県がどのようにして乗り切れたかということで、職員がみんなパソコンを持って帰ってテレワークで取り組んだということが新聞報道でやっていたんですが、こういった状況になったと仮定してですよ、本当に仮定しないでいいようになってほしいんですけど、本市はどのような対応で乗り切るというかその考えはお持ちなんですか。

○本田親行総務課長 ただいま議員のほうからありましたとおりに、本年1月県の観光課や薩摩川内市の水道局の職員の間で新型コロナウイルスのクラスターが発生し、全職員が出勤できない事態が起これ、テレワーク用のパソコン等を活用し在宅勤務で対応したといった新聞報道等がございました。

もちろん、こういった事態が起これないように日頃から感染防止対策の徹底を図るということ

が最も大切でございますが、本市においても、本年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、Web会議システム等環境整備事業を実施し、Wi-Fi設置やタブレットの整備を行い、庁内会議や外部との会議ができる環境が整っておりますので、こういった事態が発生した場合には、パソコンやタブレットを活用し、県や薩摩川内市と同様に在宅で対応していくことになるかと考えております。

○5番 禰占通男議員 失礼かと思いますが、在宅勤務を含めてテレワークで一応業務をするということで、Wi-Fi機能とかその辺の環境の把握とか職員のですよ、在宅する場合、その把握なんかは全部終わって状況というのは良好なんですかね、どうなんですか。

○堂原耕一企画調整課長 全職員の自宅でのネット環境と申しますか、そういった詳細な調査までは、申し訳ございませんが我々のほうは把握しておりませんが、そういった事態になったときに一番必要になると思われまますが、在宅勤務をせざるを得ない職員と、あと職場にいる職員との情報交換、コミュニケーションを取る手段の確保というのが一番重要であるかと考えております。

先ほど、総務課長のほうから説明があったとおり、そういったところについては、自宅に環境がある場合にはタブレットを使ってやっていくことになるかと思うんですが、今もう一つ別な手段として、我々のほうでテスト段階ではあるんですが進めておりますのが、庁内のLGWANという回線の環境と、あとインターネット環境のどちらでも使えるビジネスチャットツール、全国の3分の1ぐらいの団体でもう既に導入されているものなんですが、そちらのほうの無料トライアル期間を利用して、テスト運用を今、まずは導入課であります企画調整課のほうで行っているところなんですが、そういったものをできるだけ早いうちに全職員にも導入いたしまして、いざそういう事態になった場合でも、距離が離れた中でもコミュニケーション、意思疎通できる意見のやり取りであったりとか、連絡であったりとかというのがスムーズにできるような環境というのは確保したいと考えているところでございます。

○5番 禰占通男議員 早急に整備というか通信状況については取り組んでもらいたいと思います。

蛇足ですけど、私もアナログでインターネットはずっとやっていたんですけど、安いですから1,300円で十四、五年使っていたんですけど、今度は終了ということで光回線を使わないといけないっちゃうことで、ポケットWi-Fiが安く上がると思ってそっちをしたんですけど、うちのほうはちょっと電波の状況が悪くて使えなかった。

結局、それまでいろいろ調べる前には、うちなんか大丈夫だろうと思っていたんですけどね。やはりその環境によってアンテナがあちこちいっぱい立っていますけど、それでも届かない、そういう状況です。

あと一つ資料として昨年でしたかね、このインフルエンザ等についての業務継続計画書の中の8ページになるんですけど、この業務継続計画に取りかかるのにその内容とか市民に情報提供と8ページに項目があるんですけど、ここに正確な情報に基づき、市民に迅速かつ的確に提供するという項目があるんですよ。それで、今回いろいろ感染が増えている、それで市民からもどうなっているのかっていう疑問の声も直接言われました。

今回、先週もちょっと言われたんで、あっちこっち同級生をたどって、どこかってそれで探す感じになりました。それで、防災行政無線でも放送されておりますが、その内容については、新聞報道、テレビ報道よりちょっと内容が薄いんじゃないかと私は感じているんですよ。その点については、どのようにお考えですかね。市長にお答え願いたいんですけど、放送の内容についてですね。

○前田祝成市長 情報提供の御質問ですけれども、今、防災行政無線で行っている情報提供は、基本的な考え方として、ここに書いてありますように市民に迅速かつ的確に情報提供をするということと、何よりも感染予防をお願いしたいということが主になっております。

当然、報道等もあるわけで、新聞やテレビで報道されて枕崎市で何名っていう報道があるわけで、そこを補完する意味と、もう一つはやはり市民の皆さんに注意喚起をするというところが中心になろうかと思えます。

当然、罹患された方の個人情報等もございますので、その辺りを十分配慮しながら放送しているところです。

○5番禰占通男議員 個人名とかそういうのはもうタブーですけど、やはりこのクラスターとなると、そこら辺を行政がどこまで市民に伝えるのか、大体がもう大勢の方が感染したとなると、もう隣近所その関係者もほとんど知っている状況で、そっちから入るのが多いんだけど、どこまで信用できるのかなというそこにクエスチョンマークがつかますよね。

だから、早く収まって欲しいけど、また次のB A. 2なるものも変異株というので報道されておりますから、今後、その報告の在り方についても検討願いたいと要望いたします。

次の質問ですけど、感染拡大による医療機関等での療養については、どのようになっているのか、その状況をお伺いいたします。

○西村祐一健康課長 令和4年1月を始期とする第6波におきましては、先ほど冒頭、市長のほうからもありましたとおり、本市におきましては1月7日に、昨年9月7日以降4か月ぶりとなる新たな感染者の確認があり、その後2月24日までに77人の感染が確認され、累計で126人となっております。

2月25日以降の25、26、27日にそれぞれ3人ずつ感染が確認されておりますので、本市の第6波につきましてはこれまでで86人の感染が確認されております。

本市の第6波の入院及び入所状況は、県の記者発表資料によりますと、1月28日時点で医療機関への入院が3人、宿泊療養施設への入所が8人、自宅待機中が22人となっております。なお、1月29日以降は、県が感染者の急増に伴い、記者発表資料の記載内容の簡略化を行ったため、療養状況は公表されておりませんので、本市としても把握ができておりません。

しかし、保健所へ問い合わせましたところ、重症化のリスクのある高齢者や基礎疾患をお持ちの方などは、医療機関へ入院もしくは宿泊療養施設へ入所されているということです。

○5番禰占通男議員 状況を説明してもらいましたが、入院と宿泊療養施設はいいんですけど、自宅待機、これ厚労省のいろいろな対策本部が出している感染症に対しては、もうこの自宅待機なる言葉というのはないんですよ。

一番近いのが1月31日、一部改定版でもなんですけど、自宅療養ち言葉を使っていますよね。最初新聞も自宅療養でずっと通しとって、今自宅待機っていう。

結局、県も自宅療養は認めていないと1月29日の新聞にも出ているんですけど。ただ、宿泊療養施設に入所できず、事実上は自宅療養になっている自宅待機者とはという文言で新聞も説明しているんですよ。この違いはどうなんですか。

私に言わせれば、待機だったら宿泊療養施設に入所できるちそういう感じなんだけど、療養だったら自宅で今回のオミクロンは何か療養期間が短くなっていますし、2週間が7日で、8日目にはいろいろ外出もできるってなっているんだけど、この考えはどうなんですか。待機と療養というその考え方の違いですよ。

○西村祐一健康課長 ただいま自宅待機と自宅療養の違いについて、御質問がありました。

こちらにつきましては、一応、鹿児島県の見解といたしましては、自宅療養という手法はとっていないと。医療機関へ入院もしくは宿泊療養施設へ入所するまでの期間、調整を行う期間自宅待機していただくという考え方で、県のほうでは自宅待機者ということで表現しているようです。

○5番禰占通男議員 自宅待機する部分でもですよ、自宅等での療養体制ということで厚労省が一応、示しているんですけど、自宅、家庭、これの環境というのは誰が調べるんですか。だって、今、家族が1人感染した、それに対して濃厚接触者になるかどうかの境目でしょう。

家庭の状況についてという指導書みたいなのが出ているんですけど、これは保健所がするんですか、それとも各市町村で何かこう家庭を調べて、簡単に言えば、部屋が幾らあって、水回りが幾らあってって何かそういうことまでするんですかね。

○西村祐一健康課長 ただいま家庭の状況についての調査はどこが行うのかというお尋ねでございますが、こちらにつきましては感染が確認されて医療機関のほうから保健所のほうに届出がまず出されます。それに伴いまして、保健所のほうで疫学調査ということで感染者への聞き取り、そういった家庭の状況等の調査を行っているようでございます。

○5番禰占通男議員 あともう一点、感染して家庭で一人暮らし、家族がいない、それが自宅待機の状態になった。こうした場合は、毎日の生活の物資ってというのはどうなるんですかね。

だって、もう保健所なりがもう療養施設に入らなくていいけど自宅待機で済ませてくださって言ったって、1週間飲まず食わずっていうわけにはいかないし、誰か親戚が近くにおったり、知人がおったりしたら買物等も頼めるんだけど、自宅待機になった時点でもう外出禁止でしょう、これは。やっぱりホテルの療養施設なんて脱走したら50万円の罰金ですよあれは。その辺はどうなっているんですか、家族がおればいいんだけど、いない、一人暮らしとか、その点は。

○西村祐一健康課長 感染者の自宅待機者への生活支援についてのお尋ねだと思います。

感染者の自宅待機者への生活支援につきましては、令和3年9月6日から、県くらし保健福祉部社会福祉課が7日分の食料品及び衛生商品を無償で提供しております。

感染者の自宅待機者に対しまして、保健所が生活支援の利用希望を確認しているようでございます。

○5番禰占通男議員 この宿泊療養施設に入所をなさいと保健所が言った場合、本市では、入っている人は8人と課長が言われたんだけど、私は行きたくないっていう、そういう人はいなかったんですか。全国で拒否する方も結構多いと報道もあつたんですけど。

○西村祐一健康課長 宿泊療養施設を拒否された方がいるのかというお尋ねですが、こちらの個別の案件については県のほうから伺っていないところでございます。

○5番禰占通男議員 もう一点、これは市民の皆さんにお知らせをしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、知っている方も少ないと思うんですけど、私もこの一般質問で探し当たるまで分からなかったんですけど、県が出しているやつですよ。施設入所中及び退所に当たっては、原則PCR検査はしませんと。ただ、帰宅時は交通費が必要だということ。

だから、市民に療養施設に入るんだったら帰りの交通費だけは持って行ってくださいってこれは言っておかんと。お金を借りてタクシーで帰るのか、公共交通機関で帰るのか分かりませんが、こういうことになりやしませんか。その辺はどうなんですか。市民へは何かでお知らせする必要あるんじゃないですか。

○西村祐一健康課長 ただいまのお尋ねなんですけれども、県のホームページにそういった記載がされているかと思えます。

ただ、実際、宿泊療養施設に入所する手配が整いましたら、保健所のほうからそういったことを本人に伝えられると思えます。

宿泊療養施設へ移動する際は、最初は県のほうがジャンボタクシー等を手配して送迎するようになっているようですが、帰りにつきましては、公共交通機関等を使ってお帰りいただくという形になっておりますので、そこら辺のお話につきましては保健所のほうから指導があると思えます。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いいたします。

○5番禰占通男議員 次の質問に移らせていただきます。

税収についてですけど、令和3年度の税収、税制改正による税収への影響及び推奨事業の取組

についてで、初めに令和3年度の地方税の税収は、平年と比較してどのような状況なのかをお伺いいたします。

○神園信二税務課長 令和3年度の最終補正後の普通税歳入見込額は、21億4,058万2,000円を計上しております。

これは、令和2年度決算額約22億0,239万3,000円と比較しますと、約6,181万円の減、率にしますと2.81%の減となっております。

また、令和元年度決算額約22億5,814万6,000円と比較いたしますと、約1億1,756万円の減、率にしまして5.21%の減となっております。

続いて、平成30年度決算額約22億1,543万9,000円と比較いたしますと、7,485万7,000円の減、率にして3.38%の減となっております。

平年との比較という問いかけでございますが、税収に平年値という概念がありませんので、ただいま申し上げました平成30年度から令和2年度までの決算額の平均値を算出しまして比較いたしますと、平均値が22億2,532万6,000円となりますので、令和3年度最終補正予算に計上いたしました歳入見込額は、8,474万4,000円の減、率にしまして3.81%の減となります。

なお、令和3年度最終補正予算に計上いたしました歳入の見込みにつきましては、予算の性格上、厳しく見込んでおりますので、その旨は御承知おきをお願いしたいと思います。

○5番禰占通男議員 今、課長から詳しく説明がありましたけど、平均値で8,000万ぐらいの減ということで、コロナももう3年目、いろいろありましたけど、その中でうちも人口が減っていく。それで、市民税ということで一般質問なんですけど、もうちょっとこう影響が出るかなあと考えていて、決算も昨年9月にありました。

今回、新年度予算も発表されておりますけど、影響があるというか、あまり大きな影響が出ていないっていうことに安堵しているところなんですけど、今、課長がおっしゃられた人口減で減になるって何かそういう計算とかそういうのはないんですか。

○神園信二税務課長 普通税として頂いておりますのは、個人の市民税、いわゆるお一人お一人にかかっていく市民税ですので、人口減の影響というのは、この辺に大きく出てくるということかと思っております。

あと軽自動車税、市のたばこ税、この辺りにも人口が減りますと軽自動車の登録台数というのは当然減っていきますので、その方の所有している分がなくなっていくというところで、直接的な減というところの影響が出てくるのかなというふうに考えております。普通税の部分ではということでございます。

○5番禰占通男議員 あとこの令和2年度分の徴収猶予の特例というのがありましたけど、これについてはどのようになっているんですか。もう、令和3年度で終わるという内容だったんですけど。

○神園信二税務課長 令和2年度徴収猶予特例申請を許可いたしましたのは、7つの事業所、1人の個人の合計8件でございます。総額で920万0,900円となりました。

なお、この猶予分につきましては、猶予期間の最終分を令和4年1月25日に徴収をいたしまして、全ての猶予税額の徴収を完了しているところでございます。

猶予いたしました税目といたしましては、固定資産税、法人市民税、市県民税というところの税でございます。

○5番禰占通男議員 あと、個別に市民税、固定資産税、法人税についてお伺いいたしますけど、まず、この市民税については、どのようになっているんですか。

○神園信二税務課長 個人市民税に関するコロナの影響はなかったのかという御心配での御質問だと思いますが、課税状況におけます総所得額合計の推移につきましては、令和元年度が対前年度比98.9%、令和2年度が対前年度比99.7%、それから令和3年度が対前年度比101.6%となっ

ております。

なお、これに伴います所得控除額は令和元年度が対前年度比100.2%、令和2年度が対前年度比98.6%、令和3年度が対前年度比106.7%でございまして、加えて税額控除額は令和元年度が対前年度比108.8%、令和2年度が対前年度比102.6%、令和3年度が対前年度比109.7%となったことから、各年度の税額は令和元年度が対前年度比99.4%、令和2年度が対前年度比97.8%、令和3年度も対前年度比97.8%となっておるのが市民税の動向でございます。

なお、各所得ごとの動向を見てみますと、総所得額合計の85%を占めます給与所得につきましても、総所得額の伸びに比べまして税額控除額の伸びが大きいと、税額は若干減少をしておりますが、総所得額自体は落ち込みを見せておりません。

それから、商売、事業を行っている方々の営業等所得は、総所得額、所得控除額、税額控除額ともに堅調に伸びておりまして、これに伴い税額も堅調な伸びを示しております。

次いで、農業所得に関しましては、近年、非常に厳しく、総所得額は令和元年度が対前年度比で73.5%、令和2年度が対前年度比66.5%、令和3年度が対前年度比68.5%であり、税額も令和元年度が対前年度比で69.6%、それと令和2年度が対前年度比63.0%。令和3年度が対前年度比69.0%となっておりますが、農業所得自体が総所得合計に占める割合が1%程度にしかありませんので、個人市民税額に占める割合も小さくなってまいります。

続いて年金所得者が主となるその他の所得に関しましては、総所得額が、令和元年度が対前年度比で97.6%、令和2年度が対前年度比98.8%、令和3年度が対前年度比102.0%であり、これに伴い税額も令和元年度が対前年度比で98.7%、令和2年度が対前年度比96.0%、令和3年度が対前年度比97.1%であり、顕著な動きは示しておりません。

このほか土地譲渡、株式譲渡、株式配当等の土地分離所得、これにつきましては、所得の性質上大きな波を描きますので、説明を省略させていただきます。

冒頭申し上げましたとおり、総所得額合計、税額合計は、コロナ感染症の影響が取り沙汰されている中でも、農業所得部門を除いて、大きな減少傾向は見せていないというふうに捉えているところでございます。

○5番 禰占通男議員 最後に課長がおっしゃられましたように、本当に営業所得、総所得についてあまり大きい減がないということと、基腐病が今、いろいろ心配されておりますけど、農業については厳しいということですよ。今後、基腐病についても県も相当取り組んでいるみたいで、早い作付状況が維持されるように望むところです。

あと一つですよ、今回住宅ローンの減税についても見直しということで、令和3年度から打ち切りで令和4年度には10年間の分を13年間に伸ばそうとそれが逆ざや現象みたいな、それを解消するということがあったんですけど、本市で住宅ローン減税を利用されているこの件数とかは分かりませんか。どのぐらいの方が利用されているのか。

○神園信二 税務課長 個人市民税の住宅ローン控除の件数と金額の推移について申し上げます。

令和元年度は該当件数329件、控除金額は1,199万9,000円でした。令和2年度は該当件数330件、控除金額は1,222万4,000円でした。令和3年度は該当件数341件、控除金額は1,308万円でございます。

○5番 禰占通男議員 本当に若くて自分の住宅を手に入れるというか、確保する方には年間40万円ということなので、それが10年間、今後、額は変わらないだろうけど、13年間ということで、本当に人口減対策になればいいと願っております。

時間もありませんので、次に、この固定資産税についてはどのようになっているんですかね。

令和3年度に評価替えになって、それについて地価も例年いつも下落しているんですけど、その辺の影響というのはどうなんですか。

○神園信二 税務課長 固定資産税につきまして申し上げます。

令和3年度当初予算積算のときにおきましては、調定見込みを10億5,539万9,000円と見込みまして、これに収納率98%を乗じて、歳入額を10億2,729万1,000円と予測したところです。

これに対しまして、今回の補正予算の積算におきましては、調定見込みを10億5,971万2,000円と見込みまして、これに収納率98.5%を乗じて、歳入額を10億4,381万6,000円としたところでございます。

今回補正で調定見込みが変わりました主な要因について申し上げます。

固定資産税のうち、土地分につきましては大きな変動はございませんでした。家屋分につきましては、事業用家屋資産に関しコロナ影響減免分等の調定減少があったものの、当初予算の調定見込みを積算するとき以降に稼働しました事業所等の新規賦課の増加がございまして、当初見込みより1,067万7,000円の減で何とかとどまったというところでございます。

続いて償却資産分につきましては、コロナ影響の減免分等の調定額減少があったものの、同じく当初見込みを積み上げるとき以降に稼働しました事業所及び太陽光発電施設の設備分の増加がありまして、当初見込みより1,518万2,000円の増となりました。

なお、コロナ影響減免分の減収につきましては、国の地方特例交付金で補填されることとなります。

これに加えまして、冒頭申し上げたとおり、現年度分収納率も当初見込みの98%から98.5%に上積みできるものというふうに考えまして、当初予算比1,458万8,000円の増、率にして1.4%増の10億5,317万5,000円を計上したのですが、これは令和2年度決算額と比較いたしますと、4,012万1,000円の減、率にして3.7%の減となります。

それと、議員がお尋ねの中で、固定資産税の負担調整のこともお話をされましたけれども、令和3年度税制改正で行われました土地に係る固定資産税等の負担調整措置の特例、これにつきましては、通常、土地の評価替え時に周辺の地価上昇に伴って固定資産税の負担が法令に定める基準以上に上昇する場合、その固定資産税負担の急激な上昇を調整する措置が取られておりますが、令和3年度に限り、地価上昇はあったとしても、その上昇前の固定資産の評価額に据え置く措置、これを全ての地目において行うという特例が取られております。

なお、本市の令和3年度土地評価替えにおいて、基準となる調査ポイントで地価上昇を示したところはありませんでしたので、負担調整措置を適用した土地はございませんでした。

○5番 禰占通男議員 新年度予算です、今この固定資産税の予算もちよっと出ているんですけど、不動産鑑定に190万2,000円、不動産鑑定業務に22万円と出ているんですけど、今、ずっと下落していく中でですよ、結局、評価替えがないと固定資産税の市民の負担っていうのは毎年変えるわけにいかないわけでしょう。どうなんですか、毎年の課税額ですよ。

課税額というのは3年間ずっと一緒でいくの、それともある程度その地価の変動によって変更して課税するんですか。手短にお願いいたします。

○神園信二 税務課長 議員が前段で言われました令和4年度の大きな予算で百九十何万あるのと、20万幾らの予算があるよねというふうなお話でしたけれども、百九十何万の部分につきましては、3年に1回ごとの評価替えのための調査の不動産鑑定士への委託料ということになります。

あと、20万幾らの分が、毎年、動きがないかなあということで不動産鑑定士にお願いしているその抽出ポイントの調査でありまして、その後段のほうの抽出ポイントの値段に大きな変動がある場合は、どうしてもその調整をしながら負担をお願いしないといけないケースもあります。

しかし、本市の場合は、ほとんど動いておりません。上がるということがありませんので、基本的には3年間据置きだというふうに考えていただいて、今の土地の動きの状況からはそのような考え方でよろしいかというふうに思います。

○5番 禰占通男議員 これについては、本市の条例である程度定めることもできるとなっていますから、今、課長がおっしゃられたように、現状維持だと思います。

あと次にですね、いろいろ課長が今ずっと説明くださった中で、最後の法人住民税や法人事業税についてはどのようになっているのかということで、決算にも出ていたんですけど、本市については472事業所という数も出ていますから、もう本当に大小はあれ、この小さいところでこの法人住民税、法人事業税について厄介になっているっていうのはつくづく思います。これについては、どのようになっているんですか。

○神園信二税務課長 法人住民税につきまして、今回、増額補正となる補正予算をお願いしております。

令和3年度当初予算は、コロナがどう影響するのかというところが読めなかったために、総務省が予測します地財計画に基づきまして、法人市民税均等割を令和2年度最終補正時点の2.0%減と、また法人税割を同じく47.8%減と予測して現年分は8,400万円を計上いたしました。

これに対しまして、今回お願いしました令和3年度最終補正につきましては、当初予算比4,000万円の増、率にして47.6%増の1億2,400万円を計上したところですが、令和2年度決算額1億1,900万円と比較すると、額にして430万9,000円の増、率にして3.6%の増にとどまったところですよ。

本市の法人市民税の歳入状況につきましては、近年ほぼ1億2,000万円程度で推移をしておりましたが、令和元年度は1億6,000万円程度と大きく伸びていたところ、令和2年度につきましては税制改正による税率の減少改定の影響等で減少したところですよ。

しかし、既に各種報道で御存じのとおり、直近の企業業績はコロナ禍においても好調であり、各企業の決算は最高益を更新したなどの報道、また国税である法人税収も大きく増加しているとのニュースを耳にするところでございます。

この動きにつきましては、本市法人市民税の状況にも表れまして、令和3年度末には1億2,400万円程度の歳入が見込めるものと考えております。

令和3年度当初予算積算時にコロナの影響を心配しまして47.8%の減少を予測しましたが、平成30年度に行われた税率の減少改定前の歳入額が、ほぼ1億2,000万円程度であったことを考えますと、令和3年度最終補正での積算時の見込みで税率の減少改定分を取り戻せるまで法人市民税は回復しておりまして、当初予算時点で心配したところは、よいほうに外れたものというふうに安堵をしているところでございます。

○5番禰占通男議員 今、課長から御説明があったように、本当に今、減という大幅な資金不足っていうかな、税収減っちゃうのはないという御説明と、あと半年後に9月には決算ですけど、本当に決算が楽しみな数字ではなかろうかと思っております。

本当にコロナの影響が本市においてはほとんど見られない、感じられない、ありがたいことではないかと私も思っております。

あと最後に、令和3年度の税制改革に伴う法人に対してのいろいろな優遇措置、取り組むべき事業が10項目ぐらい示されております。これが、枕崎市に所在する法人が取り組めるのか、取り組むのかっていう、そこら辺も税務課長とも話をする中で、申請が相当難しいと。

この雇用調整助成金の申請についても市独自の支援もあります。

そういった中で、今、日本、世界も取り組んでいるカーボンニュートラルについてとか、いろんなものも含まれておりますけど、その支援を含めて、ここに10項目の中で4項目だけ挙げておりますけど、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制に対する事業、活発な研究開発を維持するための研究開発税制事業、コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る事業、取組ですね、これについて、最後に質問いたします。

どのような方法で企業が取り組むのか、またその可能性があるのかについてお尋ねいたします。

○神園信二税務課長 お尋ねをいただきました各特例措置につきましては、それぞれの企業が今後の事業展開において、これらの投資の必要性を見込んでいるものの、新たな投資に係る設備等

の償却資産などに課せられる税負担がその投資の妨げとならないように税の特例措置を講じることで負担軽減を図り、投資を促進しまして、国内の企業活動及び経済の活性化と国際競争力の強化を図るものでございます。

当該税制の特例措置を受けるためには、本市において、これらの投資の必要性に真に迫られている事業所が、事前に当該投資計画等の各省庁の承認を受ける必要があるなどの前提条件がございまして、その承認を受ける投資計画に沿って、その投資を行った後に各省庁がさらにその投資内容の確認を行った後に、税務申告に必要な書類を発行いたしまして、さらに当該事業所がこれらの書類を添付して税務申告を行った場合に、初めて法人税等、国税等の特例が適用されるものでございます。

お尋ねにつきましては、それらの取組が本市内にあるかということでございますが、現時点でそのような取組は承知をしていないところでです。

○5番 禰占通男議員 最後に、取り組む意欲のある企業とかあった場合、その手助けということは考えられませんか。

○神園信二 税務課長 取り組んでいくその企業への手助けですか。各省庁への届出とかいろんな計画をつくらないといけないというところでは、産業担当課等のお仕事、御相談があったときにはいろんなところにおつなぎするということはあるかと思えますけれども、税のほうでは、投資が行われた後の税控除の部分でのお助けでございますので、事前に私どものほうでその計画に関与するというのは、なかなかケースとしてないのではないかというふうに思います。

○永野慶一郎 議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時19分 再開

○永野慶一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番 立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

鹿児島県における新型コロナウイルス感染者の累計は、昨日2月27日現在で3万0,778人。オミクロン株による第6波以前の昨年末では9,122人ですので、今年に入り実に2か月ほどで2万1,656人の感染者が出ております。

県においては、先月1月27日から今月2月20日まで県下全域を指定地域として、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置を適用いたしました。しかしながら、今月に入り学校や医療機関、高齢者施設で感染が広がっている。一刻も早く食い止めるためには今が正念場との判断から、来月3月6日までまん延防止等重点措置を延長いたしました。

県内の第6波においては、当初20代、30代中心だった感染が、直近1週間余りでは高齢層に拡大しております。

本市における第6波感染者の年代別動向について、担当課においてはどのように整理されているのか、お尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 新型コロナウイルス感染症の6回目の感染拡大期、いわゆる第6波でございますが、本市におきましては、1月7日に、昨年9月7日以降4か月ぶりとなる新たな感染者の確認があり、2月27日までに第6波で86人、累計で135人の感染が確認されております。

市民への新型コロナワクチンの3回目接種につきましては、2月1日から既に市内医療機関で始められているところでございます。

本市における第6波の年代別動向及びワクチン3回目接種等の詳細につきましては、担当課長

が答弁いたします。

○西村祐一健康課長 これまでに日本国内で確認されました新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間であります第1波から第6波までの本市における感染者数と、そのうち10歳未満及び10代の感染者数についてお答えいたします。

第1波につきましては、令和2年3月から5月までの期間でございますが、本市の感染者はおりませんでした。

第2波につきましては、令和2年7月から8月までの期間で、感染者数は10人、そのうち10歳未満が1人、10代が4人となっております。

第3波につきましては、令和2年11月から3年2月までの期間で、感染者数は1人、10歳未満及び10代はおりません。

第4波につきましては、令和3年3月から6月までの期間で、感染者数は16人、そのうち10歳未満はゼロ人、10代は6人となっております。

第5波につきましては、令和3年7月から9月までの期間で、感染者数は22人、そのうち10歳未満、10代ともに4人ずつとなっております。

第6波につきましては、令和4年1月から感染拡大が始まりましたが、2月27日現在で感染者数は86人、そのうち10歳未満は3人、10代は14人となっております。

○9番立石幸徳議員 今、健康課のほうで第1波から第6波までの本市のですね、推移といいましょうか、教えていただきましたけど、本市に限らず、鹿児島県あるいは全国的ないろんな動向というものもあるんでしょうけれども、いずれにしてもこの第6波に関しては、当初からオミクロン株をある意味でちょっと軽視したといいましょうか、感染力は非常に強いけど、その重症化はないんだというような捉え方が一般的じゃなかったのかなと思います。

その結果、今どうなっているのかというのはまたちょっと後に譲りますが、私は最近ですね、県あるいは日本全体でこのコロナというのを考える中で、一番当初から注目しておりました学者がいるんですけども、この方が最近、「秘闘—私の「コロナ戦争」全記録—」という本を出版されました。感染症の学者、国立感染症研究所でも働いた方ですけどね。名前はあえて控えますけど、この方は執筆に丸1年以上かけたということなんです。

この本の中から、一番エキスの部分を引用しますと、感染症において楽観視は駄目だということでもあります。感染症は広がり出すと手をつけられなくなる。だから、対策は早く、強くやって、封じ込め、短く切り上げる。この部分が一番私自身には印象になったんですけど。

そこですら、これからの対策として、我が市でも何をしなければならないのか、後でも予定しておりますワクチンの関係、そこで、現在3回目ワクチン接種ちゅうのが本市でももう始まっているんですけども、この接種状況がどうなっているのかですね。

それと、つい数日前に拝見しました本市の2月のお知らせ版、この中でも追加接種を希望する方はモデルナ社ワクチンを早めに接種するよう勧めておりますと、わざわざ書かれております。

このモデルナと、従前からのファイザー、こういったワクチンの状況はどうなっているのかですね、取りあえず3回目ワクチン接種について状況をお尋ねいたします。

○西村祐一健康課長 ただいまお尋ねのありました新型コロナワクチンの3回目接種でございますが、2月1日から市内の12協力医療機関のほうで開始しております。接種券につきましては、65歳以上の高齢者で2回目の接種完了が早かった方から順次発送しております。

3回目の接種率でございますが、2月28日集計分で6,232人の方が接種を終えられ、全人口に占める割合は30.7%となっております。また、65歳以上の方では、5,105人の方が接種を終えられ、65歳以上の人口に占める割合は61.4%となっております。

ワクチンの状況ということですが、現時点でファイザー社のワクチンは、現在までに5箱、5,850回分配分されております。なお、3月14日の週に1箱、1,170回分配分される見込みです。

モデルナ社のワクチンにつきましては、現在までに53箱、7,950回分が配分されております。

3月までにはファイザー社及びモデルナ社のワクチンの合計で1万4,970回分のワクチンが配分されることとなります。

○9番立石幸徳議員 感染拡大防止という意味ではですね、私はもう直接的にはワクチンしかないんだろうと思うんですよ。これはワクチンをいかに早く接種してもらうか、これが決め手だと思うんですね。

そういう意味で、モデルナ、ファイザーであろうと、やっぱり担当課のほうは、この件に当然、尽力されていると思うんですけど、これまで以上にやっぱり努力していただきたい。そのことを最初の質問では申し上げておきます。

次に、冒頭申し上げたように、今回の第6波においてはですね、学校で多くの感染者が出ているんですね。

ちょっと、さきのちゅうか、古い資料ではございませんが、今年4日に文科省が公表した全国調査で、公立の幼稚園、小・中・高校で、今回第6波における臨時休校もしくは学年・学級閉鎖、こういったことを実施したところが全国の6分の1だという文科省の調査結果があります。学校数にして5,841校。

それで、本市においてはですね、この学年・学級閉鎖等の実施、これはなかったのかどうか、お尋ねをいたします。

○中村克己学校教育課長 本市におきまして、2月に入りまして1学級の学級閉鎖がございました。

○9番立石幸徳議員 学級閉鎖があったということですが、いつからいつまでの閉鎖期間なんでしょう。それから、その閉鎖期間中にですね、学校現場ではどのような対応がなされたのか。

つまり、当然、学習機会を確保しなければならない。オンライン等を使っての授業、あるいはいろいろとタブレットを使うとかいろんなやり方もあったんだろうと思うんですが、その具体的にいつからいつまでの学級閉鎖か、そしてどのような対応をされたのか、お尋ねをいたします。

○中村克己学校教育課長 学級閉鎖の期間でございますが、2月11日の第2土曜日をスタートといたしまして2月17日までの5日間でございます。1校1学級でございます。

対応ですが、各学校では日頃から文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル「新しい学校の生活の様式」に基づき、マスクの着用や手洗い、校内の消毒、3密を防ぐための手だてなど基本的な感染防止策の徹底が図られております。

本年1月からオミクロン株の急速な広がりにより、ワクチン未接種の子供たちへの感染が懸念されている中、本市でも2月に入り学校内で感染者が確認された状況でございます。

教育委員会では、これまでも管理職研修会や養護教諭研修会などで学校における感染対策の徹底を指導してまいりました。

特に3学期に入りまして、学校生活においては、密集を回避し、人との距離をしっかりと保つこと、その上で換気を徹底すること、この2点について重点的に指導してまいりました。

また、感染症対策が徹底できているのか、チェックリストを作成し、対策を再度見直すように指導してきたところでもございます。さらに、部活動についても、県の感染拡大警戒基準レベルに応じて、段階的な部活動の対応を行ってまいりました。

大切なことは、万が一学校で感染者が確認された場合に、その感染者や家族に対して思いを巡らせるとともに、相手の心の痛みに寄り添いながら思いやりを持って対応できるようにしておくように指導してきたところでございます。

学級閉鎖による授業の遅れの影響についてですが、教育委員会では3学期初め、第6波の流行の兆しが見られた段階で校長研修会を開催し、次のような指導を行いました。

まず1つ目に休校、学級閉鎖等になった場合の連絡体制をしっかりと確認しておくこと、2つ

目に休校、学級閉鎖等になった場合の家庭学習への対応を検討し、しっかりと準備をしておくこと、3つ目にタブレットの持ち帰りを想定した端末操作の指導をしっかりと行っておくこと、以上のような指導を受け、各学校ではいつ自宅学習になってもいいように一覧表を作成し、プリント等を緊急時に配布できるように準備してきたところでございます。

また、自宅にタブレットを持ち帰り学習ができるよう、オンライン学習の方法やAIドリルの活用方法についても指導してまいりました。

今回感染が確認された学校でも、タブレットや電話等で生徒の健康状態を把握しながら自宅学習に取り組ませたところでございます。

自宅待機が続き、授業が受けられなかった生徒へは学習教材を配付したり、昼休みや放課後などの時間を活用したりして、学習の遅れがないように対応しているところでございます。

○9番立石幸徳議員 今、学校教育課長からの説明を聞いてですね、やはり保護者をはじめ市民の皆さん、こういった学校で学級閉鎖、学年閉鎖があったとしてもしっかりと対応がなされると安心をされたんじゃないかと思います。ぜひ、今後ともそういった面でのですね、対応というのはやっぱりしっかりと準備をし、そして父兄等にもできる範囲で教えていただきたいと思えます。

コロナの関係で最後にですね、次にまた迫ってきている5歳から11歳の年少者のワクチン接種、これもまた大きな課題になっているわけですね。

先ほどの2月号の本市お知らせ版、ここには3月中旬以降、5歳から11歳の新型コロナワクチン接種が始まりますという形で記事が出されております。3月中旬以降というそう日もないんですが、まずこのワクチンの年少者への接種券、これは郵送をされたんですかね、していなければいつやるのか。

それから、この年少者へのワクチンについては、一番重要なポイントといいましようか、保護者の合意あるいはそのワクチン接種するときは同伴するということが条件になっているんですね。保護者等への説明といいましようか、そういったものはどういうふうになっているのか、まずそこら辺について説明をいただきたいと思えます。

○西村祐一健康課長 ただいま御質問のありました5歳から11歳までの年少者のワクチン接種につきましては、市内の小児科の医療機関で3月17日から開始する予定となっております。

接種券の発送につきましては、対象者が1,000人弱となっているんですが、まず新6年生で、4月または5月に誕生日を迎える約30人に先行して発送し、その後一括して発送したいと考えております。

現在、まだ接種券につきましては発送はされていないのですが、今準備をしている段階でありまして、明日、あさってぐらいには30人の方にはまず発送できるのではないかと考えております。

あと、保護者の同意と接種につきまして同伴が必要ということになっております。

こちらにつきましては、国のほうがそのパンフレットを作っておりますので、接種券を発送するときに各世帯に御案内したいと考えております。

○9番立石幸徳議員 今度の5歳から11歳のワクチン接種、かなり紆余曲折があったというふうに私は認識しております。

厚労省の分科会においてもですね、いろいろ揺れ動きながら最終的には2月10日に、いわゆる予防接種法に基づく努力義務は適用しないという形で分科会も決定しているんですね。ですから、そういう接種券を発送しても、頂いた方は接種法に基づく努力義務はない。ただ、勸奨はしていないんだというような非常にその義務と勸奨とどう違うのか私もよく分かりませんが、そういう形で取り組む。

そこで一番大事なはこの保護者の理解なんですね。5歳から11歳の人が自分自身でワクチ

ンを打とうか、打たないかちゅうなかなか判断するにはですね、それはやっぱ判断できませんよ。

保護者がどうしなさいと、あるいは接種は控えようと、保護者の判断が一番この件では大きなポイントになるんですが、この保護者の説明は、今、健康課長はどういうふうに考えておられるんですかね。

全国知事会では、保護者への相談窓口も設けなさいというような知事会の1つの要望が上がっていますけど、この面についてはどのようになるんですか。

○西村祐一健康課長 ただいまお尋ねのありました保護者への説明ということでございますが、先ほども若干申し上げましたが、厚労省のパンフレットがございまして、そちらの中にワクチンの効果とか安全性、あとは新型コロナワクチンに関する相談先ということで掲載がされております。一応、こういった文章等、あと小児接種用の新型コロナワクチン予防接種についての説明書、そういったものを一式同封いたしまして、案内はしたいと考えております。

あと、全国知事会が国に設置を要請しております保護者に対する相談窓口につきましては、こちらは令和4年2月15日に全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が出されている要請でありまして、全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言におきまして、全国どこからでも保護者や小児のかかりつけ医が接種について相談できる、感染症や小児科の医師等で構成される相談窓口を開設するよう政府に求めている内容だと理解しております。

こちらにつきましては、政府のほうがその後どういった動きをするのかまだ確認できておりませんが、先ほど申し上げましたパンフレットの中にも、ワクチンについての疑問や不安があるときはかかりつけ医などに相談するよう現在のところ政府のほうは求めているようでございます。

○9番立石幸徳議員 保護者の間でもですね、先ほど言った予防接種法の努力義務、これは今回5歳から11歳は努力義務はないけど、12歳以上は努力義務になっていたんですね。何で違うんだと、これが保護者の一番の子供への接種の疑念ちいまいしょうかね、あるわけです。

そういうこともあるんで、もう少しですね、丁寧な、やっぱり保護者への説明対応もお願いしたいんですが、いずれにしても、1,000名ほどの5歳から11歳の方へのワクチン接種のポイントとしては、ファイザー製のワクチンで有効成分を12歳以上の3分の1にすると。あるいはこれを3週間の間隔で2回目を打つ。それから先ほど言った努力義務はない。子供は感染しても重症化をしないんだというようなことも言われておりますが、いずれにしても保護者の同意と立会いが必要です。

それから、余談になりますけれども、余談というより接種後の話になりますけど、この接種をしなかった子供を差別しないと。この部分も大変ですね、やっぱり特別な配慮をしていかないと、何か子供同士で接種をしたのとしないとですね、おかしな状況が発生するのもよろしくないんで、もう実際、接種券を発送する前にそういったことも見据えてですね、取り組んでいただきたいと思います。

次に、環境問題に入っていきます。

午前中にも少しありましたが、まずごみ収集回数の変更、これはもう昨年から市議会でも、あるいは衛自連等に対しても当局のほうからいろいろとお伝えしているみたいですけど、これまでの市議会の中でもただ単に回数が変わると、あるいは新しいごみ収集曜日についての説明で終わっていたんじゃないかと思うんですが、まずごみ収集回数あるいは収集曜日が変わることですね、私どもにどういう影響が出るかっていうのを想像したときに幾つかあるんですけど、その点をお尋ねをするんですが。

予算的にはですね、このごみ収集というのは委託業者にずっと決まって過去何十年でしょうか、収集委託をしているんですが、収集回数が減ると、その委託料ちゅうのは減るんじゃないかと。委託料に変化はないのかと考えるんですが、その点はどうなんですかね。

それから、一番ごみステーションの関係で気がかりなのは、可燃ごみについては週3回が週2

回ですけれどね、不燃ごみについては週1回を月1回にするちゅうんですね。そうすつと、今まで同様の不燃ごみの量になりますと、その月1回の収集日にかなりの量、ボリュームがですね、ごみステーションに出ていくことになる。

今現在のごみステーションで、不燃ごみが3回分か4回分まとまってどさつと来たときにごみステーションは支障を来さないのか。そういった面のチェックがなされているのかですね、そこらについてとにかく収集回数を変えること、曜日を変えることで、担当課としてはどういった変化が出てくると考えているのか、お尋ねをいたします。

○松田勇一市民生活課参事 ごみの収集事業に関しましては、新年度の予算計上額は5,034万8,000円となっており、令和3年度予算額4,815万3,000円と比較して219万5,000円の増額となっております。

ごみ収集運搬委託事業者と収集回数の見直しについては協議を行ってきており、新年度の業務委託料についても週6回の収集体制に変更がないことや、不燃ごみは月1回に減りますが、1回当たりの収集量も増えることも想定され、これまでどおり収集車フル稼働の計画となっております。

ごみ排出量の減少も期待しておりますが、可燃ごみの収集回数が3回から2回に変更になることにより1回当たりのごみ排出量が増えることが想定され、年間の内鍋清掃センターへの搬入台数は、過去の搬入台数と比較し若干の減少幅にとどまると予想しており、燃料消費量も少しは減少しますが、燃料価格の高騰により本年度より燃料費が増加しているところです。

また、新年度の委託料では、車両購入にかかる経費として収集車を更新する計画であり、委託料増加の要因となっております。収集車につきましては、初年度登録後20年を経過する車両もあり、年次的に車両の更新を行っていかねばなりませんので、今後も委託料は増加していくと思われまます。

それから、集積所の関係ですけれども、不燃ごみが月1回になることでの集積所の許容量については、ごみ収集事業委託事業者と確認を行っており、現状の集積所で対応できると判断しております。

○9番立石幸徳議員 あくまでも予想ですのでね、不燃ごみがそういう形で道路にはみ出すとか、あるいはいろいろ通行の邪魔になるとかいうようなことが発生しないように願っておりますけど、取り組んでいろいろ問題が発生したら、すぐにでもまた担当課のほうにですね、私どももお知らせをしていきたいと思ひます。

ちょっと先を急ぎますけれども、次の本年4月からのプラスチック資源循環促進法の施行、この法律が新しく4月から実施されるんですね。これの背景として数年前に世界的に大きな問題となりました海洋プラスチックごみ問題。魚の胃袋の中にですね、プラスチック類が入っていると、あるいは海外の国が日本などの廃棄物を輸入規制する。特に中国あたりで日本のプラスチックは持ち込まないでくれといった非常にこのプラスチックを巡っていろいろな問題が起きたことを背景にしてですね、我が国におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が出てきた。

プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律、これが4月からずっと検討されてきたんですが、この法律が施行されます。できるだけ簡潔にですね、この法律の内容、そして法律が施行されることで枕崎市としてどういうことを取り組まんといかんのか、あるいは事業者とか市民にはどういう影響が出てくるのか、そういったことについてですね、時間の関係もありますので簡潔に説明をいただきたいと思ひます。

○松田勇一市民生活課参事 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律につきましては、令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行されることとなっております。

これまでプラスチック製容器包装につきましては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、分別収集、リサイクルに取り組んできておりますが、プラスチック

製容器包装以外のプラスチック使用製品につきましては、現在、不燃ごみとして収集し、内鍋清掃センターにおいて処理されております。

国内外のプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック資源収集量の拡大を図ることを目指し、プラスチック製容器包装だけでなく、それ以外のプラスチック使用製品についてもリサイクルを可能とする仕組みが設けられた内容となっております。

法第31条に基づき、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民に周知するよう努めなければならないこととなっております。

このことにより収集したプラスチック使用製品につきましては、法第32条に基づき容器包装リサイクル法の指定法人に委託しリサイクルを行う方法、法第33条に基づき市町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで認定再商品化計画に基づいてリサイクルを行う方法があり、市の状況に応じて選択することができるようになっております。

このプラスチック使用製品の回収は、法律上でいつまでに取り組まなければならないということではありませんが、既にプラスチック使用製品の回収を行っている自治体もありますので、先進地の事例も参考にしながら、事業を前に進めていきたいと考えております。

令和6年9月に新クリーンセンターの供用開始に伴い、資源ごみの処理につきましては、枕崎市が内鍋清掃センターのストックヤード等を活用して実施していくこととなっております。新年度予算でごみ処理中継施設整備事業を計画しておりますが、中継施設に整備する施設・設備を検討する上で、並行してプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に定める分別の基準を策定し、ごみ処理中継施設の稼働に合わせて、適正に分別して排出されるための仕組みづくりを進めてまいります。

○9番立石幸徳議員 やはり、しっかりした取組をすることで、我が市のいろんな廃棄物処理の成果も上がるし、そのことがひいては世界、そういうところまでいろいろといい影響を及ぼすであろうという、私は非常に歓迎すべき法律だと思いますのでね、市民を啓蒙しながらやっていただきたいと思うんです。

ごみの関係で、最後に脱炭素の取組、ここにしばらく時間を取りたいと思うんですが、地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定、これが2年前の2020年から本格的に実施されているんですね。

ただこの地球温暖化対策っていうのは、なかなか学者によっていろいろな考え方もあったりしましたけれども、今年の秋のノーベル賞、この物理学賞に日本人である、アメリカのほうに住所はあるんですけども真鍋さん、アメリカプリンストン大学の真鍋淑郎さんがですね、温暖化の予測というものをずっと取り組んで、その成果がノーベル賞に結びついた。

要は、申し上げたいのは地球温暖化って非常に大変だという学者もいる半面、それはでたらめじゃないかという一部の学者もいたと思うんですけど、私はやっぱり真鍋さんがノーベル賞を取ったということは、この地球温暖化っていうものは国際的にも認知されてきているんだと考えるわけです。

そういう立場から、脱炭素の取組もお尋ねをいたします。

我が国も令和2年10月にですね、これまでの目標をぐっと引き上げてまして2050年度には温室効果ガス排出量を実質ゼロとする政府目標が出てきたわけです。菅政権のときですけどね。そういったことから、現在全国で脱炭素の動きが加速しております。

最初に考えなければならないのはですね、脱炭素の取組は2050年というあと30年後ぐらいの年代を目指してやっていけばいいんだという、決して長い期間を見据えたゆっくりした取組であってはならない、そう思うわけです。

実際、今、国連気候変動枠組条約の条約締結国197か国の全体の排出ガス削減目標をですよ、

世界各国の削減目標を合算しても2100年には平均気温は3度上昇するという事です。

だから、各国の目標も、あるいは目標を出していない国、例えばアメリカだってトランプ政権ではパリ協定を離脱するとか、あるいは中国なんかはこのパリ協定に対する取組というのは非常に消極的、そういう中ですね、この1.5度の上昇を抑えるには、2050年にですね、排出を実質ゼロにするというような形で、長期的な取組じゃなくて早急に取り組んで、集中的にやっぴいかなきゃならないと思うわけです。

実際、そういったことから、今度の来年度の地方財政対策ですね、そういう中でもこの脱炭素関係のいろんな取組が出てはいるんですけど、まず最初に財政支援の関係で財政課長に来年の地方財政対策で、この脱炭素の件、どういう取組になっているのか、これも簡潔にお尋ねをいたします。

○佐藤祐司財政課長 質問者が言われる来年度の地方財政対策におきまして、地方団体が公共施設の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、地方財政計画の単独投資経費のうち公共施設等適正管理推進事業費に脱炭素化事業を追加いたしまして、財政措置としては地方債の公共施設等適正管理推進事業債、これは充当率90%で、交付税措置率が財政力に応じて30%から50%でございますが、これに脱炭素化事業を追加しております、令和4年度から7年度までが事業期間とされております。

具体的な対象事業は、太陽光発電の導入、建築物におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギービルディング）の実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入となっておりますが、現状として、本市の公共施設の整備につきましては、極力、交付税措置率の高い過疎対策事業債、これは交付税措置率70%でございますが、この活用や、ふるさと応援基金の活用で行っております、今後もそのように実施していきたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 今、財政課長が紹介したこの取組もですね、2025年度までの取組なんだと、集中的に取り組む期間ということで国も位置づけています。ですから、先ほど申し上げたように決して2050年という数十年後の話ではない。もう早速、新年度から取り組んでいかなきゃならないテーマだとかいうふうに申し上げたいんです。

そこでですね、本市はどういった取組がなされるのか、これはちょうど1年前の令和3年3月に担当課で出された枕崎市環境基本計画の87ページに、具体的に脱炭素の取組がいろいろと出されています。

例えば、新年度にも施政方針でも出ました公用車の次世代自動車への更新、これ来年度5台となっているけど、これを令和7年度までに毎年度取り組んで20台の公用車を次世代型にするとか、あるいは公共施設における省エネ、それから太陽光発電補助累計件数もいろいろ出ておりますが、最終的にですね、この取組というのは、87ページに出ているように温室効果ガスを削減していくということから具体的なものも出てきているんですね。

今、本市としては、この温室効果ガスの削減の実態、それからこれからの目標、そういったものはどういうふうに整理しているんですかね。この点を脱炭素の分ではお尋ねをしておきます。

○松田勇一市民生活課参事 まず、これまでの本市が取り組んできた脱炭素に関する取組について説明したいと思います。

本市においては、市の事務及び市の事業に関し地球温暖化対策の推進を図るために、平成17年に枕崎市等地球温暖化防止等実行計画の平成18年から平成22年までの第1次実行計画を策定し、第2次実行計画、第3次実行計画については平成28年度から令和2年度までの5年間の取組を行ってまいりました。

地方公共団体の実行計画制度につきましては、地球温暖化防止対策の推進に関する法律第21条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められる計画となっております。

第3次における取組成果について申しますと、第3次の実行計画は、平成26年度を基準として、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間として、5年間の取組結果は、基準年度CO₂排出量の5%削減を目指すものとして取り組んでまいりました。

取組の成果につきましては、令和3年9月の広報紙で公表しているとおおり、基準年度となる平成26年度の温室効果ガス排出量の5%削減の目標に対し、32.8%の成果となっております。

○9番立石幸徳議員 時間が少なくなってきましたのでね、この脱炭素、これからもいろいろな機会にいろいろ論議をする機会はたくさんあると思うんで、一応次の行政全般の質問に入っていきたいと思います。

まず、固定資産評価審査委員会、実はこれに関わる全国紙の連載記事がですね、昨年秋に5回シリーズで出されております。テーマがですね、「攻防、固定資産税」というタイトルなんですけれども、5回シリーズの1回目は「使えぬ建物、評価額に納得できず」、2回目は「評価調書紛失でも、市「適正額」」、3回目が「評価に間違い、返還額500万円超」ですね。こういった形で、全国紙が現在の固定資産税の問題、現場のいろいろなトラブルを掲載しております。

記事の中にですね、例えば地方税法は、毎年1月1日現在で現況確認をすることを定めていますが、どこの自治体も実行できていない。それから、法人税は赤字だとかからないが、固定資産税はかかる。こういった激しいやりとりがですね、この全国紙では掲載されております。

そういったこともあって、今現在、固定資産評価審査委員会の在り方が多くの課題があるのではないかとそういうふう感じてならないんですよ。

実際、資産評価の研究センターも、一番最新の発行物の中で、固定資産評価審査委員会の現状と課題ということでパネルディスカッションをしている記事を掲載しておりますよ。

固定資産評価審査委員会っていうのは、課税に関する不服を取り扱う行政不服審査制度とは異なる独自の仕組みになっているわけですね。

これは固定資産の評価が非常に専門性と技術的な知識を要するということから、固定資産評価審査委員会っていうのが行政不服審査委員会とは別個に設けられている。そこで実際、現状の委員会と、こういう要求される専門性、あるいはその中立性、そういったものが非常に乖離しているのではないかということからですね、いろいろとパネルディスカッションでも紙上で担当の方々が論議しております。

本市としては、これからのこの固定資産評価審査委員会の在り方というものについてどういった見解を持っているのかですね、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○本田親行総務課長 ただいま議員のほうからございましたように、固定資産の評価は国の定める固定資産評価基準に基づき評価するものとされておりますが、この評価は技術性、専門性が高いという側面がございます。

そのため、固定資産税の運営のより一層の適正・公平を期し、固定資産の評価に対する納税者の信頼を確保する趣旨から、価格に対する納税者の不服については、市町村長から独立した中立的な機関によって審査・決定するために、各市町村に中立的、専門的な第三者機関として固定資産評価審査委員会が設置されております。

固定資産評価審査委員会の委員については、市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て市町村長が選任いたします。

委員の選任要件として、市町村の住民で、その納税義務者であることとされておりますのは、明確にはされておられませんけれども、これらの者が審査の申出を受けた固定資産が所在する市町村を熟知していると考えられるからであり、また固定資産の評価について学識経験を有する者とされておりますのは、不服審査を行うためには専門的な知識を有する者が必要となることによるものでございます。

固定資産評価審査委員会の中立性、専門性の確保についてのお尋ねでございますけれども、固定資産評価審査委員会の体制面については、全国的には事務局を税の評価・賦課担当課に置いている市町村も一定程度ありまして、その独立性や中立性に欠けているのではないかとしたことや、また執行面で特に規模の小さな自治体については、固定資産の評価等に精通した人材の確保が難しく、必ずしも委員の専門性が確保されているとはいえないのではないかと専門家等からの指摘などもあるところであります。

本市の固定資産評価審査委員会においては、事務局は総務課に置かれており、また委員の選任については、これまで枕崎商工会議所、枕崎市漁業協同組合及びJ A南さつま枕崎支所の各事業所から3人の委員を選任しております。

本市の固定資産評価審査委員会が第三者機関として、今後とも中立性、専門性が確保されるよう、委員の構成については住民・納税義務者の委員と固定資産の評価についての有識者の委員のバランスを考慮しながら、今後、選任に当たっては検討してまいりたいと思います。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時20分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和4年3月1日)

令和4年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月1日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	豊留 榮子 議員（67ページ～74ページ）
		清水 和弘 議員（75ページ～85ページ）
		眞茅 弘美 議員（85ページ～94ページ）
		城森 史明 議員（94ページ～102ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 中 原 重 信 議員
13番 清 水 和 弘 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

4 番 沖 園 強 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
大 江 武 史 書記
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	堂 原 耕 一 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	佐 藤 祐 司 財政課長
山 口 英 雄 福祉課長	原 田 博 明 農政課長
西 村 祐 一 健康課長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	小 湊 哲 郎 農政課参事
新屋敷 増 水産商工課参事	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	丸 山 屋 敏 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○8番豊留榮子議員 さて、新型コロナウイルスの感染拡大は収まることなく、オミクロン株による第6波の急激な感染拡大が続いています。

2月初めには、1日の感染者の数は10万人前後で、第5波の4倍に達しているといえます。

このような急激な感染拡大を引き起こしたのは、昨年11月に報告された新たな変異株、オミクロン株ですね。これまでのデルタ株などの変異株と比べて感染力が高く、短期間で世界に広がりました。その感染拡大のスピードの違いは、空港などの検疫で発見された変異株の数を見ても分かるといえます。デルタ株では、最初の感染者から1,000人まで感染するのに約200日かかったそうですが、オミクロン株では僅か37日だったといえます。

オミクロン株については、主に上気道、鼻から喉までの間で感染するために、デルタ株に比べると肺炎を起こしにくく、重症化する割合は少ないといわれておりますけれども、感染者数がデルタ株の何倍にもなれば、重症化率が低かったとしても同じくらいの重症者が生まれてしまうんじゃないでしょうか。

実際、2月初めには死亡者も1日150人を超え、過去最多を上回る状況になっているといえます。国民の命と健康を守るために、政府の責任は今重大になってきています。

そこで質問に入ります。この新型コロナウイルス関係についての質問ですが、まず、この取組の遅い国の方針をただ待つのではなく市民を守るためには、この長引くコロナ禍の感染拡大を抑え込むために、今一番大事なことは、市としての具体的な対応策を示すことではないかと思いません。質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 国内では、令和2年2月16日に初の感染者が確認され、感染拡大と収束を繰り返しながら、現在に至っているところです。今まさに第6波の渦中にあり、1月末から2月初めの週にピークを迎えたと思われませんが、感染者の減少が緩やかであり、その収束が見えていないというところです。

本市におきましても1月7日に、昨年9月7日以降4か月ぶりとなる新たな感染者の確認があり、2月27日までに累計で135人の感染が確認されているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑え込むための市としての対応策ということについてお尋ねでございますが、私といたしましては、一人一人が基本的な感染防止対策を徹底していただくこと、また、新型コロナワクチンの3回目接種を速やかに実施していくことが重要であると考えております。

○8番豊留榮子議員 もう少し具体的な答弁を期待していたんですけども。

この新型コロナですね、市としてどんな対応が必要かということをお聞きしているんです。

個人的にはもちろん3つの対策ですね、手洗い、うがい、マスク、これはもう皆さん完全と聞いていいぐらい実行されていると思うんですね。そういう中で、いろいろ国や県も対策を取ってはいるんですけども、いつも遅いんですね。

今までこのコロナ禍の中で、市はどのような市独自の支援策といいますか、そういうものをちょっとお尋ねしたいと思います。

○西村祐一健康課長 ただいま豊留議員から市としてどのような対策を取ってきたかというお尋ねです。

こちらにつきましては、当然、市長も申し上げましたが、市のホームページや防災行政無線等で、市民に対しましては感染防止対策の徹底について常に呼びかけてきております。また、本市としましてはPCR検査の助成事業といたしまして上限1万円の補助をしているところです。

また、新型コロナワクチンの接種につきましても、一応、加速的に今、進めているところでありまして、こちらにつきましては2回目のワクチンを接種した方が6か月を経過した時点で、もう既に接種券につきましては発送ができる状態となっておりますので、そういったことを順次行っております。

○8番豊留榮子議員 次の質問に入りますけれども、3回目のワクチン接種ですね、このスケジュールが今どのようになっているのか、まずお尋ねします。

○西村祐一健康課長 3回目の新型コロナワクチンのスケジュールについてのお尋ねです。

新型コロナワクチンの3回目の接種でございますが、2月1日から市内の12の協力医療機関で開始しております。接種券につきましては、先ほども申し上げましたが、現時点では2回目接種完了から6か月をめどに発送しているところです。65歳以上の高齢者で、そういった2回目の接種が早かった方から順次発送しております。2月24日現在で、2回目の接種を8月24日までに完了した、ちょうど6か月経過した方8,019人へ接種券を発送しております。

また、協力医療機関の接種枠でございますが、現在のところ2月から3月までに1万1,972枠が確保できております。

予約方法でございますが、これまでと同様、インターネットとコールセンターへの電話で受け付けております。また、今回につきましては、ワクチンの種類がファイザー社とモデルナ社の2種類でございますので、予約される際に希望するワクチンを選択していただくこととなります。計画のほうは以上です。

○8番豊留榮子議員 順調に計画的にされているかと思うんですけれども、3回目のワクチンですね、これを接種された方々の後のその状況の把握など市はされているのでしょうか。

○西村祐一健康課長 ただいま3回目接種後の状況を個別に確認しているのかというお尋ねですが、市としましてはそういった接種後の状況につきましては個別に確認をするなどの把握はしておりません。

ただ、3回目接種後の副反応につきまして、厚生労働省のホームページによりますと、海外の臨床試験の結果ではファイザー社のワクチン及びモデルナ社のワクチンいずれの場合も、2回目の接種後と比較しまして有害事象の発現傾向はおおむね同様であると確認されておりますが、リンパ節の腫れなどにつきましては、1回目、2回目接種値と比較して発現割合が高い傾向にあるようです。

国内での調査結果でも、ファイザー社のワクチンにおける追加接種から1週間後までの有害事象の状況は、2回目の接種後とほぼ類似しておりますが、脇の下の痛みなどにつきましては、3回目接種後のほうが発現頻度が高い傾向が見られているようです。

○8番豊留榮子議員 いろいろ接種された方の話を聞くと、熱が出たとか、頭が痛かった、二、三日はちょっとじっとしていたとかっていう声を聞くわけですね。そうすると皆さん、ちょっと一歩引いちゃうんですよ。

だから、その辺の市からのフォローといいますか、そういう手助けというか、一歩足を踏み出すような。もうこれ接種したほうがいいですよ、3回目を。市がそういう考えを持っているなら、どうなんですか、そういうこれから受けようとする方、一歩引いてらっしゃる方々に、何かこう言葉をかけるとか、市からの情報を提供する、そういう考えはありませんか。

○西村祐一健康課長 ワクチン接種後に副反応が発生した場合は、まずはかかりつけ医やワクチン接種を受けた医療機関で診療していただくこととなります。

このようなことにつきましては、発送している接種券と同封して、そういった情報の提供はい

たしております。また、ホームページ上でも、そういったことにつきましては県のホームページ等とリンクして記載されているところです。

当初は、そういった形でかかりつけ医、もしくはワクチン接種を受けた医療機関で診療していただくこととなりますが、接種後の状況等から、より専門的な対応が必要と判断された場合は、相談を受けた医療機関や接種医等から総合的な診療が可能な医療機関を紹介することとなっております。

○8番豊留榮子議員 行政としては、やるべきことはやっているんだというお気持ちだとは思いますが、ですけど、市民からすると、紙切れを送ったじゃないか、見ただろうみたいな。でも見てない方もいっぱいいらっしゃるんですよね。

そういう中で、例えば防災行政無線を使ってですね、市長が声かけをしたらどうじゃないかっていう、市長の声が何も聞こえないっていうことをおっしゃる方たちが何人か私の周りにもいらっしゃいます。そういう点で、市長としてはどんなお考えでしょうか。

○前田祝成市長 今、私が直接、声をかけるというお話でしたが、感染防止対策の徹底、これにつきましては、枕崎市で初めて感染が確認された際等については、防災行政無線等で私自身の声で放送させていただいて、市民の皆さんに冷静な行動をとということをお伝えいたしました。

現状を鑑みますと、状況を見ながら、この感染症についての市民の皆さんの感覚っていうのをしっかり見ながら判断をしたいと考えております。

ワクチン接種に関しましては、今、健康課長が申し上げましたように接種券というのを市民の皆様お一人お一人に届けます。

そこで、その接種券の中に入っている様々なワクチン接種に関する情報を見させていただいて、これは希望する方に対するワクチン接種ですので、市民の皆様方がその内容をしっかり御理解いただいて、御自身で判断していただくということになるかと思っておりますので、我々は接種体制をしっかりと整えるということが一番大事で、その接種の勧奨につきましては、当然、国等がやっていることです。

そして、手元に接種券が届いて、そこで御判断していただけるということを前提にしてありますので、接種の勧奨について防災行政無線等で積極的に働きかけるっていうことは、今のところはやらないと考えております。

ただ、状況によっては感染が拡大したり、あるいは市中で感染が拡大しているような状況が起これば、当然、私自身で発信するということもあろうかと思っております。そこについては状況を見ながら判断したいと思います。

そして、施政方針でも申し上げましたが、この感染症に関しましては、やはり、もうそろそろ共存のフェーズに入らないといけないと思っております。ですので、やっぱり経済活動を回しながら、この感染症と共存していくっていうところを取組の軸足を置いていくということも必要であろうと思っておりますので、その辺りについてはしっかり私自身、状況を見ながら、発信すべきときにはしっかり発信していきたいと思っております。

○8番豊留榮子議員 そのところ強く皆さんの声が上がっておりますので、胸に置いといていただきたいと思っております。

次に、コロナ禍による収入が減少した中小業者や農家の方ですね、また、住民一人一人の生活保障に対する本市独自の施策をどのように考えているのか、お尋ねします。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、県内の景況でありますとか、市内の経済状況について、少し私のほうから説明をいたしたいと思っております。

県内のシンクタンクが昨日、2月28日に公表しました県内景況につきましては、生産活動が一部で持ち直し、消費関連は足踏み、雇用情勢が横ばいとなっている。一方、畜産関連はやや弱含み、観光関連は低調となっている。まん延防止等重点措置の影響で全体として弱含んでいると

されております。

本市においては、昨年の秋から12月にかけて、行動制限の緩和により客足が戻り、消費、需要にも回復感があり、一部に持ち直しの動きが見られ、回復基調の業種もありましたが、今年1月の中旬以降、新型コロナウイルス感染拡大第6波によるまん延防止等重点措置の適用もあり、市内経済が再び減速してきていると把握しています。

特に、全国的な感染者数増加の影響により宿泊施設の予約のキャンセル、飲食店においても宴会のキャンセルなどが多かったと伺っております。また、飲食店の営業時間短縮要請が続く中で、関連する食料品の卸売業、酒店、タクシー、代行運転業なども大きな影響を受けており、かつおぶし製造業においても、いまだに生産調整を行っている状況にあり、観光や土産品関連、サービスを含めた多くの業種でコロナ前の業績回復には至っておらず、市内経済は依然として厳しい状況にあると認識しております。

お尋ねの事業者支援ということで申し上げますが、飲食店の営業時間短縮要請に応じていただいた飲食店においては、県の時短要請協力金の申請を促すとともに、それ以外の事業者の皆様には、国の事業復活支援金をお知らせし検討をいただいております。

この国の事業復活支援金について詳しく申し上げますと、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中小法人、個人事業者に対して、事業規模に応じた支援金が給付されます。

給付対象は、1つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であること。2つ目は、2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上高が、2018年11月から2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少していることとなっています。

申請期間は2022年1月31日から5月31日までで、その申請に当たっては、申請前に商工会議所などの登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。給付の上限額は、法人最大250万円、個人事業者で最大50万円となっています。

まずは、この事業復活支援金の給付申請を必要とされる方には促していきたいと考えております。

○原田博明農政課長 農業関係の対策について答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少している業種といたしましては、イベントや冠婚葬祭の縮小で価格や需要が低下したお茶、花卉、畜産の特に肉用牛が顕著であります。

農林業者に対しては、市独自の事業者応援資金での支援、また国の高収益作物次期作支援交付金、持続化給付金、家賃支援給付金、セーフティネット資金など幅広い支援事業に取り組んでいただきました。

農林業者に対しての市の独自事業といたしましては、花卉生産者に対しては、令和2年度、3年度において、花いっぱい応援事業、お茶・果樹農家に対しては「枕崎の、茶・果樹。」チャレンジ改植支援事業、「枕崎の、緑茶。」ブランド発信事業、肉用牛農家に対しましては「枕崎の、牛肉。」ふるさと給食活用事業、肉用牛生産者経営継続対策事業などの支援を実施してまいりました。

これらにつきましては、ある程度の成果や農家からの評価はあったものと考えております。

現在、第6波によって大変厳しい状況が見られており、農産物につきましても価格の低下が心配されてきています。

今後の施策につきましては、現在、国県が実施している支援事業や給付事業等の動向を見ながら、市内農家の求めている対策を今後ある臨時交付金事業や市の単独事業等で検討していきたいと考えております。

○山口英雄福祉課長 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民一人一人の生活保障あるいは支援という意味合いで、これまでの取組を申し上げますと、令和2年度に実施いたしました1人につき

10万円を給付する特別定額給付金をはじめ、子育て世帯に対する臨時特別給付金、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、そして令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金など、主に国の事業を活用して実施してきたところでございます。

その中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少したり、失業等により生活に困窮した方に対しては、社会福祉協議会が窓口となって実施いたします緊急小口資金の特例貸付け、これが最大20万円でございます。それから、総合支援資金の特例貸付け、これが今までに初回貸付け、延長貸付け、再貸付けと3回ございました。これがいずれも1月当たり最大20万円です3か月分ということでございました。そして、その特例貸付けを借り終えた方に対して、市が窓口となって給付いたします生活困窮者自立支援金、これが、最大1月10万円です3か月分。そして、この生活困窮者自立支援金の再支給、これまた同じく1月10万円です3か月分といったように、継続した形で市民の生活の安定を支援してきたところでございます。

また、本市独自の施策ということでございましたけれども、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、国の制度設計におきまして、児童手当の特例給付対象者など、所得制限により支給対象とならない子供の養育者に対しまして、市独自で給付金を支給することといたしまして、関係予算を今議会の初日に議決していただいたところでございます。

○田代勝義企画調整課参事 私のほうからは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、長いので、以降、新型コロナ臨時交付金と言わせていただきますけれども、その交付金を活用した本市独自事業の今後の取組についてお答えいたします。

新型コロナ臨時交付金につきましては、昨年、国の補正予算において総額6.8兆円、うち地方単独分として1.2兆円が措置され、本市においては約1億6,500万円の交付限度額が示されております。

これまでも新型コロナ臨時交付金を活用した事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染拡大の影響を受けている事業所や市民生活への支援等に取り組んできたところです。

令和4年度におきましても、新型コロナ臨時交付金を活用し、引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴う影響等の状況把握に努め、感染症の影響により厳しい状況にある事業者や住民の方々の生活・暮らしの支援や事業の継続、雇用の維持への対応、感染防止策の徹底やウィズコロナ下での社会経済活動の再開に向けた対応など、本市の実情に応じて、きめ細やかに必要かつ効果的な支援を関係課と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 各課でもろもろ持続的にこの給付金を活用されて、市民のために動いてくださっているということなんですけれども、このコロナがいつ収まるか本当に分からない状況にありますので、期限が限られていますよね、今の給付金自体が。これを、このコロナが長引いたらコロナに合わせてといたらおかしいですけども、持続してやっていく、国が出さないと行って、市は単独でもやっていく、市民のために、というそういうお考えはあるでしょうか。

○前田祝成市長 今、国がやらなくてもっていうお話があって、長期化したときの話がありましたけれども、基本的にはやはり先ほどから申し上げておりますとおり、やっぱり状況をしっかり把握した中で、必要とあらばということになってこようかと思っております。

ただ、このコロナの長期化に関しましては、当然、全国市長会でありますとか、知事会でありますとか、当然、状況を見ながら国と協議しながら、様々要望等も出しているはずですので、その辺りは国の対応というのが一番優先されるのかなと思っております。

ただ、本市としても、やはり本市独自の状況が起こるかどうか、その辺りもしっかり見極めながら、対応をこれから図っていききたいと思っております。

○8番豊留榮子議員 本当に、国にしても我が自治体にしてもそうですが、ためているお金って

いっぱいあるわけですね、国なんか特に。使わなくていいところに、今、お金を使っている。これを本当、国民のために今ためている金は全部吐き出せって言いたいぐらいの気持ちで皆さんいらっしゃると思うんですよ。

ぜひ、市もそういう、今市長も答弁されましたけれども、引き続きそういう気持ちでやってほしいと思うところです。

次の質問に入ります。

生理の貧困対策についてですが、この生理の貧困については、昨年9月議会で眞茅議員が取り上げ本市としての取組状況を丁寧に質問されたところですが、本市の取組はまだまだそのときは不十分でした。

眞茅議員の質問を受けたその後の取組状況について質問してまいります。

今、この全国的な取組が広がり、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題として生理の貧困が位置づけられ、学校の女子トイレへの生理用品の設置が進んでいます。本市における現在の取組状況はいかがでしょうか、お尋ねします。

○中村克己学校教育課長 各学校では、これまでも保健室に生理用品を常備し、生理用品が必要になった子供たちに配付できるように準備しているところでございます。

○8番豊留榮子議員 準備はされているということですね。今、鹿児島県の男女共同参画室が生理の貧困に関するアンケートを実施されましたよね。その調査結果が今、公表されているんですが、この調査結果を教育委員会はどのように受け止めていらっしゃるのか、お尋ねします。

○中村克己学校教育課長 この調査は、県の男女共同参画室が令和3年9月21日から10月10日の20日間にわたって、県の電子申請共同運営システムを利用して調査したものでございます。

回答数は4,035人で、うち小学生は1人、中学生は18人、高校生は116人と、小中学生については回答数が少ない結果となっております。

調査項目の中で、「生理用品を買うのに困ったことがありますか」の問いに、約24%の人が「困ったことがある」と回答しております。また、「生理用品を無料で配布される場合どの場所が良いですか」との問いに、回答の多い順に学校の保健室が62.1%、学校のトイレが58.5%と回答（複数回答可）されております。

この結果を受け、各学校が保健室に常備し、困った子供や必要な子供に配付している取組をこれからも継続していくことが大切であると改めて感じているところでございます。

○8番豊留榮子議員 私もそのアンケートを見たんですけども、調査の目的ですね、これが女性や女の子が、経済的な理由などから生理用品が買えない、または使えない、いわゆる生理の貧困に関する状況を把握し課題を整理して今後の施策の参考とするというふうに書かれていました。

調査対象は県内在住の女性の方で、先ほども言われましたが、回答者が4,035人、実施期間が令和3年9月21日から10月10日の20日間、この調査結果を参考にして、これは行政も活用すべきではないかと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○中村克己学校教育課長 学校のほうも、このアンケート結果を基に、どのように対応していくべきか、また、本日の朝刊でもございましたけれども、子供たちとともに考えて対応していくべきだと考えております。

○8番豊留榮子議員 もっともな御答弁だと思います。このトイレトペーパーですね、これ普通に今、トイレにありますよね、トイレトペーパーが。ですけど、生理用品も普通に置いてあって、もう何の違和感もないというふうな環境に持っていくべきだと思うんですけども、こういう点はどうでしょうか。

○中村克己学校教育課長 現在、生理の貧困の問題を受け、このような取組が社会全体で広がっていくことになれば、学校のほうもそのような方向で動くかもしれませんけれども、今、私たちが考えておかなければならないことに関しましては、今現在、保健室のほうに常備をしていると

いう状態でございます。

その理由については、トイレに置かないということではなく、保健室に置いたほうがよいと考えて動いているところでございます。それは、保健室が児童生徒の心と体のケアをする場所であるということ、生理の貧困の問題は、家庭の状況、経済的な問題、親子関係の問題等で生理用品が準備できない子供たちの問題のようです。

保健室は、けがの応急処置をしたり、体調不良の際に一時的に休養させたりする学校の中で、子供たちにとって心と体をケアするとても大切な場所になっております。また、学校では、日頃から児童生徒の様々な悩みを聞く取組を行っておりますが、その中心的な役割を果たすのが保健室でございます。児童一人一人の心と体の変調を養護教諭がいち早くキャッチし、まずはその悩みに寄り添い、解決の方法を学校全体で取り組むように努めているところでございます。

もし、生理用品を全てトイレに置いてしまえば、児童生徒に対して生理用品が届くかもしれませんが、根本的な問題である困っている子供の悩みを聞く機会が少なくなってしまうかもしれません。大切なことは、困っている子供に生理用品を確実に届けることと、その悩みを聞き取ること、そしてその悩みに寄り添い、一緒に考え、解決の方法を模索することだと考えております。

学校ではそのような機会を持つために生理用品を保健室に保管し、子供たちに必要なものと、思いやりの心を届けたいと考えているところでございます。

○8番豊留榮子議員 課長が言われるのは本当もつともだと思ふんですね。ですけどもですね、この保健室で先生に声かけをして受け取るなどいろいろあるんですけども、生理用品が手元になくて困っていることを言い出しにくい状況や、生理中は生理痛や心身の不調など気分も落ち込みます。そうしたときに、生理用品をいつでも困っている人が入手できる環境を整えていることは、この学びの環境整備にもつながることになるのではないのでしょうか。

これは子供たちの声の聞き取りをどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○中村克己学校教育課長 議員のおっしゃるとおり、確かに恥ずかしくて相談できないとか、行きにくいとかいう子供もいるかと思ひます。

しかし、これから先、予測困難な時代を生き抜いていく子供たちにとって必要なことは、困ったときは助けを呼ぶ、誰かに相談する、そのことを教え育むことが、学校の役割かと思ひます。相談しにくい学校があれば、そこは改善しなければなりません。

我々は、学校は生理の貧困という新たな課題をいただきましたので、この機会を大切に対応してまいりたいと考えております。

また、日頃からどのような形で相談しているかという御質問でございますが、これまでの取組としましては、立神中学校では校内の女子トイレにカードを設置し、そのカードを持っていくことにより、いつでもどの教師からでも理由を聞かれることなく生理用品を受け取ることができる体制を取っております。

また、別府中学校においても、男女トイレそれぞれに「悩みがあったら一人で抱えこまないように」というメッセージが書かれたカードを設置するなど、子供の気持ちに寄り添う取組を行っております。

さらに、経済的な面から困っている児童生徒がいないか、ひとり親世帯で生理用品の購入について親になかなか言い出せずに困っている子供はいないかなど、全職員でいつでも相談できる体制を整えているところでございます。

各学校において、子供たちから様々な相談を受ける中で、生理用品が買えないという悩みや、生理用品を常備してほしいという要望は届いておりません。

今後も、まずは困っている子供に確実にしっかり届くように、学校と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 子供たちが安心して通学ができて心も体も健康で衛生的な生活を保障する

ために、生理用品を女子トイレに設置して性教育、ジェンダー教育を進め、一時的な処置ではなくて、生理用品の学校配備を自治体、国に予算を求めるべきではないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○中村克己学校教育課長 教育委員会では、来年度の当初予算に保健室常備用生理用品として購入費を予算化してございます。これまでは、保健室における消耗品の中から生理用品等を購入してございましたけれども、来年度は、生理用品や着替えの下着などの購入に充てた予算を要求しているところでございます。

○山口英雄福祉課長 国への予算要求ということでございましたので、私のほうから予算要求についての考え方について答弁させていただきます。

まず、生理の貧困についての市の考え方ですけれども、昨年9月議会で市長が答弁申し上げましたとおり、生理の貧困というのは、単に経済的な理由で生理用品が買えないという状況を示すのではございませんで、例えばネグレクトや親の理解がないために生理用品を買うことができない場合、それから歴史的、社会的な流れの中で、生理は不潔なものとしてタブー視されてきたことによる性や生理への誤った認識、理解不足、こういったことなども生理の貧困といえるものと考えておりますので、生理の貧困とは、ずっと以前から潜在的に存在する、非常に根深く重い意味合いを持つものであると考えているところでございます。そういったことで、市としても、今後、様々な対策を取っていく必要があると考えているところでございます。

なお、国への予算要求に関しましてですが、全国市長会では、令和3年11月30日に関係府省等に提出しました令和4年度国の施策及び予算に関する提言の中で、生理の貧困につきまして、国としても必要な支援策を継続的に講じるよう要望しているところでございます。

市といたしましては、今後とも国に対する予算措置の要望等については、こういった全国市長会を通じて取り組んでいきたいと考えております。

○8番豊留榮子議員 今年度も予算化されているということですが、本市における小中学校また高等学校までですね、この生理用品の設置をすべきではないかと思うんですが、こういう点ではどうでしょうか。

○山口英雄福祉課長 ただいま答弁申し上げましたとおり、生理の貧困につきましては、市としてどのような取組を総合的にやっていくかということは今後検討させていただきたいと思っております。

○8番豊留榮子議員 素早く検討して、いい結論を出してほしいと思うところです。

先日ですね、枕崎市の市立図書館のトイレに生理用のナプキンが置かれているということを知りました。友人と図書館に行きました。ありました。女子トイレの個室にナプキン数枚が置かれてありました。これはボランティアの方々が、県の補助を受け設置しているということです。

さらに1階の入り口近く、来館者の目につきやすいように生理に関する図書コーナーが設置されておりました。管理者の方にお話を聞くと、男性も手に取り、また漫画で分かりやすく書かれている本は小学生の男の子も借りていくと言われておりました。

さらに、図書館も広々と開放的で落ちつける場所になっておりました。トイレもきれいになり、エレベーターも設置され、高齢者や身体障害者、そして小さいお子さん連れのお母さんも安心して図書館を利用することができます。

私も改装されてから初めて訪れたものですから、本当に感激しました。皆さんもぜひ、改装された図書館に足を運んでください。

そして、図書館に置かれております生理用品ですが、ボランティアの方々にお任せではなく、枕崎市として、全ての公共施設にも設置できるよう、さらに取組を強めていくように強く要望して、私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時27分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 しばらくの間、お付き合いのほどよろしくお願ひいたします。

今回は少子化対策について質問させていただきます。

まずその前に、この地方公務員法第30条は、サービスの根本基準に、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。また、住民の信託に背くような行為をしてはならない、信用を保つ義務があるとなっております。

そこで質問に移っていきます。

本市は、2025年の目標人口を2万人と掲げ、市長の1期目、2期目の市長立候補の挨拶の中で、日本一幸せな2万人のまちを目標に掲げております。

日本中が人口減少社会の中で、市長は選挙公約を実現する覚悟はどのくらいあるのか、お示しください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 私の選挙公約についてということですが、産業競争力の向上、子育て支援、地域コミュニティの再構築の3つの柱を選挙公約に掲げておりますが、1期目の4年間で行ってきた施策について申し上げたいと思います。

まず、産業競争力の向上についてです。本市産業の中心をなす枕崎漁港を中心とする水産業、水産加工業においては、枕崎水産加工業協同組合の新しい再資源化工場の稼働、枕崎漁港の水深9メートル岸壁等の漁港整備、枕崎市漁業協同組合の製氷施設整備や水産加工関係企業の企業誘致の実現、この2年間はコロナ禍で大変厳しい経営環境にはございましたが、地元の水産加工業者の将来に向けたHACCP対応等の積極的な成長投資が行われているところです。農業においては、農産品の価格低迷やサツマイモ基腐病など厳しい経営環境にあると認識しております。

そのような中、地場産品を返礼品として全国に発信しているふるさと納税が4年間で100億円を超える多くの寄附を集められていることは一定の成果と考えております。

特産品のPRに関しましては、福岡の百貨店とのアンバサダー契約を締結し、様々な販売機会の創出を試みております。また、去年は枕崎市の産業の価値を広くPRする動画を制作し産業競争力の向上につながる取組を進めているところです。

子育て支援につきましては、要支援家庭に対する学校給食費の助成率を8割から10割への拡大、新生児への5万円分の商品券給付などのほか、母子手帳アプリの導入、産科・小児科検討懇話会の設置、学校の設備関係では空調設置や1人1台パソコン設置など国の施策に沿った取組も実施しております。新年度からは0歳から2歳児の保育料低減にも取り組みます。

そして、地域コミュニティの再構築という点では、野球場の整備、南浜館の改修、去年の動くゴッホ展などで関係人口増の取組を行っております。

市民への情報発信ということでは、ブログや広報紙の市長コラムなどを活用してコミュニケーションを取らせていただいているところです。

市民の健康面に関しましては、高血圧ゼロプロジェクトの立ち上げやソーシャルマーケティングを活用した勸奨による特定健診受診率向上等の取組を行っているところです。

お魚センターの経営改善、地場産業振興センターの活性化など今後解決していかなければならない課題も多く残されておりますので、公約実現のためにはさらに努力が必要だと考えているところです。

人口2万人の維持ということで、先ほど日本一幸せな2万人のまちという私のビジョンについて質問がございました。その点につきましてはこのメッセージの意図というところで申し上げますと、その目的の中心は、市民一人一人の幸せというところです。私たちの仕事の最大の目的は市民の幸せを実現することだと認識しております。日本一幸せな2万人のまちという言葉は、私たちが市民の幸せを一番の目標にして仕事をしますという宣言です。市民の幸せ、それが私の政治目標の一番であるということで御理解いただければと思います。

○13番清水和弘議員 市長はいろいろ言われましたけどね、市民の声としてはですよ、どこが枕崎で幸せを感じるんかよと、いろいろございますよ。私のところには本当しきりに電話も来ますよ、どこが枕崎はよくなつとるんかと。もうちょっと市議会議員もしっかりせいと、私は本当強く言われとるんです。

そういう中でですね、これじゃいかんと、本当に市民の声を議会に届けても実施はされません。我々少数が言うことは否決されます。そのような無念がある中でですね、今回こうして私は議会で訴えていこうと考えて質問しているところであります。

だから、少数だからということで解決させるんじゃなくしてですね、少数の人間のことも身近なこととして聞いていただきたい。実施していただきたい。

そういう中で、次の質問に移ります。

人口2万人を達成するためには、合計特殊出生率をどのぐらいに維持しなければならないか。市長公約遵守のために行政職員が協力することは必須と考えられます。市長は職員から公約について理解が得られているのか、本市人口2万人維持を実現するためにどのような計画をこれまで実施されてきたのかをお伺いします。

○前田祝成市長 先ほども答弁で申し上げました、私の公約達成のための様々な施策は、全て職員の手によるものです。枕崎市職員の仕事の成果です。

私は、市長コラム、ブログ、市民をはじめ外部に対する情報発信は、同時に職員に対する情報発信であるとも考えています。また、年末年始、年度初め、市制施行記念日、そして毎週の定例課長会の場で私の思いは職員に伝えている、それを続けております。

その中で、先ほど申し上げました私たちの目的、仕事の先には市民の幸せという目的があることを常々申し上げているところです。また、特に手段の目的化に陥らないよう、施策そのものが目的にならないように、自分自身への言い聞かせということもあり職員に話を常々しているところです。目的は何かということ潜在意識の中に持って仕事をしてもらえるように、日頃から私の考えを伝えているところです。

職員に公約が理解を得られているかという御質問ですが、今申し上げたことが職員に伝わることで、理解を得られることにつながるというふうに考えており、それを常々やっているところでございます。

○13番清水和弘議員 市長が言うところが市職員に本当に通達されているのか、理解されているのか、その辺はどう思いますか。

○前田祝成市長 繰り返しの答弁になりますが、私がいろいろな情報発信をしているのは、職員に対する情報発信でもありと考えておりますし、そこが伝わっているか伝わっていないかというのは、最終的にはもう成果で御評価いただくということになるかと思っております。

そこについては常々、先ほど申し上げましたように、いろいろな場で職員に対してはメッセージを発信しているところでございます。

○13番清水和弘議員 本市はですね、これまで地域活性化のために様々な活動をしてきたと思います。人口減少に対する経緯の結果について、本市の政策、対策の効果をどのように判断しているのかをお尋ねいたします。

○田代勝義企画調整課参事 人口減少に対するこれまでの経緯についてお答えいたします。

本市の人口の推移につきましては、国勢調査の結果を見ますと、人口のピークは昭和30年の3万5,546人であり、1960年代から始まる高度経済成長期に都市圏への人口流出が続きました。昭和45年から昭和60年まで第2次ベビーブーム等により3万人前後の総人口を維持していましたが、その後減少傾向となり、平成12年には2万6,317人まで減少し、平成22年は2万3,638人、令和2年度に行われた直近の国勢調査では2万0,033人となり、この20年間で6,284人、約24%の人口が減少しております。

人口増減につきましては、転入・転出に伴う人口の動きである社会動態と、出生・死亡に伴う自然動態の2つの要因が挙げられます。

社会動態につきましては、転入者は平成11年以降、転出者は平成20年以降1,000人を割り込む状況が続き、転入・転出の総数は緩やかな減少傾向が続いているところです。平成24年から令和3年までの10年間で見てみますと、年間約155人の転出超過で推移しているところです。

一方、自然動態につきましては、昭和63年に死亡数が出生数を上回った後、出生数の減少と死亡数の高止まりにより、その差は拡大傾向にあります。平成24年から令和3年までの10年間で見てみますと、年間約240人の自然減で推移しております。

次に、本市の対策の効果をどのように判断しているのかについてですが、本市としましては、人口減少のスピードを少しでも抑制するためにこれまで様々な施策を講じてきたところです。

具体的には、社会動態の面からの施策として、雇用の創出と就業機会の拡大を図るため、地場産業の振興、若者と地域企業をつなぐ取組、本市の基幹産業に従事する方に対する支援、移住・定住を希望するU・I・Jターン者に対する住居や就業などに関する支援、立地企業の推進や枕崎の魅力を伝えるイベントなどを行っております。

また、自然動態の面からは、安心して子供を生み育てることができる環境をつくるための施策として、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や不妊治療助成、若い世代の結婚生活支援などを行っております。

しかしながら、本市における人口の減少は歯止めがかかっておらず、平成27年国勢調査と令和2年国勢調査における人口の差を見ましても2,013人減少しているところです。

県内他自治体の平成27年国勢調査と令和2年国勢調査における人口の差を見てみますと、人口増は1市1町のみで、他の40市町村はいずれも人口減となっております。日本の総人口の減少が続いている中で、県内他自治体におきましても本市同様、様々な取組を進めているものの厳しい状況にあると認識しております。

これまでの人口減少対策の効果についてのお尋ねですが、対策の効果につきましては、本市の地方創生総合戦略に掲げた施策については、それぞれ重要業績評価指標、いわゆるKPIを達成しているものも多くありますが、市全体を見ますと雇用の創出、働き手の確保、地域経済の活性化など、さらなる取組を進めていかなければならない課題があります。

今後につきましても、本市が目指すまちづくり、いわゆる市民の幸せの実現に向け、引き続き総合戦略に掲げた施策を実施し、基本目標と重要業績評価指標（KPI）の進捗状況を適切に把握し、事業効果の検証を十分行い、検証につきましては外部有識者の評価や知見をいただきながら施策や事業内容の見直しを行い、必要に応じた改善等を図っていきたいと考えております。

[傍聴席で発言する者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いいたします。

○13番清水和弘議員 いろいろ答弁しましたけども、本市のやった対策っていうのは私はあまり効果が出ていないと判断しているんですよ。

そこでですね、今、担当参事の答弁の中に入っていましたけども、平成27年11月企画調整課提出の枕崎市人口ビジョンによれば、枕崎市の生産年齢人口は1980年の1万9,403人を最高に推移し、2040年の生産年齢人口予測数7,118人と比較すると1万2,000人も減少しているんです。

今後、さらに生産年齢人口は減少する傾向にあると予想され、本市のこれまでの合計特殊出生率の推移及び今後の合計特殊出生率計画についてはどのようなになっているんですか。

○田代勝義企画調整課参事 本市の合計特殊出生率の推移につきましては、厚生労働省人口動態保健所・市町村別統計の国勢調査を中心とした5年間のデータによりますと、平成15年から平成19年が1.49、平成20年から平成24年が1.59、平成25年から平成29年が1.63となっております。

今後の合計特殊出生率につきましては、高齢者を含めた様々な世代への活躍支援を図り、若い世代を中心とした年齢層の人口を一定割合で維持していくことが重要と考え、年少人口と生産年齢人口の減少を縮減し、この2つの年齢層の人口に占める割合を平成27年国勢調査時点での割合に目指していくことを将来的なあるべき姿と考え、その実現を目指し、2030年に1.8程度としております。

○13番清水和弘議員 本市の人口減少を防ぐためにはですね、合計特殊出生率は2.07程度が必要と言われております。現在の本市の合計特殊出生率では人口減少には対応できないと私は考えているところですか。

そういうところですか、この人口減少を防ぐための対策としてですね、どのようなことが考えられるんですか。私は人口流出、これが一番問題だと思うんですけど、その辺はどう考えておるんですか。

○田代勝義企画調整課参事 質問者がおっしゃるとおり、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる現在の日本の人口置換水準は2.07となっております。

本市の人口ビジョンにおきましても先ほど将来的なあるべき姿の実現を目指し、2030年に1.8程度と申し上げましたが、2040年につきましては2.07程度を設定しているところですか。

人口減少を食い止め、人口ビジョンに掲げてある将来的なあるべき姿に近づくためにも、地方創生総合戦略に掲げた施策を着実に推進していきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 次にですね、地域ブロック別の人口移動状況によると、5か年累積について本市からの転出者の多くは鹿児島市、南さつま市、南九州市に多くなっている状況だと私は推測いたします。この状況はですよ、いつ頃からこういう状況になったのか、以前は枕崎のほうに多くの自治体から来ていたと思うんですね。

ここがですね、転出者が多くなった、枕崎の人口減少が拡大化していった多くの原因だと思いますから、南さつま市、南九州市にですね、転出者が多くなった理由、この辺はどのように理解しとるんですか。

○田代勝義企画調整課参事 鹿児島市、南さつま市や南九州市への転出者につきましては、鹿児島市は県内の人口の3分の1が集中する大都市であること、南さつま市や南九州市につきましては本市に隣接しているという地理的な要因などから、従来これらの市への移動が行われているところですか。

鹿児島市につきましては、従前から転出超過が続いておまして、南さつま市や南九州市においては平成29年以降、転出超過の状況が続いております。

お尋ねの南さつま市や南九州市への転出が多くなっている理由につきましては、両市が鹿児島市へアクセスしやすいという地理的な条件、そして住民のライフスタイルの変化など様々な要因によるものと思われまます。

○13番清水和弘議員 担当課参事が言われたことも一つあるでしょう。しかし、私は以前からですね、環境、枕崎が一番苦手な部分ですよ、解決してきていない環境整備、私はこのことが一番だと思っています。

それでですね、今、枕崎の場合は、南さつま市、南九州市への転出が多い中で、労働力を補足するためにですね、外国人労働者を入れとるわけなんですね。この外国人労働者も私は今後はもう自分の国に帰るといふふうに考えておるんですよ。

なぜならば、これから東南アジア諸国は経済圏が大分以前よりはよくなっている、改善されており、そういう中で枕崎で働くメリットはないというふうには私は考えるんです。今後、この外国人労働者推移、それについてはどのように推測していますか。

○田代勝義企画調整課参事 外国人労働者は水産加工業や花卉生産者団体において、外国人技能実習制度の活用による外国人の受入れが行われております。技能実習制度は御存じのとおり、他国で技術を習得して母国に帰ってその技術の普及を図ってもらうという国際貢献制度であります。

外国人技能実習生は技能習得のため真剣に仕事に取り組んでおり、その仕事に対する姿勢で得られた経験と知識は本市の基幹産業にも役立っており、また個人消費による市内経済にも貢献しております。

今後の外国人労働者数につきましては、在留資格の拡大など外国人を取り巻く環境の変化により、これまで同様確保されていくものと考えております。

○13番清水和弘議員 担当課参事が言われましたけど、外国人労働者は確保できるという考えなんですね、市長はその辺はどう思いますか。

○前田祝成市長 答弁がございましたように今後の外国人労働者数につきましては、在留資格の拡大など取り巻く環境の変化等により、これまで同様に確保されていくと考えております。

○13番清水和弘議員 そうなれば枕崎にとっては幸いだと思えますけど、私は絶対、絶対ということはいえないかもしれないけど、まず、安心するようなことではないと。だから、どうするかいうたら、地元の住民を育てる、それが大事だと私は思って今言うてるんですよ。

次にですね、本市の子供出生数の分析によると平成30年度の出生数が107人と大幅に減少した理由について、平成27年度の状況では、男性の未婚率は25歳から29歳の未婚率では約71%、30歳から35歳は約43%、35歳から44歳は約31%、45歳から54歳は約25%となっています。女性の未婚率については、20歳から24歳が89.9%、25歳から29歳が54%、30歳から34歳が35.3%、35歳から44歳が22%、45歳から54歳が15.1%の状況になっております。男性、女性の30歳以上の未婚率は増加傾向になっている状況です。

このような状況を当局はどのように判断しているのか、また解決策についてどのような計画があるのか、そしてまた本市財政に対してどのような影響を与えているのかの3点をよろしく願います。

○田代勝義企画調整課参事 第2期枕崎市地方創生総合戦略策定の一環としまして、令和元年9月に市内の20歳以上から40歳未満の方に対する結婚・出産・子育てに関するアンケート調査を実施いたしました。それによりますと、男性については、1年以内に結婚するつもり、いずれ結婚するつもりを選んだ方が83%となっており、女性につきましては、1年以内に結婚するつもり、いずれ結婚するつもりを選んだ方が68.8%となっております。

その方に現在、独身である理由を尋ねたところ、結婚したいと思う相手にまだ巡り会っていないからを選んだ方が53%でありました。結婚はしたいという気持ちはあるものの、結果的にしていない方が増えていると思われまます。

昔は結婚するのが当たり前というような風潮がありましたが、近年では生活単位が家族から個人へと変化し、独身生活では行動や生き方が自由にできるという利点から、結婚は人生の選択肢の一つとして捉える方が増えてきていると感じております。

また、女性の場合は就業率の高まりにより、結婚相手が自分の仕事への理解や家事・育児に協力してくれるのか、結婚・出産後の仕事と家庭の両立ができるのかなど、そのような結婚に対する不安もあるのではないかと考えられます。

このように、結婚に対する価値観の変化や社会生活に対する価値観の変化などもあり、未婚率が上昇しているものと推測しております。

30歳以上の未婚率の増加につきましては、先ほど結婚は選択肢の一つと申し上げましたが、

結婚できないのではなく、結婚しないという選択をされた方も多いと思いますので、その方の生き方については尊重しなければならないと思っております。また、結婚を前向きに考えている方につきましては、結婚の希望がかなえられるような環境づくりに努めるとともに、男女共同参画による仕事と生活の調和を図るための整備促進や切れ目のない子育て支援により、結婚に対する不安の解消に向けた取組を進めていくことが重要だと考えております。

このような状況が本市に与える影響としましては、未婚率の上昇は少子化が進行する要因の一つとなり、出生数の減少につながるおそれがあるものと考えておりますので、結婚や家族に対する価値観が多様化する中で、本市の地方創生総合戦略において引き続き少子化に対する施策を検討していきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 今、担当課参事がですよ、結婚できる環境づくりと申しました。この結婚できる環境づくりが今、本市の計画にあるのか。これまでどのようなこの環境づくりをしてきたのかですね、その辺はどうなんですか。

○田代勝義企画調整課参事 結婚できる環境の整備としましては、昨年度から若い方が中心になります。結婚新生活支援ということで、結婚した際に移り住む住居の補助でありますとか、引っ越しの補助でありますとか、そういったものに取り組んでいるところであります。

また、先ほども申しましたけれども、出産から子育てということでの支援も含めて結婚が進むような取組をしているところであります。

○13番清水和弘議員 私らが若いときっていうたらいいんですかね、南さつま市にはですね、肝いりどんという制度がありました。これ御存じないかもしれませんけど。また、我々が市議会議員になって1期目ですよ、たしか2回ぐらいですね、若い人たちが結婚を前提として集まっていたと、そういうイベントもやりました。

そういった結婚するための環境づくりとは、担当課参事が言われましたけど、そういうことを南さつま市みたいですよ、肝いりどんみたいな、そういうことをやる考えはないのか、また自分たちです、男女の若い人たちを集わせて、結婚に行き着くみたいなですよ、そういう政策をする考えはないのか、どうなんですか。

○田代勝義企画調整課参事 質問者がおっしゃるのは若者とか男女が出会うことができる場の創出についての質問だと思いますけれども、今現在、コロナの状況が続いておまして、そういう会合などというのが難しい状況ではありますけれども、例えば若者定住育成協議会の中では、新たに本市に就職した方々を集めて意見交換やセミナーを行って、そこで交流の場を図ったりして、そういう出会いの場とはちょっと違うんですけども、男女がそういう話し合う場みたいなものの提供になっているのではないかと考えております。

○13番清水和弘議員 私は今、若い人たちも私生活に忙しくてですね、出会いの場が少ないんじゃないかと思ってるんですよ。だから、行政のほうでその出会いの場を提案する、そういう考えが必要だと私は思うんですよ。市長はその若い人たちの出会いの場の提供を推進する、そういう考えはありませんか。

○前田祝成市長登壇 ただいま企画調整課参事から話がありましたけれども、いろいろな場、その若い方々が交流する場ができるということは、そういうチャンスが増えるといえますか、そういう場にはなると思っています。

行政としてその場を設定するということに関しましては、今のところ考えておりませんが、ただ少子化対策あるいは未婚率の高さを解消するということにつきましては、当然、未婚率の高い状況が少子化の要因にもなると考えられますので、その辺りについては行政としてはしっかりと環境整備をしていく必要があるかというふうに思います。

先ほどの答弁と重なりますが、子供を生み育てる環境を整えていくこと、このあたりがやはり重要であると考えますので、行政としての役割としては、まず生み育てられる環境をつくるとい

うことを第一に考えていきたいと考えます。

○13番清水和弘議員 生み育てる、これからの質問になるんですけどね。次にですよ、この未婚者が多くなることは、本市の人口減少に直結しておると考えております。税収減少などいろいろなものに大きく影響を及ぼすと考えます。男女とも未婚率が多いことについては、いろんな対応策が考えられると思います。

市長が言われている日本一幸せな2万人のまち、これもですよ、市長は自信を持って1期目、2期目、約束していますよね。具体的な対策というのを持ってそのような発言をされとるんですか、どうなんですか。

○前田祝成市長 冒頭の答弁でも申し上げましたが、日本一幸せな2万人のまちというビジョンを掲げさせていただいているんですけども、この日本一幸せなというところが非常に重要でありまして、私が考える日本一幸せなまちというところにつきましては、このまちに住み続けたい、このまちが自分にとっては日本一だと思ってもらえるまちをつくりたいと考えています。

そこで、出て行きたいとか、ここでは暮らしたくないというふうに思えば、それはもうその人にとっては日本一のまちじゃないわけですから、やはり一番大事なのは、ここで、枕崎で暮らす全ての人が、このまちが1番だと、このまちが自分にとっては日本一だと思ってもらうことが目標、つまり私たちにとってのゴールだというふうに認識しています。

それを達成するためにはやはり先ほどから何度も申し上げておりますが、市民一人一人の幸せを実現するということが、それが我々の仕事の目的だということを確認させていただきたいと思っております。そのための施策、先ほど登壇答弁で申し上げましたようなことをやっているわけです。

そこを続けていくことがこの目標に近づく、目的を達成するすべだと思っておりますし、それを職員と一緒に取り組んでいるという状況でございます。そこを御理解いただければと思います。

○13番清水和弘議員 私はしつこく言っていますけどね。私のところにですね、多くの市民から電話連絡が来るんですよ。市長の公約は本当に実現しとるのかと、市職員が協力していないんじゃないかと。だから、私は最初に地方公務員法第30条ですか、これを最初に言うたんですよ。

総務課長は市長の公約に対して、公約の進捗状況ですよ、1期目のですね、それをどのように職員のトップとして考えておるんですか。

○本田親行総務課長 私が市長の公約について評価する立場にはないと思っております。

○13番清水和弘議員 それは無責任ですよ。職員のトップじゃないですか。そういう答弁はないでしょう。協力はしてないんですか、そしたら。何がしかの協力はしとると思うんですよ。していないんですか。

○本田親行総務課長 私は職員は当然、市長の施策の実現に向けて一丸となって取り組むべきだと考えております。

ただし、質問者が言われたのは、市長の施策をどう評価しているのかというお尋ねしたので、私が市長の政策の進捗について評価する立場にはないと申したところです。当然、市民の方々、有権者の方々が評価していくべきものと考えております。

○13番清水和弘議員 住民からですね、その公約についていろいろ言われとるから、私はここで真剣に言うつもりですよ。本当、後もう何年かしたら2046年ぐらいですか、枕崎の人口はどうなると思って予測しとるんですか。一万三千五、六百人ですよ。それを許容範囲内とっているんですか。

総務課長は、その公約に対して言いますけど、この人口減少は市の職員の責任でもあるんですよ、そうは思わないですか。

○本田親行総務課長 企画調整課のほうからも答弁しておりますけれども、市長の施策、日本一幸せな2万人のまちを実現するために、職員が一丸となって市長の施策に取り組んでいると考え

ております。

○13番清水和弘議員 具体的にどのようなことを取り組んでおられるのか、お願いします。

○本田親行総務課長 具体的な施策につきましては、市長をはじめ企画の担当が答弁しております。

○13番清水和弘議員 答弁に自信がないからそういうような答弁になると思うんですよ。自信があったら我々はここをこうしていますよとはっきり説明できますよ。自分に自信がないから、統括責任者として自信があったら私は答弁できますよ、そういうのは。

次にですね、人口減少の最大の理由は生活環境が悪いと言われている。男女の未婚者に対して未婚の理由などを確認したことはあるのでしょうか。現在、未婚の方々が結婚に踏み切れない状況を確認し、未婚の方々が将来に夢を持って自信を持てるような生活環境をつくるのは、私は行政の仕事だと思っているんです。そのことについてはどうお考えですか。

○田代勝義企画調整課参事 先ほどの質問にお答えしました内容と若干重なるところがありますけれども、先ほどお答えいたしました結婚・出産・子育てに関するアンケートの中で、1年以内に結婚するつもり、いずれ結婚するつもりと回答した方が多くいらっしゃったということで、その回答した方たちに現在独身である理由は何ですかというような設問がありまして、その回答といたしましては、先ほども言いましたけれども、結婚したいと思う相手にまだ巡り会っていないが53%、次いで、経済的に余裕がない、仕事や経済状況が不安定というのが27.6%、今は趣味や娯楽を楽しみたいからというのが25.4%となっております。

このように、結婚に踏み切れない理由として、経済的な部分も比較的大きな要因の一つとなっていると考えられることから、今定例会に提出しております令和4年度枕崎市一般会計予算におきましては、先ほど言いましたけれども、結婚新生活支援事業補助のほか、福祉課が所管する事業としましては、0歳から2歳までの児童に係る保育所等入所者負担金軽減の拡大に係る経費、また保育所等入所児童おむつ給付事業といった子育て世代に対する新しい経済的支援策も盛り込んでいます。

今後とも、幅広い分野で結婚、そして妊娠期から子育て期までの全てのステージで切れ目のない支援体制のさらなる充実に取り組み、若い方々が将来に夢を持てるような環境を構築していきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 次にですね、この労働生産性についてなんですけどね。労働生産性は、労働者1人当たり、または1時間当たりの成果で表示し、物的労働生産性、付加価値労働生産性に分けることができますとあります。本市の労働生産性は、労働生産性を1以上にすることは私は重要だと考えておるんですね。本市が行政として若い労働者を確保するためにこれまでどのような対応を実施してきたのか。

先ほど来外国人就労者については聞きました。この日本人といいますか、我が国の労働者を枕崎に呼び込むためにどのような対応をしてきたんですか。

○田代勝義企画調整課参事 労働生産性の特化係数は、付加価値額を従業者数で割った数値で表されます。そのため分母の従業員数のみを増やすことは労働生産性を下げることにもつながります。

このため分母の従業員数を増やし、労働生産性を1以上にするためには、生産効率性やブランド価値を高めるなど分子の付加価値額も大きくするための取組も必要となりますが、今回は従業員数を増やす、いわゆる労働力を確保するための取組につきまして答弁いたします。

若者の市内への就職促進につきましては、産官学一体で組織する市若者定住育成協議会で市内や近隣の高校生を対象に企業訪問や合同企業説明会等を行っているところです。

企業訪問や合同企業説明会につきましては、若者の地元定着を目指す上で地元の企業の魅力を知ってもらうことが重要と考えております。主に高校2年生を対象に実施しており、今後の進路

の参考にさせていただきたいと考えております。これらの高校生を含む近隣の学校からの市内企業への就職者数は、昨年までの10年間の累計で申し上げますと213人となっております。

また、市内の企業に就職した若い方たちを対象にセミナーを行うなど、職場の垣根を越えた交流を深めてもらうための取組も行っております。

今後につきましても、開催方法を工夫しながら、市内をはじめとする近隣の高校生を対象に市内企業の魅力を知ってもらい、若い労働力を確保したい企業とのマッチングを推進し、定住人口の確保に努めていきたいと考えております。

○13番清水和弘議員 将来人口推計についてなんですけどね、社人研の予測では平成25年公表数値と平成30年度公表数値を比較するとですね、令和2年度は193人、令和7年度463人、令和27年度は1,569人と平成25年の公表数値より減少すると予測されております。

このような状況についてですね、本市の自治体経営に私は本当に不安を感じるんです。本市がこれまでに実施してきた人口減少対策、これは道半ばと言われるかもしれませんがね、成功したのかどうか、どうなんですか。

○山口英雄福祉課長 子育て等に関する環境整備の具体的な事業を実施する立場としてお答えをいたしますが、質問者が社人研の平成25年と平成30年の将来推計人口の予測を比較して、人口減少予測が拡大していることから、これまでの取組は成功だったのかといった趣旨でお尋ねされているかと思えますけれども、結婚・出産等に関する意識の変化やライフスタイルの多様化等により全国的に人口が減少していく中で、本市におきましてもこれまで様々な取組を実施してまいりました。

これが成功したのか、十分なものであるのかといったことにつきましては、必ずしも十分であったとは言えないかもしれませんが、本市の人口減少の速度を抑えるといった意味では一定の成果があったと評価しております。

○13番清水和弘議員 次にですね、また将来人口展望についてなんですけどね、地域経済を支える各種産業の生産力と、そこで働く住民の所得の維持向上を図っていく必要があると考えます。現在、鹿児島県全体の最低賃金は821円ということだと思うんですけどね。この水準でですね、学費や医療費など十分に賄えるものか、どう考えますか。

本市の場合、給食費の無償化など実施されていない状況でした、これまでですね、今後そこはどうしていくのか。また、生活の維持、向上を図るためには、具体的な所得水準を上げる必要があると思うんですよ、これは担当課はどう考えるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、最低賃金について説明をさせていただきたいと思います。

最低賃金は最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度で、最低賃金には各都道府県に一つずつ定められた地域別最低賃金と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた特定最低賃金の2種類があります。

鹿児島県における地域別最低賃金は、これまでより28円引き上げられまして令和3年10月2日から821円となり、鹿児島県内全ての労働者及び使用者に適用されています。

鹿児島県の最低賃金については、鹿児島地方最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議を行い決定されております。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、公益代表、労働者代表及び使用者代表の各5名の委員で構成される鹿児島地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、鹿児島労働局長により決定されたものです。

お尋ねの最低賃金の水準について、時給821円という金額が十分と考えるかということにつきましては、様々な立場や視点で意見があるかと思いますが、先ほどの答弁と重なりますが、しっ

かりとした審議を重ねた上での決定でありますので、適正な金額が示されたものと考えております。

生活の維持・向上を図るには具体的な所得水準をどのように考えるかという御質問については、本市独自の所得水準を試算するために必要な情報等は持ち合わせておりません。

生活水準の考え方につきましては、人、世帯によって異なると思われまますので、その水準はどれくらいであると一概には言えず、お尋ねの所得水準についても、世帯の状況や就労の状況などで幾ら必要なのか、また所得を算出するための収入から控除される金額も変わってきますので、所得水準の具体的な数値を出すこと、推しはかることは難しいと考えております。

所得水準を上げる取組ということではありますが、先ほど来、市長、企画調整課参事のほうから答弁いたしておりますが、産業競争力の向上であったり、地域の製品の販売であったり、いろいろな施策を進める中で付加価値の高いものを販売する、そういったものを含めて企業の収益を上げることが、ひいては労働者の所得向上にもつながると思っております。

それらを踏まえて、行政につきましてもそれらの事業活動が今後ウィズコロナ、アフターコロナも含めて、地域振興に寄与して、そしてまた事業者の収益が上がっていくことが労働者一人一人の所得向上、世帯の所得向上にもつながっていくものと考えております。

○13番清水和弘議員 私のところに電話と、実際私に会いに来てくれた若い人がおるんですね。

今、水産商工課長は821円、これで1ヶ月、週休2日制、今ですね、大体。そしたら月幾らになると思いますか、16万ないんですよ、これ。それから生活費とか使うたらですね、これは子供なんかはつくれないですよ。それはいろいろ手当ありますよ、福祉課のほうで。今回、令和6年までの事業でも国の補助もいっぱい出てきていますよ。

しかしですね、この821円で水産商工課長は妥当なぐらいの発言でしたよ。自分がそういう生活ができますか、どうなんですか。自分でやってみて、初めてこれは体験談として私は言えると思うんですよ。あまり無責任な答弁はしないでいただきたい。本当に苦しんどるんですよ。そういうものを考えてですね、住民がいかに苦しんでいるのか、分かっていないからこそ、私が最初職員の地方公務員法第30条、なぜ、これを先に言うたのか、その意味すら答弁される方は分かっていないと私は感じとる。本当に住民の立場になって、住民の立場になってですよ、行政活動をしていただきたい。

ただ、市役所に来て、対応も悪いという声もいっぱいありますよ。以前よりはよくなっていますよ、確かに。しかし、今でも住民から私には来ますよ。何か言ってもふんぞり返るとか、そういう声もあるんですよ。総務課長はそういう声は耳にしていないんですか、どうなんですか。

○前田祝成市長 ただいま議員からございました職員の意識という部分につきましては、議員からも質問の中でございましたが、少数の方々の御意見というのを大事にしろというようなお話がございましたが、当然そこは我々もお一人お一人のお声をしっかり大事に捉えて、そして職員一丸となって市役所の業務を進めていくことについては努力してまいりたいと考えます。

冒頭から申し上げていますが、私が一番目的にしています市民一人一人の幸せということについては、職員にどれだけ届いているかどうかという部分については疑問もあろうかと思いますが、そこは常に言い続けてまいりたいと考えております。

木を見て森を見ずという言葉があるんですけども、我々市の職員にとっての森はですね、枕崎市民一人一人の幸せの実現なんです。そうすると、どうしてもですね、先ほど私は冒頭の中で言いましたが、手段の目的化に陥らないように自分自身にも言い聞かせ、職員に対しても言い聞かせるという話をしています。

どうしてもですね、仕事していると木を見てしまって、木を前にしたら、これをどう枝葉を切ろうとか、どう切り払うべきとか、そういう意見が分裂してしまったり、言い争ってしまっ

たりするわけです。そうしていくうちにですね、つつい木のことが中心になって、手段のことが中心になってしまって、大事な森を見失うということがあります。

そこについてはですね、私は常に職員に対して事あるごとに手段の目的化に陥るなという話をしています。そうやって続けてきた4年間ですので、これからまた新しい期が始まって4年ごさいますので、その中でしっかりと職員に対してメッセージをして、職員がそのような意識で仕事ができるよう努力してまいりたいと思います。

○永野慶一郎議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 1975年に国連は「女性の社会参加と地位向上を訴える日」とともに「女性のすばらしい活躍と勇気ある行動を称える日」として毎年3月8日を国際女性デーに決めました。鹿児島市の商業施設でも2020年から国際女性デーに合わせてイベントを開催しています。

イタリアでは、この時期にミモザの花が咲くことからミモザの日とも言われているようです。そのためこのイベントでは、ミモザの花のブーケを無料配布したり、関連する本の展示、また店内の女子トイレにあるカードを提出すれば、周囲に配慮しながら必要とする人に生理用品を贈る「チア・トイレ」の取組をするようです。

そして、枕崎市立図書館でも3月5日から国際女性デーに関連する本の展示をするそうです。図書館ではコロナ感染症予防対策に努め、本の除菌や消臭ができる図書除菌機もごさいますので安心して御利用できます。明るくきれいになった図書館をたくさんの方に利用していただきたいです。

それでは1つ目の男女共同参画社会の推進について質問させていただきます。

本市では、令和3年4月、男女共同参画推進条例を制定しました。そして現在、第3次枕崎市男女共同参画基本計画の作成に向けて準備中だと思います。そこで、今後どのような取組をしていくのかを聞いてまいります。まず、枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の中に示してある実績や目標に沿って聞いてまいります。管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を令和2年度、令和3年度でお願いします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 女性の管理職を増やしていくための取組についてのお尋ねですが、これまでの一般質問でも、女性の管理職を増やしていくためには、女性職員を一定程度採用すること、そして出産後も継続して就業していること、男女の区別なく人材育成が図られていること、これらの結果として係長級の管理職候補層の女性職員が増えていくことが必要であり、そのため、採用から配置、育成、昇任にわたるある程度の長いプロセスにおける取組が求められているといったことを答弁しております。

その具体的な取組といたしまして、初日の施政方針の中でも申し上げましたが、新年度は、女性職員の活躍推進に向けて、これからの働き方やキャリアを多面的に考え、ワーク・ライフ・バランスを実現しながら、生き生きと働くための考え方などを学ぶ研修を計画しております。

若干余談になりますが、私は年末の仕事納め式の中で、職員に対して、ぜひ年末年始、最低1冊は本を読んでみてくださいということを申しました。

そして、何を読んでいいかわからないという職員にお勧めしたのが、本市出身の田代裕子さんが書かれた「SHINE!」、副題が「女性たちよ、キラキラ輝こう」というタイトルの本でし

た。女性に向けたメッセージなのですが、この本は男性が読んでも非常に腹落ちがよいといえますか、私はすっきりする読後感が得られたところです。ぜひ、女性職員に限らず多くの職員にこの本を読んでいただき、職員一人一人が互いを尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮できる職場を目指してまいりたいと考えております。

今、御質問にありました令和2年度及び令和3年度の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合という質問につきましては、担当課長が答弁いたします。

○本田親行総務課長 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合につきましては、係長、主幹、課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を図りながら、令和2年度までに課長、参事の職に占める女性の割合を10%にするということを目標に取り組んでおりますが、平成28年度から令和元年度までの実績といたしましては、いずれの年度も10%の目標を達成できておりません。

なお、管理的地位にある職員に占める女性の割合についての令和2年度と令和3年度の4月1日の実績につきましては、令和2年4月1日の課長及び参事の管理的地位にある職員数は34人で、男女別に申しますと男性が33人、女性が1人で、女性の割合は2.9%となっております。

また、令和3年4月1日の課長及び参事の管理的地位にある職員は33人で、男女別に申しますと男性が32人、女性が1人で、女性の割合は3.1%となっております。

○2番眞茅弘美議員 特定事業主行動計画の中での目標値が令和7年度までに10%にするとなっております。ここに関しては、先ほども言われましたが、各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成が重要ということが書かれております。

数字のほうも言うていただきましたけども、お1人だということで、今後の取組が非常に重要と思いますが、今後どのような取組をお考えでしょうか。

○本田親行総務課長 女性の管理職を増やしていくためには、市長も答弁いたしましたように長期的なスパンも必要でございます。

人材育成につきましては、女性の職員を配置したことがなかったような税の徴収でございますとか、財政の部署でありますとか、多方面に女性も配置いたしております。また、消防職員についても、ただいま2名の消防職員を採用しているところでございます。

そういった人材育成を図りながら、今後、女性の管理職を増やしていくこととしております。

○2番眞茅弘美議員 それからですね、来年度は女性職員を対象とした研修を計画しているということをお聞きしておりますが、その研修というのは人材育成に向けて非常に大事な取組だと存じます。そのような研修は、来年度、令和4年度ですが、1回の予定でしょうか。単発的でなく、継続していくことが重要かと存じますが、その辺りはいかがでしょうか。

○本田親行総務課長 新年度に計画している研修につきましては独自の研修でありまして、昨年度はメンタルヘルスの研修を行いました。これまでの答弁の中で、女性の活躍の推進に向けた研修も実施してまいりたいということを答弁しておりますが、そのことを目的にした研修でございます。

内容といたしましては、女性が管理職を希望する職員が少ないというアンケート結果などによりますと、これは市の職員のアンケートではございませんけれども、一般的なアンケートで、家庭と両立が難しそう、拘束時間が長くなるからとか、仕事と家庭を両立できない環境や風土があるといったようなことを理由に挙げられている方が多いようです。

研修と言いましても、これから研修先も決定していくこととなりますけれども、まず、女性の活躍の動機づけに役立てばと考えております。

○2番眞茅弘美議員 今のところはその1回の計画でしょうか。

○本田親行総務課長 新年度に初めて外部委託ということで行います。今後とも管理職が増えてくると、その先駆者と申しますか、自分の体験談を職員に伝えることで、内部の研修もやっ

けると思います。そういったことも含めまして、今後とも女性の活躍に向けた研修でありますとか、環境整備については進めてまいりたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 承知しました。それからですね、採用者の女性の割合、また採用試験受験者の女性の割合を令和2年度、3年度でお願いします。

○本田親行総務課長 採用した職員に占める女性職員の割合についてのお尋ねですが、これまで職員総数に占める女性の割合を高めるという観点から、採用試験における女性の受験者を増やす、40%以上確保することとし、採用者に占める女性の割合を40%程度とすることを目標に取り組んでまいりました。

平成28年度から令和元年度までの4年間の実績といたしましては、消防でありますとか、そういった採用職員の年度による採用職種の違いなどによりばらつきは見られますけれども、平成30年度の27.3%を除き、いずれの年度も40%を達成いたしております。

しかしながら、採用試験の受験者に占める割合については、平成28年度から令和元年度までの期間、いずれの年度も40%を下回っておりますので、女性の受験者の確保に今後とも努めてまいりたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 令和2年度、3年度の割合が分かりますか、分かったらお願いします。

○本田親行総務課長 採用した職員に占める女性職員の割合についての令和2年度と令和3年度の4月1日の実績につきましては、令和2年4月1日採用の新規採用職員は17人で、男女別に申し上げますと、男性が13人、女性が4人で、採用に占める女性の割合は23.5%となっております。

令和3年4月1日採用の新規採用職員は21人で、男女別に申しますと、男性が11人、女性が10人で、採用に占める女性の割合は47.6%となっております。

令和2年度が23.5%ということですのでけれども、受験者が10%台ということもございます。ただし、受験者に対する合格者の割合、合格率でいきますと女性のほうが高い状況にもございますので、今後とも採用試験における女性の受験者数を増やしていく取組の中で採用者に占める女性の割合を増やしていきたいと考えております。これまで募集要項、採用の案内等につきましては、各高等学校や専門学校、大学等に送付しておりますけれども、新年度はそれに加えまして新たに新聞の求人欄にも掲載して受験をお願いしていきたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 今、課長からもございましたけども、この行動計画の過去の数値を確認しますと、採用者の女性の割合は平成28年度が40%、平成29年が50%、平成30年度は下がりました27.3%、そして令和元年は47.1%と、ほとんど目標値の40%に達成しております。そして、採用試験受験者の女性の割合に比べますと、採用者の女性の割合が高いという結果が出ています。課長も言われましたが、要するに女性の成績がよかったということが言えると思います。

採用者の女性の割合は、ほとんど目標値の40%に達していますので、今後の目標は50%に持っていった方がいいのではないかと思います、その辺はいかがでしょう。

○本田親行総務課長 採用者に占める女性の合格の割合を40%と定めております。そのことから、受験者数も40%ということで目標に定めておりますけれども、40%ということではなくて多くの方に受験していただきたいので、まずは40%という目標につきましては、ただいま申し上げたような理由で設定しておりますので、多くの方に受験していただきたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 先ほど申しましたとおり、その受験者を増やす取組ですとか、今後そういう取組も確かに必要なんですけれども、もう目標を40%で達しておりますので、今後は目標値を50%に持っていった方がいいのではないかと思います。そこら辺の御検討をよろしく願いたします。

それからですね、育児休業取得率または男性職員の配偶者出産休暇及び育児のための休暇取得率、いわゆる特別休暇についてお尋ねします。こちらも令和2年度、3年度の割合をお願いします。

す。

○**本田親行総務課長** 男性職員の配偶者出産休暇及び育児のための休暇取得率についてのお尋ねでございます。これまで職員の妻が出産する場合の特別休暇、配偶者出産休暇が2日間、育児参加休暇が5日間の取得率を100%とすることを目標に取り組んできておりますが、平成28年度から令和元年度までの実績といたしまして、平成28年度が66.7%、平成29年度が55.6%、平成30年度が66.7%、令和元年度が76.9%と、いずれの年度も100%の目標を下回っております。

このことにつきましては、本市の特定事業主行動計画は、市長部局の職員のほか、各行政委員会の職員や企業会計の職員を含めました全職員を対象として策定しており、企業会計における対象職員を中心に休暇を取得していなかった職員がいたことによりますが、その理由については明確ではないところですが、様々かと考えております。

○**2番眞茅弘美議員** 今、令和元年まで答えていただいたんですけども、令和2年度、3年度もよろしくをお願いします。

○**本田親行総務課長** 令和2年度の実績と令和3年度の実績見込みについてお答えいたします。

令和2年度の男性職員の配偶者出産休暇及び育児のための休暇の対象は7人で、うち6人が休暇を取得し、休暇取得率は85.7%となっております。

令和3年度の男性職員の配偶者出産休暇及び育児のための休暇の対象は8人で、うち7人が休暇を取得し、休暇取得率は87.5%となっております。

100%でない理由については様々なことが考えられるということを申しましたけれども、制度の周知について総務課では、出産育児に係る休暇制度の運用等を紹介いたしました「仕事と子育て両立支援ハンドブック」というのを令和2年3月に作成しておりますので、これを活用しながら、今後とも制度の周知と完全取得に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○**2番眞茅弘美議員** 特別休暇につきましてはですね、女性は出産という大変な役目を果たした後の産後は非常に大事だと言われております。妊娠や出産によって変わった体を徐々に戻していく時期でもございますので、この時期に無理をしますと産後の肥立ちが悪いと言われております。後々体に影響を及ぼすようです。その後の女性の体をいたわる上でも、パートナーが休暇を取り手助けをすることは非常に大事なことです。様々な事情があり今100%に達していないということでございますが、今後もそういう働きかけのほうをよろしくをお願いします。

そして、育児休業取得率については、これまでが男性が育児休暇を取るという環境になかったため、本市の数値を見てもゼロ%ということで、なかなかこの現状で育児休暇を取るというのは勇気がいると思います。ここに関しては、職場全体で協力して温かく見守ってほしいと思います。休暇を取りやすい環境ですね。そして、枕崎市でも生み育てましようと言っておりますので、市の職員が率先して取り組むことが大事だと思います。

男女共同参画社会の取組としてワーク・ライフ・バランス、こちらも念頭に置いて、その課の職場で子育てに専念してくださいという雰囲気づくりを心がけてほしいと思います。この育児休業取得についてはどのようにお考えでしょうか。

○**本田親行総務課長** 議員のほうから御指摘がございましたが、女性の職員につきましては100%の育児休業の取得ができています。

男女別の育児休業の取得についての令和2年度の実績と令和3年度の実績をここで申しますと、令和2年度の女性職員の育児休業の対象者4人で、その全員が育児休業を取得いたしました。一方、男性職員の育児休業の対象者は7人でしたが、育児休業の取得はおりませんでした。

令和3年度の女性職員の育児休業の対象者は5人で、全員が育児休業を取得いたしました。一方、男性の育児休業の対象者は8人で、そのうち1人が育児休業を取得し、取得率は12.5%と、令和3年度に初めて育児休業の取得を行った男性職員がいたということでございます。

○**2番眞茅弘美議員** 1人いらっしまったということで、今後ですね、職場づくりのほう、そ

のような環境づくりを目指していただきたいと思います。

次に移ります。

近年、社会問題として少子高齢化、労働力人口不足、家庭形態の多様化などがございます。そして、本市では、令和2年度実施した男女共同参画の市民意識調査の中で職業を聞いたところ、非常勤が19%、その他や無職が11.2%となっています。

ここから見えてくることは、ひとり親家庭や若い単身女性、高齢の単身家庭、貧困家庭など社会的に弱い立場の人がコロナ禍によりさらに生活に深刻な影響を与えているのではないのでしょうか。その辺りは、本市においてはいかがでしょうか、お願いします。

○山口英雄福祉課長 今、質問者が言われましたひとり親家庭とか、そういった弱い立場にある女性の現状についてということで答弁させていただきたいと思います。

今、質問者がいろいろ本市の調査のことを言われましたけれども、そちらは全数調査ではございませんので、一応、全数調査といたしましては令和2年の国勢調査をベースにして申し上げます。

令和2年の国勢調査によりますと、本市の全世帯数9,455世帯あるんですけれども、そのうちひとり親世帯は240世帯です。全世帯の2.5%となっております。そのうち、母子世帯が211世帯という状況でございます。また、65歳以上の単身世帯は2,099世帯で全世帯の22%となっておりますけれども、そのうち女性の単身世帯が1,514世帯、単身世帯の72%を占めているといった状況になっております。

それから雇用形態のことをおっしゃいましたけれども、非正規雇用の状況についてですが、令和2年の国勢調査に基づきます就業状態等基本集計がまだ公表されておられませんので、直近の平成27年国勢調査のデータで申し上げますと、本市の雇用者7,864人のうち非正規雇用が2,849人となっております、そのうち女性が2,187人、すなわち非正規雇用のうちの77%となっております。

○2番眞茅弘美議員 常日頃、私が思うことは、このような社会的に弱い立場の方々は、困ったときに頼る人が少ないとか、情報が届きづらい、行政のアクセスがないというのが現状だと思います。

本市では、これまで広報紙やホームページを通じて様々な通知をしてきたかと存じます。実際私もコロナ禍の中、コロナ感染症生活困窮者自立支援金についての相談がございまして、そのときですね、どのような相談の対応をされるのか伺いました。実際、その相談を受ける場所に伺いまして、どのような話をするかとか細かく教えていただきました。そのとき感じたのが、物すごく安心して相談できる体制だと感じました。

ですので、せっかくそういう対応をされておりますので、悩む前にとにかく相談に行っていたきたいと思います。安心して利用できる体制をどのようにして知らせるかというところ、ここが課題だと考えております。

例えば、市報にただ案内的に文章で書くだけではなく、市民の方に分かりやすくですね、例えば個人情報もしっかり守られていると思うんですね。ですので、相談はこのような個室できちんと行われておりますとかいう写真を、その場所の写真を掲載するとか、窓口の職員、行政の職員とかではなくですね。市民ですので、誰々さんがいるから行きたくないなあ、恥ずかしいなって思われる方もいらっしゃると思うんですね。恐らく囑託の専門員の方が対応されると思うんですけども、全てではございませんが、そういう細かいことも入れるなどして、写真やイラストで掲載するとイメージも湧くと思います。そして、相談に行ってみようかなという気持ちになると思います。

そのような相談室は、福祉課だけでなく、様々な相談に応じる消費生活センター、家庭児童相談室もございますよね。そちらとですね、両方を分かりやすいように案内も一緒にできるという

のではないかなと思います。そこら辺をですね、今後、よろしくお願いします。

それでは次に移ります。

自分たちが暮らす身近な場が地域です。地域に関しては、それぞれの公民館ごとに運営されています。公民館運営の実情としまして、現在、公民館は市内に幾つあり、その中で女性の館長は何名いらっしゃいますか、お願いします。

○豊留信一生涯学習課長 現在、市内74の自治公民館がございます。女性の館長の在籍数ですけれども、以前は幾つかの自治公民館で女性の館長が在籍していたこともありましたが、現在は女性の館長はいないところでございます。

○2番眞茅弘美議員 市民意識調査の中の自治公民館やPTAにおける男女の地位の平等感でいいますと、男女平等と感じている割合は34.4%、男女別に見ますと男性が46%、女性は24.6%となっており、男女間で20ポイント以上の差がございます。条例の第3章第15条では、防災の取組に男女共同参画の視点を取り入れるとございますが、どのような取組をお考えでしょうか。

○平田寿一総務課参事 自主防災組織について、令和4年2月1日現在で74の自治公民館と、あと鹿児島水産高校を公民館として75公民館中66公民館が結成しており、世帯数に対する結成率は97.1%となっています。

災害時には、近隣住民や地域の人たちが互いに協力し助け合う共助が大きな力を発揮することから、全ての地域で自主防災組織が結成されるよう取り組んでいます。また、組織の結成だけではなく、災害時に実動するよう自主防災訓練の実施等を支援しております。

具体的な取組としましては、自主防災組織の自主訓練等の活動に対する補助や出前講座の実施、県が実施する地域防災リーダー養成講座の案内などを行っております。

また、2月6日に男女共同参画フォーラムを開催し、国立女性教育会館事業課の専門職員の先生から、防災・復興における男女共同参画の視点についての講演をいただきました。

今年度も、コロナ禍で市の総合防災訓練を実施できなかったことから、この男女共同参画フォーラムと合同で防災研修会を開催し、平田町自主防災会の活動と鹿児島水産高等学校の防災への取組を紹介いたしました。

平田町自主防災会につきましては、平成29年の発足当時から市も活動をサポートしながら、毎年度自主防災訓練を実施しておりますが、大人だけではなく、小中学生や高齢者、そして男性も女性もバランスよく参加し、自由に意見や考えを述べながら訓練を行っております。

今後も、機会があるごとにこういった自主防災組織の取組を紹介しながら、市民の防災意識を高め、それぞれの自主防災組織が災害時に実動できるよう支援してまいりたいと思います。

○2番眞茅弘美議員 私も、今お話がございました防災フォーラムに参加させていただきました。

防災について御講演をいただきました丹羽さんは、御自分も実際、東北大震災の避難者だったというお話で、そしてその経験を生かして女性相談支援員に携わったらしいです。避難所運営に多様な視点を取り入れることが重要だと。いつ起こるか分からない災害です。平時の準備や今後の避難訓練の在り方が求められます。

防災フォーラムの中で平田町の自主防災会に関しての事例発表がございました。参事が申しましたとおり、平成29年3月に自主防災組織を結成しまして、もし避難することがあれば自分たちで避難所を運営しなければならないということを念頭に置いて様々な取組をされておりました。

その中でも、防災キャンドル、防災スリッパの作り方、パーティションを実際自分たちの手で作ってみる。また、コロナ感染症に対応した避難の仕方を考えるなどの紹介がございました。

拝見して感じたのは、このような経験をしておけば、いざというときに生かせる。平田町の取組は、多様性を尊重した取組だなと感じました。女性、男性、高齢者、子供、それぞれ皆さんで案を出し合って取り組んでおりました。

紹介の最後に代表の方が、自分たちの地域は自分たちで守ると話されて、確かにここの意識が

大事だと、そして先ほど参事も言われましたとおり、このような取組をほかの地域にも広げていただきたいです。

それから、地域には根強く残る慣習がございます。先ほどの市民意識調査結果の男女の平等感、また慣習の払拭、無意識の思い込みなどがございます。これは非常に大きな課題です。これについての意識啓発が大変重要かと存じますが、このあたりはいかがお考えでしょうか。

○平田寿一総務課参事 防災の面でいいますと、やはり今、議員がおっしゃられた避難所の運営ですね。この辺の役割等も、女性だからそういった炊事とか食事の担当をすとか、男性だからこれをすとかそういった固定観念にとらわれず、いろんな物の見方をして全体がうまく回るようにみんなで運営をつくり上げていく、そういったことを市民の皆さんもこれから学びながら、いざというときの避難所運営に携わってもらいたいなと思っているところです。

市のほうでも、避難所管理運営マニュアルというのを今、修正中ですが、その中でも男女共同参画の視点から見た避難所の運営の在り方、そういったものも加えながら、そしてまたそれができたら、また地域の公民館あるいは自主防災組織に対してこういった形で運営していくんだよというような、そういった周知の取組を今後も進めていきたいと思えます。

○2番眞茅弘美議員 よろしくお願ひします。今後はですね、公民館長や公民館役員への女性の参画、地域での防災への取組に男女共同参画の視点を取り入れるなど進めていただきたいです。参加するだけではなく、計画や決定することに参画すること、こちらが大事です。

本市には、男性もですが女性の中にもリーダーとしての知識や力量のある方はたくさんいらっしゃると思います。本人にやる意思があるにもかかわらず、周りの方の反応が気になり遠慮するということにならないように、多様な方に参画できることが求められます。

急にはできないし、意識を変えるのは難しいと思いますので、継続してやるのが大事です。そしてこれは提案なんですけども、本市では様々な集まりがございます。この集まりの場で、男女共同参画やジェンダーの話をする出前講座を計画してはいかがでしょうか。

これは例えばですけど、てげてげ体操とか高齢者学級とかこういう場に出かけて行って、男女共同参画社会の出前講座、こういう取組をしてはいかがでしょうか、お願ひします。

○堂原耕一企画調整課長 男女共同参画の推進は、本市の発展と申しますか、これから様々な地域課題等の解決をしていくためにも重要な視点になるかと思えますので、ただいまいただきました御意見につきましては参考にさせていただきます。今後、そういった取組ができないかどうかも含めまして、いろいろ研究・検討させていただきたいと思えます。

○2番眞茅弘美議員 意識啓発っていうところはですね、意識が行動変容に変わらなければ意味がございませんので、こういう啓発活動は継続してよろしくお願ひいたします。

それでは次の質問に移ります。

ひとり親家庭等医療費助成及び重度心身障害者医療費助成事業について聞いてまいります。まず、この2つの対象者数と申請方法をお願ひします。

○山口英雄福祉課長 まず、ひとり親家庭等医療費助成制度について申し上げますと、この制度は、ひとり親家庭等の健康の増進と福祉の向上を目的といたしまして、ひとり親家庭等の父または母及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童に係る保険診療分の自己負担相当額を助成するというものでございまして、負担割合につきましては県と市それぞれ2分の1となっております。

助成を希望する方は、あらかじめ助成金の受給資格者の登録申請を行い、受給資格者証の交付を受け、医療機関を受診等される場合には受給資格者証を提示していただく必要があります。また、助成金の支給申請につきましては、診療を受けた月の翌月以降、保険医療機関等が発行する領収書または医療証明書及び証明手数料の領収書を添えて福祉課の窓口で申請していただくこととなります。

過去3年の助成実績について申し上げますと、平成30年度が605人、3,243件、令和元年度が661人、3,145件、令和2年度が606人、2,995件となっています。

それから、重度心身障害者医療費助成制度は、重度心身障害者の健康の保持・増進に寄与し、重度心身障害者の福祉の向上を図ることを目的として、身体障害者手帳所持者で障害の程度が1級または2級の方、知的障害のある方で知能指数が35以下の方、身体障害者手帳所持者で障害の程度が3級に該当し、かつ知能指数が50以下の方に対して保険診療分の自己負担相当額を助成するというものでございます。負担割合につきましては、こちらも県と市それぞれ2分の1となっております。なお、受給資格者証の交付、助成金の支給申請の手続等はひとり親家庭等医療費助成制度と同様です。

過去3年の助成実績につきましては、平成30年度が614人、6,738件、令和元年度が615人、6,949件、令和2年度が604人、6,618件となっております。

○2番眞茅弘美議員 その申請の方法につきましては、今課長からありましたとおり診察に行きそこで一旦支払います。そして、そのときの領収書等を持って福祉課の窓口へ提出するという申請方法ということです。申請期間はですね、2年設けてあると伺っておりこちらは大変ありがたいと思います。

それではですね、申請者の方からこの申請方法について不満や要望などが届いておりましたらお聞かせください。

○山口英雄福祉課長 現在のひとり親家庭等医療費助成制度及び重度心身障害者医療費助成制度における助成金の支給申請につきましては、先ほど説明いたしましたとおり償還払いでございまして、自動償還払いとなっている子ども医療費助成制度とはちょっと違っております。

そういったことで、助成金を受けようとする方は、診療を受けられた月の翌月以降、領収書とかそういったものをそろえて市役所の窓口に来ていただくという手間がかかるわけですが、申請者からは領収書の保管等が非常に煩雑だとかそういった不満の声も聞かれますし、特に重度心身障害者の方の場合には、窓口に来るのが大変だといった声が多数聞かれるのは確かに事実でございます。

ただ、特にひとり親家庭等の場合には、中には子育てに非常に不安を抱えていたりとかそういったケースもありまして、市のほうが子育ての状況等を確認したり、それから必要な支援を行う場合があったりします。そういった方々には、現在の償還払いですと窓口に来られたときに悩みの相談を受けたりとか、それからこう言ったほうがいいよというアドバイスを差し上げたりとかいうのができますので、そういった意味では、現在の償還払いもそういった支援が小まめにできるといった面ではいいところがあるということは御理解いただきたいと思います。

○2番眞茅弘美議員 私のところにもですね、今課長が言われたような声が届いておりまして、毎回足を運んで届けるのが面倒だ、また非課税世帯の女性の方はですね、子供に関しては現物給付で助かっているが、1か月決められた収入の中でやりくりしているので、後々帰ってくる医療費ではございますが、そのとき支払う現金に余裕がないので、母親の方はですね、自分の具合が悪くても病院に行かず我慢するのだと、2回、3回同じ症状が続けば、どうかお金を工面して行きますと言われておりました。それから重度心身障害者こちらもですね、多くの声が、先ほど課長が言われたように出ております。ほかにはですね、少ない金額だと窓口へ持っていくのが恥ずかしいと言われる方もいらっしゃいました。

申請期間を2年設けていただいているのは大変本当にありがたいですが、切り詰めて生活している方は、そのときそのときが大変なんです。そして、忙しい女性は、なかなかアプローチですね、そういうのも弱いかもしれません。

子ども医療費助成の乳幼児医療費助成は6歳までが自動償還、子ども医療費助成、こちらは非課税世帯の高校生までが現物給付というのが実現しております。

なぜ、ひとり親家庭等医療費助成と重度心身障害者医療費助成事業は償還払いなのでしょうか、そこをお尋ねします。

○山口英雄福祉課長 子ども医療費助成につきましても、制度を運用している中で自動償還払いにしたり、あるいは今、議員のほうからおっしゃっていただいたように非課税の高校生までは窓口無料の現物給付化になっていると。時を経てそういうふうな制度になってきているわけですが、重度心身障害者医療費助成制度と、ひとり親家庭等医療費助成制度につきましても、まだ償還払いとなっております。

ただ、今、質問者が言われるとおり、市のほうとしても申請者の負担軽減ということもありますので、そういったことは以前から要望はしているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 重度心身障害者医療費助成につきましても、現在多くの都道府県では自動償還払いになっておりまして、鹿児島県も塩田知事が公約で自動償還払いにするとおっしゃってあります。ここについて何か今後、制度変更するようなことは聞かれておりますか。

○山口英雄福祉課長 今、議員が言われましたとおり、重度心身障害者医療費助成につきましても、県の塩田知事が、現在開かれております県議会の中で重度心身障害者医療費助成制度につきましても見直しをするということで、対象に精神障害者を加えるということと、それから給付方式を自動償還払いに見直すと表明されています。

今後につきましては、市町村とか医師会等で構成いたします関係者会議を設置して協議を行って、令和4年度内の早い段階で見直しを決定するという方針になっているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 大変ありがたいです。県も前向きなようですので、近く進むのではないかと思います。

それではひとり親等医療費助成事業についてはどうかということですが、実はですね、これに関しては鹿児島市の市内医療機関と、薩摩川内市の市内及びさつま町の医療機関に関しては、自動償還払いが実現しているようです。これに関しては医師会の理解なども関わってくると思いますが、鹿児島市と薩摩川内市では実現しております。枕崎市でも実現できないのでしょうか。本市としての考えはいかがでしょうか、お願いします。

○山口英雄福祉課長 ひどい親家庭等医療費助成制度につきましても、今、議員が言われたとおり、鹿児島市の場合には鹿児島市内の医療機関、ただし大学病院とかそういった一部の病院は除くとなっていますけれども、それ以外の市内の病院につきましても、病院の窓口で申請書を出すといった方式になっているようです。

同じく薩摩川内市も、薩摩川内市の市内の医療機関で受診した場合には、そういった病院の窓口で申請書を出すという形で、改めて市役所の自治体の窓口で申請をしなくていいということになっておりますけれども、今、説明いたしましたとおり、それ以外の対象外の医療機関があった場合には、例えば薩摩川内市の場合であれば、鹿児島市内の例えば大学病院で診療を受けたときには、それは窓口で申請に行かないといけないというようなことで、完全な自動償還払いにはなっていないところでございます。

本市として対応ができないかということでございますが、子ども医療費助成制度もそうなんです、いろいろ国保連合会とか社会保険診療報酬支払基金といったところとの調整とか医療機関との調整、そういったものがありますので、できればひとり親家庭等医療費助成制度の給付方式の見直しにつきましても、県全体で足並みをそろえて取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

そういったことで、これまでも県の市長会を通じて、県のほうにひとり親家庭等の医療費助成についての制度見直しも要望してきたところでございます。

今後とも、この医療費助成制度がさらにいいものとなるように、県下の各市と歩調を合わせて必要な対応を行っていきたいと考えているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 もちろんですね、県下全てで自動償還になれば本当に利用しやすくなると思うんですが、そこがなかなか進まないところですので、枕崎市もですね、鹿児島市、薩摩川内市が実現しておりますので、検討していただきたいと思います。

こういう話がございます、沖縄県は現在、自動償還払いだそうです。制度を変更したときに助成費が1.2倍から1.3倍増加したらしいんです。しかしこれはですね、無駄に医療機関を利用するという考えではなく、これまで行きたくても行くことを我慢していた方が早めの医療受診をすることで早期発見、早期治療となり、結果的に医療費が減少するかもしれません。ひとり親の方は忙しい毎日送っておりますし、なかなか声を上げられない弱い立場にあられると思いますので、今後ですね、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

以上です。終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時19分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 3月議会最後の質問者となりました。1時間ほどよろしくお願いいたします。

通告に従って一般質問を行います。

市報の2月号において、市民への市長就任の挨拶が掲載されました。その中で、市長が一番に強調されたのが、枕崎市の強みである産業競争力を高めるということであります。確かに本市は、日本一の生産量を誇るかつおぶしを筆頭に、水産業、食品製造業、農業、春日鉱山等の鉱業等、幅広い産業が立地しております。

しかしながら、平成27年から令和元年までの枕崎の統計のデータを比較しますと、過去5年間の生産額は軒並み減少傾向にあります。

農業総生産額は105億から89億に、枕崎港の水揚げ高は182億から143億に、その中でカツオは114億から73億に、水産加工業総生産額は289億から238億に、その中でかつおぶしは228億から181億に、さらに商業における平成19年と26年の国勢調査における比較では、卸売業は111億から85億に、小売業は216億から186億にと減少しております。

これはコロナ以前の状況であり、コロナの感染拡大が始まった令和2年以降は減少幅がさらに拡大しているのではと懸念されます。

このように、本市の強みである産業は試練の時代を迎えております。このままでは本市の産業は衰退の一途をたどり、明るい未来はありません。根本的な構造的な問題と捉え、10年後、20年後を見据えた思い切った政策が必要不可欠じゃないでしょうか。

市長は市民への就任挨拶の中で、枕崎市の産業は、我が国の経済課題である物の価格低迷を解決できる高いポテンシャルを持っていると本市の地場産業への自信と明るい未来を表明されておりますが、実現されるための具体的な政策をどのように考えておられるのかをまず質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 現在の我が国の経済は、長期のデフレ経済の中にあるといった内容のことを就任挨拶の中で述べております。御承知のように、ここ30年の日本経済は供給サイドの規制緩和等によってインフレ圧力が縮小し、生産者の利益を圧迫するような供給過多の状況が発生し、物の値段や中間層の所得が上がらず、国内経済を疲弊させている状況です。

私は、この疲弊した日本経済を復活させるためには、物の価値が正しく評価され適正な価格で流通し、ひいては生産者、労働者の所得が上がっていく経済循環が求められていると認識しております。その部分で本市で生み出される、先ほど議員のほうからもありましたが、一次産業、二次産業の産品はそれぞれが求められる経済環境の中で物の価格低迷を解決できる可能性を持っているのではないかという意味で述べさせていただいたところでございます。

農業あるいは水産加工業、水産業、具体的な内容につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○原田博明農政課長 本市の農林業は、お茶、花卉、果樹、カンショや牛、豚、鶏などの畜産が中心となって生産がなされております。

本市の現状といたしましては、生活様式の変化、また人口減少等による供給過多での価格低迷、農業者の高齢化、後継者不足ということで大変厳しい状況にあります。

しかしながら、素材としては、今まで積み重ねてきた技術による品質、ブランド力がたけているものと考えております。

これらの素材を生かすためにも、支えていく担い手農家、後継者の育成が重要となると考えています。国の事業である中心経営体育成事業、新規就農者育成総合対策事業、また、市の独自事業である認定農業者等担い手育成対策事業、農業後継者育成対策事業により農業者の確保に努めていきたいと考えております。

また、花、お茶などにつきましては、本市の温暖な気象条件やハウス施設、畑かん施設の整備ではほかの産地に負けない潜在の魅力があると考えております。先ほども言いましたように、力のある農家が面積を拡大していき、競争力をつけていくということが重要と考えております。

○鮫島寿文水産商工課長 質問者もおっしゃいましたとおり、本市のかつおぶし生産量は全国の4割を占めて、日本一の産地となっているところです。

日本の和食が国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録されまして、世界各国に日本食レストランが誕生し、5年ほど前の農水省の調査でも世界で約10万の店舗が確認されるなど、だしを基本とする和食は健康志向とともに確実に拡大傾向にあると思っております。

栄養価の高さや健康食ブームも相まって、世界的にも魚食というのが注目を集めております。この状況が追い風になりまして、和食の基本でありますだしの原料としてのかつおぶしも脚光を浴びて、今後も伸び代があると考え、期待されていると思っております。

国内販売はもとより、今申し上げました輸出も視野に入れたかつおぶしの生産ということでは、HACCP等の高度衛生管理基準を満たした荷さばき場の整備や、冷凍冷蔵施設、加工施設の整備も積極的に進めているところです。輸出計画を策定しながら、各種商談会にも積極的に参加するなど、新規の販路開拓等にも積極的に取り組んでいるところです。

カツオやかつおぶし以外にも枕崎の港では青物のサバ等も取れますが、サバにつきましても、うどんやそばのだしとしてさばぶしも重宝されているところですが、現在、味の多様化という意味でラーメンでも隠し味としてさばぶしの引き合いが増えて重宝されてきているところです。

またサバにつきましては、国内外でのサバ缶の需要もございまして、去年は青物の不漁等もありましたが、サバにつきましても今後は水産業の発展、本市の経済振興にも寄与するものと思っております。

さらに焼酎につきましては、鹿児島県産の本格焼酎の認知度向上と消費拡大を図る取組が令和4年は積極的に展開されると考えております。関心度が高い中国の上海ですとか、あとヨーロッパのほうにも今後輸出拡大の動きが出てくると思いますので、本市の焼酎につきましても認知度が高まって需要を押し上げていくものと思っております。

酒類の輸出が、全国、日本では700億を超えておりますが、その8割が清酒、ウイスキー、ビール等でございます。焼酎は700億のうち、12億程度ということで2%しかないところですが、

今後は逆にまだまだ伸びる要素があるということで承知をしております。

議員がおっしゃいましたとおり、工業関係でも現在、金の価格がグラム8,000円を超えるなどいろいろな情勢もありまして、工業生産も堅調に推移しております。

そういった意味では、本市の持っているいろいろなポテンシャル、一次産業、二次産業について、今後も引き続き行政としても支援をしながら、地域振興に寄与していく取組を進めてまいりたいと思っております。

○6番城森史明議員 農業については、課長もおっしゃられたように一番の問題は、要は後継者ですよね。それがなかなか二世の後継者は多いんですが、新規農業をやっていく人が非常に少ないかなと思うんですが、そのときにやっぱりネックになるのが初期投資が多過ぎるわけですね、機械投資がすごく多い。農業をちょっとすると最低トラクターが要りますから、それに投資するお金、それと作物でのお金を得るまでには3年かかりますよね。ですから3年間の生活費、まずそれは今、人材支援制度というような国の制度があるんでね、その辺のところはいいかなと思うんですけど、やはり農業公社みたいなのがうちはないんですね。本市の新規農業者に対する研修制度ってどういうふうになっていますか。

○原田博明農政課長 議員がおっしゃるように、本市には農業公社とか農業研修施設というのがありません。ですから、専門に農業の研修をするという場がないので、近隣の市町村とか農業大学といったところで勉強して就農するというようなことになると思います。

そのほかには、個人的に大規模にやっている農業法人のほうに就農して雇用されて、そこで学んで本市のほうに帰ってきて、昨年ですが、人材投資事業を受けて就農された方もいらっしゃいました。

そういった形で、今後は農業法人等への研修等もこの人材投資事業では研修費が出ますので、そういったところも周知していった活用を促していきたいと考えております。

○6番城森史明議員 それと、もう一つ問題は、やはり地球温暖化によってですね、露地の農業というのははっきり言って非常に難しくなっているんですね。その中において、例えばハウスとかその辺の取得が、今は桜島の降灰対策事業というのがありますが、あれが非常にやりにくい、最低3人以上いないといけない。だから簡易的にそういうハウス制度やらお茶にかける網をですね、何らかの形でそういう設備をつくってそういう制度にね、もうそういうのをしていかないと、なかなかですね、安定して露地の農業で飯を食っていくっちゃうのは非常に難しいと思いますよね。

だから、その辺の改善については県には要望されているんですかね。それと、そういう降灰対策事業のほかに何か事業があるんですか。

○原田博明農政課長 今、議員がおっしゃられますように、降灰対策事業につきましては3名以上の共同利用施設ということが第1前提ということになっておりますので、共同でなければ導入は難しいということになっております。

ただ、お茶等に関しましては、個人経営の方々に3人以上の共同利用組合をつくって機械の導入をするというようなことも支援していますし、今後そういった形で支援していきたいと考えています。

ハウス施設等につきましては、そのほかにも国の事業とか該当するような事業もございますので、これらについてもほとんどが共同利用というのが前提になっていますので、できればそういった共同体をつくって共同で活動していただければというところで指導していきたいと考えています。

そういったものを使えないというような農家の方々につきましては、認定農業者等担い手育成対策事業を昨年から実施してまして、令和4年度の当初予算でもその予算額の拡充、それから補助率を10分の3から10分の5というような形で事業の拡充をお願いしようということで提案

しておりますので、こういった事業等も活用していただいて、新規就農また事業の拡大につなげていただければと考えています。

○6番城森史明議員 熊本県の、高速から見える植木市のスイカ地帯ですよ、あそこはほとんどハウスですよ、露地は全くない。ですから、なぜ熊本にあんなハウスが多いのかなっていつも思うんですが、やはりそのハウスを容易に取得できるような体制を要望します。

次に水産業なんですが、市長も書かれてありましたように高度衛生管理基本計画というのがあってそれを実施されているんですが、実際問題となっているのはかつおぶしの製造に必要な冷凍カツオ、これを枕崎港で自前で水揚げできていないと。陸送に頼っている現状があるんで、やはりその辺のところを早急に港の改善というのがね、それが水産業の活性化につながる一番だと思うんですよ、急がなきゃならないというのはですね。徐々に今進めていっているのは分かりますよ。今度また新しい冷蔵庫ができていますよね。そういう意味で、冷蔵庫がネックになっているのか、港の外国船がつけられないのがネックになっているのか、要はかつおぶしの製造量に対して今、冷凍カツオの水揚げ量が幾ら足りないんですか、何割ぐらい足りないんですか。その分をある程度100%の能力に持っていかなければ、かつおぶしの発展もないし、水揚げ量も増えるわけですからね。とにかく枕崎港の水揚げ量を増やさなきゃいけないわけでしょう。それはどうなっているんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど申し上げましたとおり、議員がおっしゃいますとおり漁港の高度衛生化ということで順次、一番南側に高度衛生の荷さばき所ができておりますが、今後は内港のほうの青物の水揚げ、そして将来的には近海魚市場の水揚げにつきましても高度衛生管理型ということで計画しております。

議員からのもう一つの質問であります冷凍カツオの水揚げ量のことですが、現在、青物のアジサバ類が3万トン、冷凍カツオが5万トンほどということで水揚げが近年推移しておりますが、実際には8万トンほどのかつおぶし原料となる冷凍カツオが必要ではないと言われております。

約3万トンが陸送で、こちらのほうに他の港で陸揚げされたものが入ってきたり、また外国からコンテナで運ばれてきたものが博多港に上がって博多港からこちらのほうに陸送されるという状況がございます。

その水揚げが足りない要因といたしましては、冷凍冷蔵庫の庫腹不足、そこが非常に足りていないという状況がございます、昨年から取りかかった漁協の冷凍冷蔵庫建設ということで公称約8,000トンですが、そちらを整備して、まずは受け入れる冷凍冷蔵庫の整備をしていこうということで考えております。

ただ、海外まき網船が主に南太平洋等で取ってきたカツオが陸揚げされるわけですが、現在、この海外まき網船も漁模様が思わしくなくて不漁の状況も続いております。産地としましては焼津、山川、枕崎とありますが、その港に陸揚げされるわけですがけれども、なかなか思うような時期に、そして思うような量が入らないということもございます。

今後は水深9メートル岸壁の整備がされていくということで計画をして、現在、約310メートルの水深9メートル岸壁が整備を今年度で終わります。そうしますと、海外まき網船を見た方もいらっしゃると思いますが、横づけで2隻プラス1隻の計3隻横づけになって待機ができるという状況がございます。

以前は沖待ちをしていただいたりとか、入港を幾らか待っていただいた状況もございましたが、冷凍冷蔵庫が令和5年3月に完成予定ですので、そういった陸揚げした後の保管まで含めて環境整備が整えば、今、議員がおっしゃいましたような冷凍カツオの原料不足というのも少し解消していけるのかなと思っているところです。

様々な要因もございまして、陸揚げの人夫の問題ですとか、そういったカツオに限らず水揚げの現場としましては担い手不足、労働者不足が発生しております。これにつきましては山川や焼

津も同じような状況でございまして、やはり働き方ということで休みも必要ですし、そういった部分も含めて総合的に冷凍カツオの水揚げ体制の環境整備を図っていくことが必要と思っております。1番はやはり冷凍庫の庫腹不足ということが原因であったと考えております。

○6番城森史明議員 8,000トン収容の冷蔵庫ができるということで、あと約2万トン不足しているということなので、この特定第三種漁港13港の中で枕崎漁港は10番目なんですよね、水揚げ高が、149億です。10番目となっているので、やはりその辺の、要は冷凍カツオを水揚げすればすぐ消費する工場があるわけですから。そこをまず解決することによって、漁業も活性化するだろうし、水産加工業も活性化すると思います。その辺をよろしく願います。

それと、4番目の質問ですが、地域内経済の好循環により商業、観光、起業促進を活性化させ地域経済の新たな流れをつくとありますが、どのような流れになるのか質問いたします。

○前田祝成市長 地域経済の新たな流れをつくるという形で私が就任挨拶の中で申し上げておりますが、これはその中心的な位置づけとして来年度立ち上げる予定の自治体新電力の存在がございまして。施政方針でも述べましたが、外部に流出しているエネルギーコストを域内にとどめることで、経済の地域内循環を創出したいという考えです。

これは中長期的な取組になろうかと思いますが、自治体新電力事業を軌道に乗せ、その事業を核とした地域振興に資する各種取組を進めていければと考えております。それら地域振興の取組が関係人口の増加あるいは経済の活性化に資することとなれば、商業であるとか観光等にも好循環を生むというような考え方で地域経済に新たな流れをつくるということで述べさせていただいているところでございます。

○6番城森史明議員 私もそう思ったんですが、実際打合せのときも言ったんですが、そういうことであればそれは新しい流れを生むということで理解できるんですが、ほかにあるのかなと思ったものですからこういう質問をしたわけで。これは要は地域新電力会社を主に念頭に置いたということですよ。

それでですね、産業競争力を向上させるという3つの項目が上がっているんですが、私はやっぱりね、一番効果を出すちゅうのはですね、やはり販路拡大じゃないかと思うんですよ。

いかにそのブランド価値を上げててもですよ、例えば焼酎の森伊蔵で分かるように、森伊蔵は非常に高いブランドを持っているんですけど、あれ量は増やせないんですよ。もう製造上そういうことになって。ですから、ブランド価値を上げててもイメージアップになるとは思いますが、それがその売上げ拡大につながるかつつたらなかなか難しいんじゃないか。それで、やはりその販路拡大というのが非常に必要だと思いますよね。

さっき出ました輸出の話。輸出も今HACCPという新しい経済枠組みがあるわけですが、確かに焼酎も出遅れているのか何か量が少ないんですよ、日本酒に比べたら。だから、市長も地方創生総合戦略でもトップセールスをやるということで述べられていますが、その辺のやはりトップセールスも非常に大事なことじゃないんですか。

それと、「丁寧・本物。」のああいいうPR動画、あれも非常に大事なことです。まずそのPR動画の効果ってどれぐらい現れているんですか。実際、数字として現れているんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 具体的な数値の資料を持ってきておりませんが、SNS等を使って発信した新たな事業ですけれども、今、私のほうが考えていますのは、令和4年度以降もPR動画を使いましたPRをして、今議員がおっしゃいますとおり販売促進、やはり販路開拓という意味で考えております。

市長のほうで午前中でしたか申し上げました博多大丸とのアンバサダー協定を結んで、そういった中でも博多のほうでも映画館でのPRということで、丁寧・本物の動画を流しております。

そして、鹿児島市の鹿銀のよかどビルのほうでも1時間に1回流していただいております。また、PR動画もですけれども、少し令和4年の取組を申し上げれば、販売先という意味で私、先

ほどHACCPで海外への輸出を申しあげましたけれども、国内につきましても、博多大丸との取組でも枕崎フェアということで令和4年4月の初旬に枕崎の産物を持って行って、新幹線を使った朝取れの魚を販売するというつばめマルシェの計画もしております。

また、ここ一、二年取り組んでおります長野県の軽井沢の隣の佐久市のほうにプレスポ佐久インターという大手デベロッパーが造る商業施設がありますが、それが今年の夏にオープン予定です。それにつきましても私も2回ほど行きまして、地元の佐久市の行政の方ともお話をし、佐久市の市長、そしてできれば本市の市長もオープニングには出てトップセールスをお願いしたいと思っております。これにつきましても、漁協、加工組合の皆さんと協力しながら枕崎の産物売っていかうということで考えております。

その前の3月中旬には、今月ですけれども軽井沢のほうの発地市庭という物産施設で枕崎のかつおぶしのフェアをする予定で準備をしております。

この事業といいますのは、やはり新しい販路開拓とですね、安いものをたくさん売るということではなくて、いいものをミドルアッパー層といいますか軽井沢の富裕層の皆さんに、長野はおそばの産地でもございますので、かつおぶしと一緒に持って行って賞味いただくと。そこでカツオのお刺身、たたきも含めてPRしていこうということで、新たな販路開拓という意味では、動画の効果といいますか、PR動画を見ていただいて、そういうような発信もどんどん進んでおりますので、視聴についてはもう何万人という方が見ておりますが、こういった目に見える形で好評を得て販売促進につながっていると考えております。

○6番城森史明議員 博多大丸も確かにいいんでしょうけど、最近デパートが非常に苦戦してますよね。本当にどこで物が売れるかっていうことを考えたそういう販路拡大をしなきゃいけないのかなと思いますし、そして将来の消費の主体となる若い人の消費行動がね、全く違ってきているんですよね。だから、その辺、どこをクリアしていくかということだと思えます。

例えばお茶なんかでも、はっきり言って面倒くさいのか、若い人はもう急須に入れて飲むことなんかほとんどしないと思いますよね。

だからいかにそのお茶を売っていくかということになったときに、やっぱりそういう消費行動に対して、若い人に対してどういうふうに売っていくかというそういうところもですね、重要なことだと思えますが、やはり行政だけでするよっか、例えば先ほどは漁協組合との連携が出ましたけど、例えば農産物だったら農協との連携とか民間との連携ですよ。その辺をしていかないと、なかなかその販路拡大というのも難しいと思うんで、その辺はどのように考えているんですか。

○原田博明農政課長 農産物の販路拡大というか販路につきましても、お茶、果樹等につきましては、もうほとんどが農協との共販で販売している、流通しているというようなところで、現在もJAのほうとは連携を取ってやっているところです。

お茶につきましては、今、各生産者の中でも有機栽培への取組も進みつつあります。これは輸出向けのお茶ということで今、取り組んでいるところがございますが、これにつきましても県の茶市場を通して鹿児島県産として輸出しているというようなところで、JAとの連携は現在も取っているところです。

ただ、様々な作物につきましても、現在、流通も国内流通なかなか厳しいのが現状でございます。JAもいろいろ販路を探しながら流通をしているというところがございます。

そういったところで果樹等もお茶も、現在、ニーズの高い品種に切り替えるようにということで市のほうも改植事業の推進を行っているところがございます。果樹につきましては大将季、またタンカンというようなところで少しずつ転換も進みつつありますし、お茶もさえみどりの改植のほうが大分進んでいるというようなところで、生産者、またJAとも連携して今後も取り組んでいきたいと考えています。

○6番城森史明議員 とにかく販路拡大というのが一番大事だと思うんで、その辺はよろしくお願いたします。

次の件であります、行政間交流の問題なんです、市長は令和2年11月に兵庫県南あわじ市を訪問されたと聞いています。JA南さつまとJAあわじ島が友好関係にあり、その縁で訪問し、JAあわじ島の組合長と面談し、その中で本市と南あわじ市との交流の話も出たとのことでありますが、これは市長はどういう目的を持って訪問されたんですかね。

○堂原耕一企画調整課長 今、質問者からお尋ねの南あわじ市への訪問につきまして、私のほうからその目的、経緯などについて御説明をさせていただきます。

まず、南あわじ市についてでございますが、兵庫県淡路島の南部に位置する人口4万3,000人余りの都市で、温暖な気候を生かし、水稻と露地野菜を1年間を通じて栽培いたします三毛作が行われております。全国でも有数の生産量を誇るタマネギのほか、レタス、キャベツ、白菜などの生産が盛んな土地でございます。

先ほど質問者からもございましたとおり、JAあわじ島とJA南さつま、こちらにつきましては、古くから互いの農業祭へ参加し合ったりですとか、それぞれの人的な交流を図るなど、友好関係を築いておられるところでございます。そのような中、双方のJAとの御関係のある方から、その互いの市の産業を結びつけることで新たな産業振興が図れないかという御提案と申しますか、御紹介がございまして、それを一つのきっかけといたしまして、市長のほうにそれらに関する情報交換のために、令和2年11月16日に南あわじ市を訪問させていただいたところでございます。

訪問に際しましては、JAあわじ島の方々ありがたいことに御案内をいただきまして、南あわじ市の栽培している農地、農産物の販売所、育苗施設などを御案内いただきました。また、当時の代表理事組合長とも会談をさせていただきまして、情報交換させていただいたところでございます。その際、JAあわじ島の皆様方からは、今後行政同士でこの話を進めていく際には協力をさせていただきますというありがたいお言葉もいただいたところでございました。

市長といたしましては、例年6月頃開催される全国市長会の場で、まずは南あわじ市の市長と直接コンタクトを取らせていただきまして、その南あわじ市の行政側のほうのお考えをいろいろお聞かせいただいてその感触をつかみたいという考えでございましたが、このコロナ禍で市長会そのものが中止となりました。その後も関西圏における新型コロナウイルス感染症の感染状況なども影響し、残念ながら現在に至るも、行政同士の接触は行っていない状況でございまして、誠に残念ですが、この件に関する検討は進捗していない状況でございます。

○6番城森史明議員 市長がですよ、コロナ禍でしたよね、収まっていたとはいえ直接訪問されたわけですよ。それは非常に重みがあると思います。

それで、市長はどういう思いで行かれたんですか、そういう行政間の交流というのを頭に置いて行かれたのか、ただ状況視察なのか、その辺はどうなんですか。

○前田祝成市長 企画調整課長のほうから説明があったとおりなんですけれども、そういう御紹介をいただいて、JA南さつまとJAあわじ島が古くからの交流があるということ、それと御紹介者の方からそういう両市の産業をつないで何か新しい取組ができないかという御提案をいただいたことを受けて、御紹介いただいた、まず当時の組合長のほうに御挨拶にお伺いしたところです。そして、JAのほうから南あわじ市の様々な農業を中心とした取組をお聞かせいただきました。

その後に、最終的には行政同士でお付き合いができることが最終的にいろんな施策を進めていく上では大事であろうということで、行政の御紹介をJAあわじ島からさせていただいた上で、行政とのつながりをまずつくっていきこうというお話をしているんですけれども、今現状のとおりこの2年間の社会状況の中で、行政同士のつながりっていうのがまだできていないというような状況です。ですので、今度、市長会が毎年6月に開催されるわけなんですけれども、もし実際、現

場でできることがあれば、そのときにはぜひ、先方の市長に御挨拶させていただいて、いろいろお話を進めていければなと思っています。

○6番城森史明議員 確かにJ A南さつまとJ Aあわじ島はですね、平成27年3月にJ A間の交流協定の締結をされて、それから交流を開始しているんです。そして、令和2年1月のJ Aあわじ島は発足30周年記念式典、それと令和3年3月のJ Aあわじ島の新本所会館が竣工し、その竣工式にもJ A南さつまから全国で唯一招待されているわけですよ。それほど親密な交流が進められています。

それと、こちらの枕崎の農業祭でもですね、淡路島のタマネギを販売しているんですが、もう即完売するほどの人気ぶりということで、ですから、やっぱり今のそういう農協間のパイプをですね、非常に有効的ですから絶対活用すべきだと思うんですね。

そして、先ほど言ったように、そういう面では市長も産業振興でということをおっしゃられましたが、そして、京阪神地区をバックに控える南あわじ市はですね、そこからすぐ近くなんですよ。京阪神地区に近いですよ。陸つなぎです。

ですから、やはりそういう意味からも産業振興、こちらの要望ばかり言ったらいけませんけど、メリットとしてはそういうメリットもあるんじゃないかと思うんで、その辺はどう考えられておりますか。

○前田祝成市長 今、議員からございました淡路島の農協の30周年記念式典等の話も情報をいただいておりますし、実際、訪問する前には私のほうも前のJ Aの南さつまの組合長のほうにも事前に情報提供いただいた上で先方を訪問しております。

今、おっしゃられるように、都市間交流の中で様々な利点もあると思います。お互いのいろいろないいところを生かし合って都市間交流を進めていくっていう部分で積極的にやっていく必要があるかと思います。先ほど、水産商工課長から長野県の佐久市の話もございました。そういう形で、そのできるチャンスをできるだけうまく生かしてやっていきたいと思います。

ただ、現状としては確認もまだ私、コンタクトが取れていませんので、そういう意味では、このコロナ禍の中でなかなかこう交流が難しい中で、次の一歩というのがやはりコロナが終息に向かったときについてということになるかと思いますが、その辺りはしっかりと準備をしておきたいと思います。

○6番城森史明議員 そして、市長は組合長とお会いされたときにですね、組合長もぜひ枕崎においでくださいという言葉をおっしゃられたと聞いていますが、その辺の思いはまだあるんですか。

○前田祝成市長 組合長と直接お話ししたときにその話もしております。

現在、組合長ももう勇退されていらっしゃいますので、その辺の状況は、現在ちょっと私のほうも情報不足のところがございますので、またその辺りはぜひ確認してみたいと思います。

○6番城森史明議員 私が思うのはですね、やはり本市はずっと市町村合併もせずにね、単独の道を歩いてきた都市でありますよね、まちですよ。それと今人口減少が非常に進んでいる。そういう意味で、やはりそのほかの自治体との交流ちゅうのは今から欠かせないものだと思うんですよ。そういう交流を増やしていかないと、なかなかその自分たちだけでまちをうまくやろう、そして人口減少を防ごうと思ってもね、なかなかそれは難しいと思うんで、やはりその他自治体との交流というか、それは欠かせない。いろんな意味でそれは必要不可欠だと思うんですよ。

南あわじ市の若干説明がありましたが、確かにタマネギは並みいる北海道が産地なんですけど、本州では第4位なんですよ。全国の4位ですね。それと耕種の野菜の出荷額、これも24位、全国で。155億ぐらいの野菜を作っていますからね。

ですから、すごい農業県でありますから、非常に産業的にはそこが有名ですけど、プラス文化的にもすごいんですよ、あそこはね。国生みの島っていう、要は日本の発祥の地なんですよ。

あそこに神々が下りてきて、そこでおのころ島っていうのをつくってですね、そこから日本人が生まれていったっていうそういう聖地みたいなところなので、そしてあそこに沼島っていう島があるんですが、そこにうちの立神岩と同様な天の御柱と言って30メートルの立神が上立神岩っていうのが立っているんですよ。それでもなんか親近感を覚えましたよね。

ほかにも人形浄瑠璃やらですね、非常に文化を大事にしている地域。教育も大事にしている。結構そういういろんなところが本市に似ているんですよ。

ですから、ぜひ、そこら辺も前向きに考えていただいて交流を、そのパイプに乗っかればいいんですから。農業のパイプにまず乗っかって何かやればとそうと思いますが、その実際、南あわじ市についてはどういう感想を持たれましたか、市長は。

○前田祝成市長 訪問させていただいて、私がやはりタマネギのイメージがやっぱり強くてですね、タマネギの産地だということで、先ほど課長のほうからありましたけれども、農業の施設であるとか種苗場とかその辺りを見させていただいたので、産業をどうつなげていこうかということの視点で先方にはお伺いしたところです。

そういう印象は当然ありますし、南あわじ市の行政側のほうとまだ接触が取れてないものから、なかなかその辺りが、今、議員から紹介があったような内容については、まだまだ勉強不足なところがございますので、今後の課題かなと思っております。

○6番城森史明議員 一応、前向きに考えておられるということを知って安心しました。ぜひ、コロナ禍ではありますが、やはりいろんな機会を求めてですね、市長会というのがありましたがそれを含めてですね、前向きにお願いできるよう要望しときます。

ちょっと、もう結論が出ましたので、もうこれで終わりにいたします。

○永野慶一郎議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時9分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和4年3月17日)

令和4年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第4号）

令和4年3月17日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	17	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	18	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	19	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	20	市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	21	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	25	枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	26	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	22	枕崎市文化資料センター南浜館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
9	23	枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	24	枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	27	公の施設の指定管理者の指定について	〃
12	28	公の施設の指定管理者の指定について	〃
13	29	公の施設の指定管理者の指定について	〃
14	30	公の施設の指定管理者の指定について	〃
15	31	専決処分の承認を求めることについて	予特

1 6	4	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第13号）	〃
1 7	5	令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
1 8	6	令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
1 9	7	令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
2 0	8	令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
2 1	9	令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
2 2	3 6	枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
2 3	3 7	ロシア連邦のウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的手段による早期解決を求める決議	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10 番 下 竹 芳 郎 議員
11 番 中 原 重 信 議員	12 番 東 君 子 議員
13 番 清 水 和 弘 議員	14 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長	鷲 山 美津代 書記
大 江 武 史 書記	溝 口 達 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	堂 原 耕 一 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	日 渡 輝 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
原 田 博 明 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
神 園 信 二 税務課長	堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
永 江 隆 水道課長	上 園 秀 人 水道課参事
高 山 京 彦 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	小 湊 哲 郎 農政課参事
新屋敷 増 水産商工課参事	松 田 勇 一 市民生活課参事
駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長	平 塚 孝 三 選管事務局長
松 田 章 子 会計管理者兼会計課長	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長	中 村 克 己 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	田 中 幸 喜 消防長
中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長	俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長	立 石 秀 和 総務課職員係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の期末手当の支給率を改定するほか、実施を見送った昨年12月期の期末手当の引下げについて、当該引下げ相当額を本年6月期の期末手当で調整するものです。

委員から、国家公務員が期末手当を改定した理由は何かとの質疑があり、民間のボーナスとの均衡を図るため改定したとのこと。

また、委員から、なぜ令和3年度の給与改定を年度を超えて令和4年度に調整するのかとの質疑があり、国がコロナ下の経済等の影響を判断し国家公務員の対応を決めており、地方公務員も準ずるよう通知があったため、それに従い条例の改正をお願いしているとのこと。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当支給率の改定と、職員と同様に本年6月期の期末手当における調整をするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、職員の給与改定を考慮し、市長等と同様に議会の議員の期末手当支給率の改定等を行うとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市長、副市長、教育長及び医師でない病院事業管理者の給料の月額減額に関する規定を廃止しようとするものです。

委員から、影響額は幾らになるかとの質疑があり、本則の額に戻した場合、三役合計で年間100万円程度の影響があるとのこと。

また、委員から、減額していた分を元に戻す理由は報酬等審議会との絡みによるものなのかとの質疑があり、これまでの報酬等審議会でも減額措置は廃止すべきとの意見もあったが、今回、市長の政治的判断で減額措置を廃止して本来の姿に戻すのが理由であるとのこと。

この答弁の政治的判断や減額措置の廃止のタイミングについて確認するため、委員から、委員会に市長の出席を求めたいとの発言があり、市長の出席を要求しました。

市長出席後の審査においては、委員から、コロナ禍により給料を減額した他市の首長もいる中で、本市はなぜ本則の額に戻すのかとの質疑があり、市長から、コロナ禍だから給料を減額するという考えはなく、1期目の仕事をさせていただく中で三役の給与はそれぞれ業務に合った、決められた規定の給与を受け取るべきだと判断し、2期目に当たっては本来の姿に戻したいという

政治的判断によるものであるとの答弁がありました。

これに対し、委員から、市長がその基本的な姿を守りたいという気持ちは分かるが、今のコロナ禍の中で市民も受入れ難いとの意見や、今の状況ではコロナ禍で給料を上げたと市民に捉えられるのではないかとの意見等がありました。

本件は、賛成者なしで否決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の年額報酬は24万円以内で市長が別に定める額としていたが、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき算定すると現在の上限額を超える実績が算出されたことから、国からの交付上限額どおりの適正な交付金を受けられるよう、算定方式に基づき、年額の上限額を57万円に改正しようとするものです。

委員から、現在、国からの農地利用最適化交付金は幾らで、本来あるべき交付金は幾らになるのかとの質疑があり、令和3年度は780万2,667円の実績があるが、条例の上限額の関係上、420万9,000円の交付請求しかできないとのことでした。

また、委員から、農地利用最適化とはどういうものなのかとの質疑があり、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3点を重要な最適化の目標としているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけるため、消防団員の処遇の改善に向け必要な措置を講ずるよう、国から各地方公共団体に対して通知が発出されたことに伴い、災害等への出動に係る出動報酬の創設等、消防団員の報酬及び費用弁償に係る規定を整備するほか、消防団員の資格要件について、市内に勤務し、または通学をする市外居住者を加える等の改正をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正において、本年4月からの年金担保貸付制度の廃止により、消防団員等が傷病補償年金等を受ける権利を担保に供することを可能とする規定が削られたことに伴い、所要の改正をしようとするもので、今回の改正による傷病補償年金・遺族年金等を受ける権利のある方については、本市での該当はないとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第1号から第3号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号から第19号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号に対する委員長報告は否決であります。

念のため申し上げます。

本件については、原案のとおり可決するかどうかについて、起立により採決いたします。
日程第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立少数であります。

よって、議案第20号は、否決されました。
お諮りいたします。

日程第5号から第7号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号、第25号及び第26号の3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号から第14号までの7件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第8号から第14号までの7件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第8号枕崎市文化資料センター南溟館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、南溟館が所有する貴重な美術品等を次代に継承していくための最適な環境での管理、よりレベルの高い企画展の誘致及び来館者がより快適に鑑賞し、豊かな文化的体験が得られる環境の創出に向けて施設等のさらなる充実を図るための財源確保を目的として、観覧料を改定するものです。今回の改正により、常設展示の一般の方の普通観覧料を200円、年間観覧料を400円に設定し、企画展示観覧料を、これまでの1人につき1,000円以内を2,000円以内に改定することです。

委員から、身障者割引について質疑があり、特別企画展と同様に身障者と付添い1名について半額割引があるとのことでした。

また、委員から、財源不足のため観覧料を改定するののかとの質疑があり、財源不足という考えではなく、貴重な作品を公開するとなれば、殺菌消毒のために燻蒸作業や修復作業などの保存経費が必要であること、さらに南溟館以外のほとんどの美術館が有料観覧であることから、文化振興基金の活用も含め、展示内容の充実をしていかなければならないと考えているとのことでした。

また、新たに設定した年間観覧料である年間パスポートの上手な活用法、勧め方について質疑があり、年間パスポートで、特に市民に何度も足を運んでいただきたいので、ポイントによる特典などを考えていきたいとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号枕崎市運動場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市営野球場のスコアボードの更新に伴い、その利用料金を1試合につき220円を800円に改定するもので、電気料相当分を徴収しようとするものです。

委員から、スコアボードの利用料改定に当たり、他球場の調査を行ったのかと質疑があり、県外の球場や県内15施設について調査し、検討した上で改正に至ったとのことでした。

また、委員から、スコアボードの操作方法について質疑があり、利用者に集まっていたき説明する機会を設けること、さらに、管理上の問題や操作方法についての取決めを今後決定していくとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号枕崎市立総合体育館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、総合体育館の卓球場及び会議室に新たに冷暖房装置を設置したことに伴い、その利用料金を1時間当たり卓球場を4,400円、会議室を330円に定め、電気料相当分を徴収しようとするものです。

委員から、卓球場をほかのスポーツで利用できるのかとの質疑があり、大きな大会での選手控室や、きばらん海クラブでの教室としての利用があるとのこと。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、枕崎福祉作業所の指定管理者を特定非営利活動法人枕崎手をつなぐ育成会に令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

枕崎福祉作業所では、これまでも特定非営利活動法人枕崎手をつなぐ育成会が地域活動支援センター事業Ⅲ型事業を行っており、現在の会員は12世帯で、比較的少人数で簡単な生産活動を通して、物を作る喜び、生きがいがづくり、交流活動を行っているとのこと。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、日程第12号から第14号までの公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

この3件は一括して審査いたしました。

まず、日程第12号は塩浜運動場及び深浦運動場、日程13号は枕崎市立総合体育館、枕崎市武道館及び枕崎市立弓道場、日程14号は枕崎市海洋センターの指定管理者を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、いずれも株式会社ぶるぺんに指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

委員から、選定委員会には何者上がっていたかとの質疑があり、選定委員会前の施設説明会は3者で実施したが、応募があったのは1者であり、選定基準に達していたので選定したとのこと。

また、委員から、株式会社ぶるぺんの提案内容について質疑があり、自主事業として女子野球チームをつくる提案、また野球に限らないバランスの取れた事業提案があったとのこと。

委員から、深浦や塩浜などの施設にはいろいろな不備があるが、その対応について質疑があり、一番安全が大切で、指定管理者とお互い協力して対応していきたいとのこと。

また、委員から、指定管理費として1,100万円を計上しているが、6か所の施設をこの金額で運営できるのかとの質疑があり、金額は株式会社ぶるぺんの提示金額であり、また別途、施設の利用料は指定管理者の収入になるとのこと。

この3件は、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○13番清水和弘議員 私はこの議案22号について質疑させていただきます。

○永野慶一郎議長 清水議員、すみません、マイクをちょっと近づけてください。

○13番清水和弘議員 南浜館のこの管理に関する条例の一部を改正することによってですね、観覧料200円、それから年間400円と言われましたけどね。

この改定によって、これまでの差額、またこの改定によって年間どれぐらいの収入が見込めるのか、それについてお伺いします。

○吉松幸夫産業厚生委員長 委員会では、今まで無料であったということも含めて、もしその料金が発生した場合、100万円ぐらいの額になるかという答弁がありました。

○13番清水和弘議員 100万円ぐらいの収入ということですけどね、この金額で私は運営できるのか、もうちょっとその考え方そのものを緊密に話し合いできなかったのか、その辺はどうなんですか。

○吉松幸夫産業厚生委員長 報告でもあったとおり、あくまでもこの観覧料を取るということは報告のとおりですね、殺菌消毒とか燻蒸作業、修復作業に使われるということで、それ以外は文化振興基金とかを活用しておりますということでした。

○13番清水和弘議員 私はですね、これまでにないその観覧料を取るということであれば、来てくれるお客さんに対する作品とかですね、そういうのももっと充実すべきだと思うんですけど、やっぱり今までの状況と同じ状況の中で、観覧料を上げるのはいかがなもんか。その辺についての意見はありませんでしたか。

○吉松幸夫産業厚生委員長 先ほどの報告にあったとおり、快適に鑑賞し、豊かな文化的体験が得られる環境の創出に向けてという説明でございました。

○13番清水和弘議員 作品の内容について質問しとるんです。

○永野慶一郎議長 清水議員、すみません、質疑は3回です。もう終了してください。

ほかにございませんか。——ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号から第14号までの7件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号から第24号までの3件は原案のとおり可決、議案第27号から第30号までの4件は可決されました。

次に、日程第15号から第21号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[眞茅弘美予算特別委員長 登壇]

○眞茅弘美予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第15号から第21号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る3月4日に開催し、委員長に眞茅弘美、副委員長に上迫正幸委員を選出いたしました。

付託された専決処分の承認1件、補正予算6件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、まず、日程第15号専決処分の承認を求めることについては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第13号）、日程第17号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第18号令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第19号令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）、日程第20号令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第21号令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の6件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第15号から第21号までの7件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は承認、議案第4号から第9号までの6件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第36号枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

これは、国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため、当該要件のうち在職期間要件を廃止するほか、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について定めようとするものです。

本件については、先ほど申し上げました人事院規則の改正が2月17日に公布され、4月1日から施行されることとなったことにより、本日、追加提案という形となりました。

議員の皆様方の御理解をお願い申し上げますとともに、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 議案第36号は追加提案でございますけれども、後もって総務文教委員会に付託するようになっておりますが、基本的なことについて質疑をいたしたいと思っております。

現在、我が国の年間出生数が数年前100万人を割って以来ですね、90万人台になり、さらに現在では80万人台とこういった状況。非常に出生者が減少を続けているわけです。そこで少子化対策、そして子育て支援の在り方というのは極めて重要なことではないかと考えています。

そのような中、提案をされましたこの本市職員の育児休業等に関する条例改正、そこで、現在ですね、本市におけるこの市役所内での育児休業制度取得、市役所内で育児休業の取得がどういった実績になっているのか、どのような実態なのか、まずその点についてですね、お尋ねをし、市長に対してはその実績に対してどういう評価をされているのかですね、この点を質疑をいたします。

○本田親行総務課長 一般質問の中でも御質問ありましたけれども、職員の男女別の育児休業の取得状況につきまして、令和2年度、3年度について申し上げたいと思っております。

令和2年度の女性職員の育児休業の対象者は4人でありました。その全員が取得をいたしております。一方、男性職員の育児休業の対象者は7人でしたが、育児休業取得者はおりませんでした。

令和3年度の実績について申し上げますと、女性職員の育児休業の対象者は5人で、その全員が取得いたしました。一方、男性職員の育児休業の対象者は8人で、そのうちの1人が育児休業を取得いたしました。

○前田祝成市長 ただいま総務課長のほうからも答弁がございましたけれども、現状としては女性の育児休業取得はほぼ取得されているんですけども、男性の育児休業取得が少ないという傾向がございます。

そこについてはですね、男性の育児休業も積極的に取っていただくということが、委員からございましたように少子化対策、子育て支援というところに通じてくると思いますので、そこについては私としても推奨していきたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 男性職員のほうの育児休業制度取得が非常に少ない。これは配偶者ということで、これから国のほうもいろいろこの育児休業法の法改正がなされるようですので、この辺も注目していきたいと思うんですが、一方、枕崎市内事業所ですね、市役所に限らず市内事業

所での育児休業制度取得、この実態については当局としては把握されているんですかね。

それから、現在の通常国会でもですね、この育児休業制度に係る法改正が法案が既に上がっているようなんですけども、その法案では、本年10月1日にまた施行する予定、あるいは令和5年4月1日にまた育児休業制度の改正部分を施行すると、そういった予定が見られますけれども、そういう次から次へ出される制度改正といたしまししょうか、こういうものについては、本市としてはどういった見通しを持ってその条例改正の予定が持たれているのかですね、その辺の方向性についてお尋ねしておきます。

○本田親行総務課長 今回、条例改正をお願いいたしました経緯について申し上げますと、国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関しましては、令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告、それと国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で講じる措置が示されたところであります。

内容についてですが、実施時期が3つに分かれております。御指摘がございましたように実施時期が分かれているところでございます。

令和4年4月1日、既に適用となっておりますが、常勤、非常勤職員に対する不妊治療休暇の新設、それから非常勤職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の新設、非常勤職員の産前産後休暇の有給化となります。

ただいま申し上げました内容につきましては、令和3年12月1日に人事院規則の改正がなされたことから、本市におきましても、枕崎市職員の勤務時間、休暇に関する条例施行規則及び枕崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正を行いまして、令和4年4月1日から施行したところであります。

次に、令和4年4月1日からの適用になりますが、非常勤職員の有給、育児休業、部分休業、介護休暇、介護時間、短期介護休暇、看護休暇の取得要件の緩和及び常勤、非常勤職員が育児休業を取得しやすい環境の整備に関する措置等となっております。

ただいま申し上げました内容につきましては、令和4年2月17日に人事院規則の改正がなされたところでございまして、今回、条例の改正をお願いいたしております。

それから、令和4年10月1日からの適用予定でございますけれども、現在、原則1回まで取得可能であった育児休業等の取得回数を原則2回まで取得可能とすることといったようなこととなります。

その他もございまして、現在、国家公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険の一部を改正する法律の一部を改正する法律案が現在、国会で審議中となっております。

今後、法律案や人事院規則が改正されるのを待ちまして、本市におきましても条例改正、それから規則の改正等を行って対応してまいりたいと考えております。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの市内の民間企業の取得率ということであると思いますが、まず厚生労働省のほうで令和2年度の雇用均等基本調査結果というのが令和3年7月30日に公表されております。その中で、取得者の割合ということで女性が81.6%、男性が12.65%と調査結果が出ております。

鹿児島県内の状況につきましては、令和2年度の鹿児島県労働条件実態調査で、育児休業取得率というのが女性93.6%、男性10.2%と調査結果が公表されているところです。

枕崎市の取得状況につきましては、個別の自治体の公表はしていないということで、私どもとしてはそういった数値を把握しておりません。また、水産商工課のほうでも独自にそのような調査を行っていないところです。

しかしながら、市内の事業所等、また水産関係の団体ですとか商工団体のほうに聞きますと、育児休業制度をやはり就業規則にうたいまして、男性も女性も育児休業を取得されているということでもあります。

取得率については、私どものほうでは少し把握できていないところであります。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程中の案件については、議事日程に記載のとおり総務文教委員会に付託いたします。

次に、日程第23号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[豊留榮子議員 登壇]

○8番豊留榮子議員 議案第37号についてですが、今ですね、ロシアがウクライナへの侵攻を開始したのが2月24日、それ以来ウクライナの病院や学校、幼稚園、住宅街まで爆撃し破壊するという、さらに原発や旧ソ連時代の核物質研究施設まで標的にするなど異常さをあらわにしています。

死傷者は多数に上り、戦火を逃れようとする難民は、国外だけでも200万人を超えているといえます。また、そのほとんどが若い母親と乳幼児、18歳以下の子供、そして高齢者です。

ロシアのプーチン大統領は国内でも反戦行動と報道への厳しい弾圧を広げている中、国連の総会や安全保障理事会、そして国際原子力機関などが国連憲章を踏みにじるロシアの侵攻を厳しく非難し、戦闘停止や平和解決を要求する世界的な動きも強まってきているところです。

そして、日本国内においてもロシアに対する抗議の声は、新聞報道やテレビの映像を目にするたびに人々の思いは広くつながり、行動に立ち上がっています。それぞれができること、それぞれの自治体や議員がすべきこと、それが今回のロシア連邦のウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的手段による早期解決を求める決議、この提案となりました。

1日も早く平和な世界が戻ってくることを願い、枕崎市議全員の連名でこの決議を提出することとなりました。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

「

ロシア連邦のウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的手段による早期解決
を求める決議

ロシア連邦のプーチン政権は、2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

国連憲章では「主権の尊重」「領土の保全」「武力行使の禁止」などを加盟国に義務づけており、ロシア連邦の行動はどこから見ても国連憲章違反であることは明瞭である。これは、ウクライナ国民の平和と命を踏みにじると同時に、国連憲章に基づく世界の平和や秩序を根底から脅かす極めて深刻な事態である。さらに、プーチン大統領の核兵器による威嚇と受け止められる演説は言語道断であり、世界唯一の被爆国として断じて許すわけにはいかない。

現在の日本を取り巻く環境を見ても決して今回の出来事は対岸の火事ではないと捉え、本市議会は、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に強く抗議するとともに、ロシア連邦政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的手段で早期解決を図ることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月17日

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く、全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略するとともに、質疑及び討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第23号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時16分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和4年3月25日)

令和4年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第5号）

令和4年3月25日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	36	枕崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	10	令和4年度枕崎市一般会計予算	予特
3	11	令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
4	12	令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
5	13	令和4年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
6	14	令和4年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
7	15	令和4年度枕崎市水道事業会計予算	〃
8	16	令和4年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
9	38	副市長の選任について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 上 迫 正 幸 議員
 5 番 禰 占 通 男 議員
 7 番 吉 松 幸 夫 議員
 9 番 立 石 幸 徳 議員
 11番 中 原 重 信 議員
 13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
 4 番 沖 園 強 議員
 6 番 城 森 史 明 議員
 8 番 豊 留 榮 子 議員
 10番 下 竹 芳 郎 議員
 12番 東 君 子 議員
 14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
 大 江 武 史 書記
 山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
 溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 本 田 親 行 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 佐 藤 祐 司 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 原 田 博 明 農政課長
 神 園 信 二 税務課長
 永 江 隆 水道課長
 高 山 京 彦 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 新屋敷 増 水産商工課参事
 駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長
 松 田 章 子 会計管理者兼会計課長
 木之下 浩 一 教育長
 中 村 克 己 学校教育課長
 田 中 幸 喜 消防長
 俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長
 中 山 俊 吾 総務課行政係主任

小 泉 智 資 副市長
 田 代 勝 義 企画調整課参事
 日 渡 輝 明 市民生活課長
 山 口 英 雄 福祉課長
 松 田 誠 建設課長
 西 村 祐 一 健康課長
 堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長
 上 園 秀 人 水道課参事
 橋 口 和 洋 監査委員事務局長
 小 湊 哲 郎 農政課参事
 松 田 勇 一 市民生活課参事
 平 塚 孝 三 選管事務局長
 平 田 寿 一 総務課参事
 宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長
 豊 留 信 一 生涯学習課長
 中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長
 山 口 太 総務課主幹兼行政係長
 水 谷 彰 吾 総務課行政係主事補

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本件は、国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため当該要件のうち在職期間要件を廃止するほか、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について定めようとするものです。

委員から、育児休業の取得期間は子が何歳になるまでかとの質疑があり、職員は3歳になるまで、非常勤職員は原則1歳になるまでということです。

また、委員から、育児休業中の給与についての質疑があり、育児休業中は無給だが、職員は共済組合から子が1歳に達するまで手当金が支給され、また非常勤職員についても雇用保険から同じような割合で手当が支給されるということです。

また、委員から、該当する職員に対して育児休業の意向確認の対応等は考えているのかとの質疑があり、市独自で作成している「仕事と子育て両立支援ハンドブック」を用いて対象の職員に説明する中で、意向確認も行っていきたいということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号から第8号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[眞茅弘美予算特別委員長 登壇]

○眞茅弘美予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第2号から第8号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました一般会計、特別会計及び公営企業会計の予算7件については、去る3月7日から9日までの3日間、議長を除く全議員で構成された特別委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、まず、日程第2号令和4年度枕崎市一般会計予算、日程第3号令和4年度枕崎市国民健康保険特別会計予算、日程第4号令和4年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算、日程第5号令和4年度枕崎市介護保険特別会計予算、日程第6号令和4年度枕崎市立病院事業会計予算、日程第7号令和4年度枕崎市水道事業会計予算の6件は、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号令和4年度枕崎市公共下水道事業会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○8番豊留榮子議員 ただいま報告のありました議案第10号から13号までと15号の5件に対して、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

議案第10号令和4年度枕崎市一般会計予算につきましては、今年度予算151億3,340万円ということで、当初予算としては過去最高の予算額ということです。

広域での新クリーンセンターの本格的着工に伴い、南薩衛生管理組合への負担金が2億0,655万2,000円など、そのほかには市民会館や本庁舎、消防庁舎等の老朽化対策を含めた改修事業、消防団の消防ポンプ自動車などの更新や火之神公園の駐車場整備、また環境整備のための火之神地区の養豚場跡地の購入などで8,392万2,000円の増となり、数々の事業が盛り込まれております。

今、全国から寄せられておりますふるさと応援寄附金が、昨年に続き29億円が予算化されています。御協力いただいている全国の皆様に感謝しております。全国からの思いのこもった寄附金だからこそ、大事に活用しなければいけないと思うところです。

毎年度支出される事業費は、一般財源を充てるべきではないでしょうか。

そして、マイナンバーカードの申請・交付・通知に係る経費はほぼ100%国からの交付金で対応しているということですが、2月20日現在の申請者は累計で1万0,347人、交付は9,635人ということです。2016年から始まり6年になりますが、多くの方がマイナンバーカードを持つ必要はないと言われます。

しかし、国は危険を含んだマイナンバーを国が集約し、個人情報をも国が把握するという個人の尊厳を委ねるような行為をやめようとはしません。マイナンバーの安全性が確認されたわけでもありません。取得するかは、個人の判断に委ねられているところです。住民が必要としていないマイナンバー制度は廃止すべきです。自治体としても市民の判断を尊重し、国に抗議すべきではないでしょうか。

次に、議案第11号枕崎市国民健康保険特別会計予算につきましては、国民健康保険は、一般企業で働く会社員や公務員等を対象とした医療保険には加入できない、全ての国民が加入することのできるのが国民皆保険です。ですから、国保の加入者は高齢者や自営業、農漁民さらに無職の人、学生等を対象としているところですが、コロナ禍が続く中で市民の暮らしは厳しさを増してきているところです。

そうした中で、国のほうからは一般会計からの繰入れをなくすようという指導もあり、制度改正により、最終的には県内で保険税の統一をということで、めどとしては令和5年度に統一に向けた方針を県のほうが示すということになっていると伺います。

この4年度の予算については一般会計からの繰入れを行うとしていますが、来年度については分からないということです。市民のため、本当にこの国民健康保険制度そのものを守っていくためには自治体がきちとした方針を掲げていく必要があると思います。

このまま県や国の言うがままになっていくと、この大事な国民健康保険制度そのものが消えてなくなってしまいそうです。

コロナ禍で、国保税を払いたくても払えずに苦しんでいる人もいることでしょう。また受診を控えることで病気の悪化を引き起こすことのないように、引き続き一般会計からの繰入れを国に認めさせ、さらに本市独自の減免制度も取り入れ、全ての人が払える国保税にすべきではないでしょうか。

次に、議案第12号枕崎市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、この制度は2008年、平成20年ですね、4月に始まった制度で、被保険者は75歳以上、または一定の障害のある場合は65歳から74歳までの方は対象者です。

この後期高齢者制度は高齢者を年齢で区切り、75歳以上の高齢者を国保や健保などから手続することなく脱退となり、後期高齢者制度に自動的に移動し加入させられます。

現役世代の負担増加を抑えるためとして、単身で年収200万円、夫婦2人なら320万円以上の人の窓口負担を原則1割から2割に引き上げる改正法が2021年6月4日に成立。これは2022年

の今年度ですね、10月から半年以内に引き上げるとしました。75歳以上の20%に当たる約370万人の方が2割負担となるということです。負担増による受診控えなど懸念されます。

本市にとりまして、75歳以上の後期高齢者の2割負担の対象者は必要な受診が抑制されることになり、疾病の早期発見が妨げられ、重症化につながるものが危惧されているのではないのでしょうか。

そして、議案第13号枕崎市介護保険特別会計予算につきましては、介護が必要になった高齢者を社会全体で支える仕組みとして2000年4月に介護保険制度が始まりました。

今まで家族が担ってきた高齢者の介護を社会化し、介護が必要になっても安心して暮らせるようにとうたって導入された制度です。

しかし、特別養護老人ホームの入所対象者を要介護3以上の人限定することや、介護保険施設での食費や居住費の負担軽減の要件に資産を追加することなど、自己負担が必要になり、原則1割の利用料負担の一部を2割、3割と引き上げるなど、いざ利用しようとするとき利用できない状況が考えられるなど、利用者の負担増と利用抑制をもたらすものと考えられます。

そして、議案第15号枕崎市水道事業会計予算につきましては、日頃より職員の皆さんが常日頃より怠ることなく点検、検査をされ、市民は安心して水道水を使わせていただいているところで

す。片平山配水池工事は、令和3年11月8日から本体工事が完了し配水を開始しているとのこと。

今年度は既設の第1配水池を取り壊す工事を行うとともに、災害時の緊急用の応急給水所を設置することです。また、今年度の給水戸数は1万0,200戸で昨年より100戸の減、年間総給水量は260万立方メートルで昨年より3万立方メートルの減ということですが、利用者の高齢化も進み利用戸数も給水量も減少していくばかりです。

何と云っても、水はなくてはならぬもの。市民が水道料の値上げを心配することなく安心して暮らせるよう、水道事業を守ることも国に申入れをし、一般会計からの繰入れを認めさせるべきではないかということ指摘しまして、私の反対討論といたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

日程第2号から第7号までの6件は、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第8号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第38号副市長の選任について提案理由の説明を申し上げます。

副市長小泉智資は、令和4年3月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

清水議員。

○13番清水和弘議員 私はこの議案第38号副市長小泉智資氏選任について反対の立場で討論いたします。

まず、平成30年4月から枕崎市の副市長として勤務していただいたことに感謝を申し上げます。

しかしながら、副市長としての在籍の間、市民から、朝夕副市長に挨拶しても返ってこない
そういう言葉もあり、また多くの市民が副市長として一般市民との交流がないなどの声
が大多数であります。

我々市民代表である議員として、副市長選任に賛成すべきとの考えに至りませんでした。

また、本会議においても発言や行動など、市長を補佐する立場にある職の方として適任
ではないと私は判断し、副市長の選任の同意に反対いたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第9号副市長の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人です。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に
応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、4番沖園強議員、9番立石幸徳議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成2票、反対11票。

以上のとおり、賛成少数であります。

[傍聴席で拍手する者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いいたします。

よって、議案第38号は、同意しないことに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和4年第2回定例会を閉会いたします。

午前9時59分 閉会

一般質問の要旨

令和4年 第2回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
①上迫 正幸	野球場周辺の整備について	<p>1 スポーツを通じた関係人口増加と公約にあるが、具体的な内容は</p> <p>2 バックスクリーンとスコアボードの完成で整備は終了なのか</p> <p>3 野球場周辺の駐車場整備について</p> <p>4 花渡川の西側堤防沿いには、5本の街灯が設置され、東側堤防沿いには設置されていない。設置、増設の予定はないのか</p> <p>5 堤防沿いは、以前、ランニングコースに指定されていたが、現在は看板もなくなっている。今もランニングコースなのか</p>	市長 副市長 課長
	ごみの中継施設などについて	<p>1 内鍋清掃センターを中継施設とするため、どのような整備を行うのか</p> <p>2 中継施設への持込みごみについて</p> <p>3 4月から可燃ごみ、不燃ごみの収集回数が減るが、市民サービスの低下にならないのか</p> <p>4 新クリーンセンターへの運搬方法はどのように考えているのか</p> <p>5 家庭ごみの量を減らすために取り組んでいる家庭用生ごみ処理機の補助申請の状況は</p>	市長 副市長 課長
	小中学生の登下校について	<p>1 各小中学校で、スクールゾーンは決められているのか</p>	市長 副市長 教育長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
②東 君子		<p>2 通学路の危険箇所は、学校と家庭で共有されているのか</p> <p>3 新入生（特に小学生）の登下校時の通学路の確認はされているのか</p> <p>4 自転車通学の中学生の地域と数は</p>	課 長
	枕崎市歴史資料館設立について	<p>1 枕崎の歴史と文化を残したい。今ある建物を利用して手づくり感のある歴史資料館を造ることは考えていないのか</p> <p>2 歴史資料館を造ることを目的とした市民を含めたプロジェクトチームを立ち上げ、進めていくことは可能か</p> <p>3 歴史的価値のある農具、漁具などを収集するため、広報紙等で募集する考えはないのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	安心安全な学校における施設整備の進捗状況について	<p>1 2校の学校では、保健室の電話回線で不備が見つかった。現在の状況は</p> <p>2 水はけの悪い運動場について、今後の整備計画はどうなっているのか</p> <p>3 古過ぎるトイレやとげのある床など、整備が必要と思われる箇所が多数あるが、今後の整備計画は</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	カツオを使った商品開発について	<p>1 魚の苦手な人でも気軽にカツオを味わってもらえるような、食べやすい商品の工夫は行われているのか</p> <p>2 高たんぱくなカツオのよさをたくさんの方々に知</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③禰占 通男	<p>感染症について</p> <p>税金について</p>	<p>っていただくため、筋トレ動画を作成しPRする取組を考えていないのか</p> <p>1 感染症対応の業務継続計画の運用はどのようになっているのか</p> <p>2 感染拡大による医療機関等の利用状況はどのようになっているのか</p> <p>1 令和3年度の税金、税制改正による税金への影響及び推奨事業の取組について</p> <p>(1) 令和3年度の地方税の税金は、平年と比較してどのような状況なのか</p> <p>(2) 市民税についてはどのようになっているのか</p> <p>(3) 固定資産税についてはどのようになっているのか</p> <p>(4) 法人住民税についてはどのようになっているのか</p> <p>① 法人課税による取組に対する優遇措置が設けられている。推奨事業への取組はあるのか (デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制・活発な研究開発を維持するための研究開発税制・コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制)</p>	<p>市長 副市長 課長</p> <p>市長 副市長 課長</p>
④立石 幸徳	<p>コロナ感染拡大防止策について</p>	<p>1 本市の第6波感染者の年代別動向と3回目ワクチン接種について</p> <p>2 第6波における市内小中学校の感染防止対策と学級閉鎖による授業の遅れの影響について</p>	<p>市長 副市長 教育長 課長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤豊留 榮子	環境問題について	<p>3 5歳から11歳までの年少者のワクチン接種について</p> <p>1 新年度4月からのごみ収集回数の変更などに伴う市民への影響について</p> <p>2 本年4月施行のプラスチック資源循環促進法の取組について</p> <p>3 本市の脱炭素の対応について</p>	市 長 副市長 課 長
	行政全般	<p>1 今後の固定資産評価審査委員会の在り方について（委員会の広域体制構築や中立性・専門性の確保など）</p>	市 長 副市長 課 長
	新型コロナウイルス関係について	<p>1 長引くコロナ禍の感染拡大を押さえ込むために、市としての具体的な対応策を示すことが必要ではないか</p> <p>2 本市における3回目のワクチン接種のスケジュールはどのようになっているのか</p> <p>3 コロナ禍により収入が減少した中小事業者や農家など、また住民一人一人の生活保障に対する本市独自の施策をどのように考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	生理の貧困対策について	<p>1 今、全国的に取組が広がり「女性の健康や尊厳に関わる重要な課題」として位置づけられ、学校の女子トイレへの生理用品の設置が進んでいる。本市における取組状況はどうなっているのか</p> <p>2 生理用品をいつでも入手できる環境を整えることは、学びの環境整備につながることになる。子供た</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
⑥清水 和弘	枕崎市人口ビジョン及び第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画について	<p>ちの声の聞き取りはどのようにしているのか</p> <p>3 子供たちが安心して通学でき、心も身体も健康で衛生的な生活を保障するために、性教育、ジェンダー教育を進めるとともに生理用品の学校設置に係る予算を国に要望する考えはないのか</p> <p>1 市長の選挙公約である「日本一幸せな2万人のまち」の人口は現状で維持できるのか</p> <p>2 これまでの本市合計特殊出生率の推移と、今後、人口2万人を維持するための合計特殊出生率について</p> <p>3 本市への転入・転出について</p> <p>(1) これまでの状況と今後の推移について</p> <p>(2) これまでの状況は鹿児島市や南さつま市等への転出が多くなっているが、このような状況をどのように判断しているのか</p> <p>4 男性・女性の未婚率について</p> <p>(1) どのような状況か</p> <p>(2) 理由など把握しているのか</p> <p>(3) 子供の出生数推移状況が本市に与える影響について</p> <p>(4) 結婚に踏み切れない理由などを確認し、国の政策などの紹介、将来に夢を持てるような状況を提案すべきと考えるが</p> <p>5 労働生産性について、製造業、漁業、卸売業などが1以下になっており、悪い状況と考える。その理</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦眞茅 弘美	男女共同参画社会の推進について	<p>由についてどのように分析しているのか</p> <p>6 県の最低賃金は時給821円。本市で健全な生活の維持・向上を図るための所得水準をどのように判断しているのか</p> <p>1 枕崎市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の目標に対する取組状況は</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の拡大は社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響を与え、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化している。今後、本市が取り組むべきことは何か</p> <p>3 多様化・複雑化する地域課題の解決や個人が尊重される社会づくりのためにジェンダー視点が重要だと思う。本市の今後の取組は</p>	市 長 副市長 課 長
	ひとり親家庭等医療費助成及び重度心身障害者医療費助成事業について	<p>1 対象者数と申請方法は</p> <p>2 償還払いで市の窓口で領収書を提出するようになっているが、申請者からの不満や要望はないか</p> <p>3 子ども医療費助成は自動償還払いが実現しているが、ひとり親家庭等医療費助成及び重度心身障害者医療費助成も自動償還払いにできないのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑧城森 史明	市長2期目就任の政策について	<p>1 市報2月号において「市長就任のごあいさつ」が掲載された。2期目の主な取組において、産業・経済が上げられている。本市の産業は、モノの価格低迷を解決できる高いポテンシャルを持っているとあるが、具体的にはどういう意味か</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="360 792 549 864">友好都市について</p>	<p data-bbox="564 241 1291 313">2 「農林水産業の最適な将来像を描き、成長産業に育てる」とあるが、どのような政策内容か</p> <p data-bbox="564 398 1291 470">3 「地域経済を支える枕崎ブランドの価値をさらに高める」とあるが、具体策は何か</p> <p data-bbox="564 555 1291 669">4 「地域内経済の好循環により、商業、観光、起業促進を活性化させ、地域経済に新たな流れをつくる」とあるが、どのような流れになるのか</p> <p data-bbox="564 792 1291 1021">1 市長は、令和2年11月に兵庫県南あわじ市を訪問されたと聞いている。JA南さつまとJAあわじ島が友好関係にあり、その縁で訪問し、JAあわじ島の組合長と面談し、その中で本市と南あわじ市との交流の話も出たとのことである。南あわじ市との交流についての検討状況はどのようなになっているのか</p>	<p data-bbox="1310 792 1409 904">市 長 副市長 課 長</p>

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 吉 松 幸 夫

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子